

第三十七回国会 参議院 内閣委員会 會議録 第五号

昭和三十三年十二月二十日(火曜日)午前十時三十二分開会

委員の異動
本日委員木暮武太夫君辞任につき、その補欠として後藤義隆君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 吉江 勝保君
理事 石原幹市郎君
村山 道雄君
伊藤 頭道君
横川 正市君

委員

大泉 寛三君
大谷藤之助君
小柳 牧衛君
後藤 義隆君
下村 定君
中野 文門君
一松 定吉君
鶴園 哲夫君
矢嶋 三義君
山本伊三郎君
片岡 文重君
辻 政信君
高瀬莊太郎君

衆議院議員

國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君
文部大臣 荒木萬壽夫君
國務大臣 迫水 久常君
國務大臣 西村 直己君

政府委員

人事院事務総局長 滝本 忠男君
総理府総務長官 藤枝 泉介君
総理府総務副長官 佐藤 朝生君

内閣総理大臣 増子 正宏君
官房公務員制度調査室長 西田 信一君
行政官制局長 山口 西君

行政官制局長 小野 裕君
防衛庁人車局長 丸山 信君
防衛庁長官 島村 武久君

科学技術庁長官 田中 茂穂君
長官官房長 石原 周夫君
大蔵政務次官 船後 正道君

大蔵省主計局長 小林 行雄君
大蔵省主計局給与課長 福田 繁君
文部省管 理局長

常任委員 杉田正三郎君
会専門員 木村 秀弘君
防衛庁経 理局長

説明員

防衛庁経 理局長 木村 秀弘君

本日の會議に付した案件

○一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(吉江勝保君) これより内閣委員会を開会いたします。

去る十七日、衆議院において修正議決され、即日当院に送付され、本委員手に付託されました一般職の職員に關する法律等の一部を改正する法律案、並びに衆議院に於いて原案通り可決され、本委員会に付託されました特別職の職員に關する法律の一部を改正する法律案、以上三案を一括して議題といたします。

まず、衆議院において修正されました二法案につきまして、その修正箇所について御説明を願います。

○衆議院議員(小笠公昭君) 衆議院におきます給与関係二法案の修正の案の内容を御説明申し上げますと、今回の給与改定におきまして、俸給の改定増額分が月額九百円に満たないものにつきましては、原則的に九百円程度の改定に改定いたします。若干の号俸につきましては百円ないし二百円俸給月額の手直しをするという趣旨のものでございます。

非常に簡単でございますが、以上のように九百円未満のものにつきまして、九百円まで上げるといふふうな修正をいたしましたのでございます。

○委員長(吉江勝保君) 以上で説明は終了いたしました。

これより三案の質疑を行ないます。政府側出席の方々は、田中大蔵政務次官、滝本人事院事務局長、増子公務員制度調査室長、船後大蔵省給与課長。なお、迫水國務大臣は、ただいまお出になつたようで、間もなくここにお見えにならうと思ひます。

御質疑のおありの方は、順次御発言願ひます。

○伊藤頼道君 時間の関係があつて、だいたいおくれしておりますから、ごくかいつまんで二、三給与の担当大臣の迫水大臣にお伺いしたいと思います。

この人事院の勧告を政府が受けとめて、これからどういふ態度で臨むのかと私が質問申し上げれば、あくまでも尊重すると、そういうふうにお答えになつておられます。そこで、まずお伺いしたいのは、尊重という意味は、どうも私ども今までお伺いした範囲においては不明確だった。そこで、まず政府が尊重されるという意味は那邊に真意があるのか、その点をまずはお伺いして、それから一、二お伺いしたいと思ひます。

○國務大臣(迫水久常君) 人事院勧告の内容をできるだけその通りに実行するといふことが尊重するといふ意味だと思ひます。

○伊藤頼道君 私は、少なくともこの勧告を尊重するといふ意味は、ただ勧告の内容を政府がうのみにするのではなくして、十分検討して、そして是正する必要がある個所については、万難を排して是正する。また逆に、これに筋の通つた個所については、これを

たいろいろ都合があつても、万難を排して実施に努める、そういうことがほんとうに勧告を尊重するといふことであらうと思ひます。こういう考え方は間違つてはいますかどうか。やはりうのみにするといふことはよくないと思ひます。人事院の勧告があつても、政府は十二分にこれを検討する、その上で善悪について判断を下して、筋の通るよう

に実施に移す、こういうことになつてはならないと思ひます。この考え方は間違つてはいますかどうか。

○國務大臣(迫水久常君) 政府の責任としては、当然人事院の勧告がありました場合には、その内容を検討するわけでございます。検討した結果、人事院の勧告を尊重するかしんかといふことをきめるわけですが、尊重するといふことになれば、その内容をできるだけそのままに実行するといふことが尊重するといふ意味だと私は思つておられます。尊重するかしんかといふことをきめる前提には、十分それは審査をいたします。

○伊藤頼道君 ごらんのうちに、この内容を検討しますと、まあいろいろ問題があまりにも多いわけですが、職階級制の点が特に強化されておるといふ点を指摘申し上げなければならぬわけですね。五等級以下六、七、八等級、こ

うりうりな面について検討いたしました。これはまあ結局下級公務員については、きわめて不利な扱いがなされておるわけですね。そして下級公務員のいわゆるたまり場のようなものを作つて頭打ちをしてしまつて、上の者

と下の者と画然として区別する、こう
いう点がこの表によって歴然としてお
るわけです。こういう点は、検討すれ
ば政府でも十分そういう点を理解でき
ると思うのです。こういう点について
は検討されたかどうか。しかし、ま
た検討された結果、そういう点に気づ
かぬとすれば、これはあまりにも不勉
強であろうと思ふのです。少し突っ込
めばすぐそういう点は明確になるわけ
ですね。この点をばつきりしていただ
きたいと思ふます。

○国務大臣(追水久常君) お話は、な
ぜ通し号俸をしなかつたかということ
の裏からお話になっていらつしやるの
じゃないかと思ふのですけれども、い
ろいろそれぞれの立場から考へて、い
ろいろな議論は立て得ると思ふので
が、これはまあ私が給与担当大臣を引
き受ける前に、閣議決定にはなつたの
であります、その前も、もちろん私
ども責任はありますけれども、人事院
の勧告の内容それ自身を理由のあるも
のと考へた次第でございます。

○伊藤道君 人事院は、民間給与と
の較差を検討したら二・五%あつた
ということばつきりしておるわけ
ですね、そうだとすると、結局各階層の
ものについて、それぞれこういう点が
当然公平になされなければならぬわけ
です。ところが、上の者については、
民間との給与の較差以上に引き上げて
おるわけです。上の者については非常
に引き上げておる。下の者については
不当に引き下げておるといふ実態が出
ておるわけです。こう言つただけでは
おわかりにくいと思ふのですが、たと
えば行政職俸給表の第一表を見て、
二等級については二九・四%民間より

低いということがはつきりしておるわ
けです。それなのに三一・六%、上回
つて勧告しておるといふ点。それか
ら時間がありませんから、ごく簡単な
例で言いますと、七等級については二
〇%、民間より低いと言つておるので
す。それなのに一〇・七%しか上げて
いない。こういう点がいかにも上厚下
薄の一貫した—これは行政職第一表
だけではありません。時間がなから
ただ言わぬだけであつて、こういう点
について政府は検討したかどうか。

○伊藤道君 御説明を伺つておる
と、あまり上厚下薄でないということ
を言われておりますけれども、戦前
は、たとえば今の教育職の例を取りま
すと、小学校の先生は初任給が四十五
円、最高百二十円。その比率は一と三
ぐらいの割合であります。その他につ
いても大体そんな開きであつた。今度
の勧告の内容をうのみにして、そのま
ま政府案といつたこの案によりまし
と、大体倍率は一对十三ぐらいになつ
ておる。これでも上厚下薄ではないか
という点も、この一事をもつてして
もはつきりしている。戦前は一对三ぐ
らいで、それが今は一对十三、あまり
にも上厚下薄がひど過ぎる。

○国務大臣(追水久常君) いろいろ御
指摘の点もござりますが、それは私も
実は非常にこまかく説明をする能力が
ございせんが、たとえば上の方の人
を二〇何%違うのに三〇何%上げた
かというふうなときには、基準内俸給で
あるとか、俸給の実額であるとか、そ
ういふような比較の基準の問題もある
ようございせん。全般的に言つて、
とにかく上の方が上がる量が多い、下
の方の上がる割合が少ないから上厚下
薄であるという御議論も、上がる率の
計算から言いましたら、確かにその数
字は出ておるのであります、俸給表

全体の問題、しかも、過去からずつ
と、だんだん俸給の移り変わりの問
題、将来に対する歴史的な流れに
ついて、固定的なものでなしに動いて
いくのでしようから、そういうものを
全体を見ていつた場合には、私は必ず
しも上厚下薄ということば言えないの
じゃないか。今回の時点においてのも
のだけをとり上げてそういう議論をす
るのは、必ずしも正確ではないので、
一つの過去における給与改定の実績、
その他ずつと一連の問題として考へて
いつていただければ、その数字のさし示
すほど、それから得る印象ほど上厚下
薄というのはいひどくない。モデルト
と、こう考へておるわけです。

○伊藤道君 御説明を伺つておる
と、あまり上厚下薄でないということ
を言われておりますけれども、戦前
は、たとえば今の教育職の例を取りま
すと、小学校の先生は初任給が四十五
円、最高百二十円。その比率は一と三
ぐらいの割合であります。その他につ
いても大体そんな開きであつた。今度
の勧告の内容をうのみにして、そのま
ま政府案といつたこの案によりまし
と、大体倍率は一对十三ぐらいになつ
ておる。これでも上厚下薄ではないか
という点も、この一事をもつてして
もはつきりしている。戦前は一对三ぐ
らいで、それが今は一对十三、あまり
にも上厚下薄がひど過ぎる。

○国務大臣(追水久常君) 人事院が三
カ月という勧告をいたしました理由に
つきましては、おそらく人事院から理
由を聞かれたと思ふますが、簡単に申
しますれば、民間の給与というものは利
潤分配の性格が非常に強く、非常に景
気がいいときと悪いときと変動する
が、公務員のそれは非常に固定的なも
のであるということ、必ずしもその
ときそのときを比較するといふのは当
たらないのじゃないかという人事院の
考へ方、及び期末手当、勤勉手当の同

人事院は、〇・二九あるというのに、
〇・一しか勧告してないわけですね。ま
だ〇・二九残つておるわけですね。こうい
う点にも非常に不合理があるわけです
が、その点で、これは昨年の場合で、す
でに〇・二九出ておるわけですね。とこ
ろが、本年の民間の給与—特別給に
ついては、御承知のように、相当上がつ
ておる。五千億にもなろうとする非常
にブームが出ておるわけですね。従つ
て、今年のそれと比較すれば、相当開
きが出てくると思ふ。従つて、公務員
の皆さんが二・五の年末手当を要求し
ていることは、きわめてささやかな要
求であろうと思ふ。そういう点につ
いて政府は検討されておるかどうか。
また、そういう考へはないのか。当然
これは上げるべきではないか。決して
公務員が要求している二・五カ月とい
うものは過大なものではない、非常に
つつましやかなものである。今年の実
情からいへば、そういうことがはつき
り言えると思ふ。この点についても、
非常に不合理であると思はれる人事院
の勧告を、どうしてそのままのみに
されたのか、こういう点をばつきり聞
かして下さい。

○伊藤道君 時間もないので、最後
に一点だけお伺いして、飛び飛びにな
りますが、時間のない関係で御了承い
ただきたい。例の実施の時期につ
いて、これはどう考へても私もには了
解できないわけですね。人事院が、四月
の民間との実施調査の比較の結果一
二・五%、それは四月の実態をとつてい
る。従つて、人事院が一月ごまかし
て五月にしたこと自体問題がある。
しかし、時間の関係でその点に触れま
せん。五月一日というものは明確に勧
告しているわけですね。益谷前給与担当
大臣も、この場合で、そうしてまた前
内閣委員長も、本会議の場でそのこと
を明確にしているわけですね。当然実
施の時期については、勧告があれば勧
告通り実施する、こういうことはすい
ぶん繰り返しておると思ふので
す。そこで、最初お伺いしたいわけ
です。政府が都合のいい内容についてはその
ままのみにして、実施の時期が都合
が悪いから、これだけを別扱いにし
て、勧告の通り実施しない。これは何
といつても、いかように答弁されよう
とも、これは非常に不当であらうと思
ふのです。しかも、国会の場での公約
を無視しておるわけですね。結局言葉
をかえて言うならば、行政府が立法院の
権威を傷つけるものはなほだしい。国
会の場の違約行為といふことにならう
と思ふのです。これは責任が非常に重
大だと思ふ。これは何といつても違約

○国務大臣(追水久常君) 人事院が三
カ月という勧告をいたしました理由に
つきましては、おそらく人事院から理
由を聞かれたと思ふますが、簡単に申
しますれば、民間の給与というものは利
潤分配の性格が非常に強く、非常に景
気がいいときと悪いときと変動する
が、公務員のそれは非常に固定的なも
のであるということ、必ずしもその
ときそのときを比較するといふのは当
たらないのじゃないかという人事院の
考へ方、及び期末手当、勤勉手当の同

行為だということがはつきりしている。どうしてそういうような不信なことをなさるのか。公務員に順法の精神を説いている政府自体が、こういうことを無視していることは不愉快だ、また遺憾千万だと思つてはいます。その点を明確にしていきたい。これで私の質問を終わります。

○国務大臣(迫水久常君) この実施の時期の問題は、私どもも率直に言つて、最も遺憾とするところでありまして、できるだけ五月一日の線に沿つてやりたいというところは、ほんとうに内閣の中で真剣に検討をいたしました。

人事院の勧告している一般職の公務員だけの費用としてならば、これはまあ大したことはございませんが、地方公務員までずつと一様にやらなければならぬというところは、これは御了解願えると思つて、そういうふうになつた場合には、他の防衛庁その他すべて相当のお金がかかつて参りますし、一面、緊急な他の財政支出も必要である。それで、自然増収のワクというものを、全部この給与の問題に使つてしまふわけにもいかないと、これは御了解願えると思つて、いろいろ計算をして、できるだけ早い時期にやりたいといつて、ほんとうに真剣な検討をしたのであります。結局いろいろ計算をし、いろいろ大蔵大臣等においても検討されました結果、十月一日というのが一番最初の機会だと、こういう結論になつて、十月一日から実施というにきまつたのでして、この点私としてもできるだけ早くやりたいといつて、非常に努力したので、率直に申して遺憾ですけれども、これが最初の時期だ、これが一番早い実施可能な

時期だつたといふことを御了解願いたしたいと思います。なお、益谷元の給与担当大臣が公約したとおっしゃいますけれども、希望的にそうしたいとおっしゃつたとは私は了解しておらず、その点については、われわれも全く同感なんです。ただ計算を、提案理由の説明の中でも申しました通り、財政上の事由、他の緊要なる支出との配分の関係もあつて、十月一日でなければ実施できなかったという事情を御了解願いたいと思つて存じます。

○矢嶋三義君 非常に問題点が多いわけですけれども、今国会の特殊事情で、担当大臣に十分伺ふ機会がないことを非常に遺憾に思いますが、与えられた時間内で伺いますから、明快に一つ願いたいと思つて存じます。

今度の給与改定で、公務員の所得格差は今まで以上に多くなつていくことを御確認いただけますかどうですか。

○国務大臣(迫水久常君) 御質問の意味が、俸給表の一番低い額と一番高い額との間の倍率が従来よりも開くといふことを認めるかといふ御質問なら、それは認めます。

○矢嶋三義君 すなわち、所得格差が開いていくわけですか。で、今のわが国の政治問題として一番大きな問題は、結局その国民の所得格差が開きつづける。これを縮小するといふことが私は一番大きな政治課題だと思つて存じます。今度の給与体系にも同じ形が出てきておられます。私は、立法審査局を通じて、詳細に調査していただいたので、昭和二十五年の十二月は、この最高と最低の比は九・六だつたんです。時間がないから途中抜きますが、三十二年六月に至つて一三・四、今次

に至つて、いろいろの取り方がありますけれども、約一五、かよりにまあ開いてきていくわけですか。それから外国のものも調査いたしました。外国のものと比べて見た場合に、外国の給与は日本ほど開いてない。同じ中でも、大学の新卒と上級公務員との間といふものは、日本よりはなお近い。しかも、その中学校、高等学校を出た者が、外国においては日本よりはるかに近い。日本の場合には、大学の新卒と最上級とに劣つていないけれども、中学校、高等学校になると、ガタツと開いておる。そういうことを、立法審査局を通じて、世界十カ国ばかり調査していただいたんですが、時間がないからその内容は申しませんが、明確にそういう数字が出ておられます。この点から、やはり広い角度からの国民の所得格差の縮小といふことは、今度の経済計画にも織り込まれていくわけですが、給与体系におきましても、今度の改正で格差が開きつづけておられます。できるだけの早い機会にこれを検討して、この所得格差の縮小という方向に公務員の給与体系といふものを検討すべきものだと思いますが、いかがでございますか。

○国務大臣(迫水久常君) 私も、所得格差の是正といふ問題については、少し理屈を申し上げたいような気もいたしますけれども、時間ありませんから、それを遠慮をいたしますが、将来の上と下との倍率の差の開きというものをいふのは、おそらく人事院もよく考へておられるんじゃないかと思つて、人事院の研究に待つて、政府としても善処していきたいと思つて存じます。

○矢嶋三義君 人事院だけに依存してもらつては困ると思つて存じます。たとえば具体的に、米国公務員の給与改定、これを最近やつたんですが、これを見ますと、上下倍率は六・八から五・九、さらに五・二、と、倍率を縮めつづけておられます。アメリカの場合でも、ところが、日本の場合は、さつき私が一部データを申し上げましたように、飛躍的に開きつづけるわけですね。ここに大きな問題があると思つて存じます。この点について人事院にも異論があるんですが、人事院はベストとして勧告をしたんだというんですから、私はこの段階で言わないわけですね。しかし、池田内閣で国民の所得格差の是正といふものを大きな政策として掲げている以上は、公務員の給与体系についても、同じその線から努力されるべきものだと、かように思つて存じます。何一つお答えを願います。もう一回お答えいただきたいと思つて存じます。

○国務大臣(迫水久常君) 所得格差の是正の問題といふのは、池田内閣では非常に大きな問題でございます。所得格差の問題について、ここで私の見解を申し上げると時間もよけいにかかりますので何いたしますが、要するに、官吏の俸給表についても、その方向を將來とつてくるものと私も思つて存じます。従いまして、人事院等において十分研究もしておられると思つて存じます。政府としては人事院の考へ方を検討しつづけると思つて存じます。

○矢嶋三義君 次に、具体的に伺います。このたびの修正予算案を見ますと、常勤労働者に対する給与改定予算が、約一億九千万計上されておられます。で、伺いたい点は、常勤労働者並

びに常勤の非常勤ですね、非常勤職員、こういう下級の職員に対しても、この人事院勧告の線に沿つて、それに準じて給与改定が政府の責任において行なわれる、かように了承してよろしいのでございますか。念のためにお答え願います。早くお答え願います、時間がなくなつて参ります。

○政府委員(増子正宏君) 一般職の職員であります限り、この給与法の趣旨に従つて、全体的に同じような方針で処理されるということでございます。

○矢嶋三義君 では、非常勤はどうなりますか。常勤労働者といふものは、これは一般職に入りますね。念のために確認しますが、お答え願います。

○政府委員(増子正宏君) いわゆる常勤職員とされておられますものは、この給与法の規定そのまま適用がござります。

○矢嶋三義君 では非常勤はいかがですか。非常勤職員に対しては何ら改善しないといふことですか。それではあまりにも冷たいと思つて存じます。当然国の行政に関与して貢献されているんですから、だから当然給与改善をやるべきだと思つて存じます。因務大臣、お答え願います。基本方針として当然やるべきです。やらなかつたら冷たいことになります。

○矢嶋三義君 その答弁それで聞きおきます。

次に伺いますが、初任給調整手当、ああいう制度はベストでないです。ペターでしょうか。私はペターでさえないと思うのです。あの二千円をだんだん下げていって、あんな小さなあめ玉式なような方法で、はたして優秀な公務員が確保されるのか。決して私はベストでないと思う。きわめて弥縫策の弥縫策だと思ふのです。さらに先般問題になりましたが、行政職を甲、乙と分けた、この要求した資料が出て参りました。甲種が四百九十九名採用、乙種が百十六名採用、そして乙種を採用してない省は農林省で、甲種百九名で、乙種は一名も採用してない。それから厚生省、郵政省、労働省、防衛庁、こういふところはほとんどは全然乙種を採用してない。要求によつて資料が出て参りました。そして甲種と乙種についてあれだけの差をつけたといふことは、公務員に優秀な人材を確保するための弥縫策、その弥縫策の弥縫策だと思ふのです。それを持つてこへ出てきたわけですね。大臣はこれをペターだと思つておられるかどうか。このことは、若い大学の新卒初任給があまりにも低過ぎるというのを如実に証明しておると思ふのです。だから、こういふような弥縫的な方法でなく、抜本的に大学の新卒に適正なる給与を与えて、そして国民に十分サービスができるほどの優秀なる公務員が確保されるように対策を講ずべきだと思ふのですが、いかがですか。その通りでしょう、これは。

○国務大臣(迫水久常君) もし私がここでウェットな表現をすれば、私は、

矢嶋参議院議員のお説には、きわめて共感するものがあるといふことを申し上げたいのですけれども、うっかりウェットな表現をしますといふと、それはあつてもつて困りますから……。

○矢嶋三義君 いや、あとで変なことは言わぬです。

○国務大臣(迫水久常君) 私、現在の立場におきましては、決してこれはベストなものではないに、今後十分検討していくべき筋合いのものであると考へます。おそらく人事院においても考へておるであらうと、こう思つております。

○矢嶋三義君 次に、さらに掘り下げまして、これは先般来質疑をして、もう明確になつた問題なのですが、教育職俸給表について、超勤がない過去の経過があつて、このたび行政職を甲、乙と分けた関係上、既得権が奪われた形になつたので、超勤を加味した特殊の俸給表といふものを検討する必要がありますといふことを文部事務当局も先般答弁いたしました。給与担当省として、その方向で検討することの御答弁を求めておきたいと思ふます。これは心配せんと答弁してよろしいのです。どうぞ。

○国務大臣(迫水久常君) それもこれも今後の問題だと思ふます。人事院において検討してもらいたいと思つております。

○矢嶋三義君 念のために伺います。人事院はそれを検討いたしますね。

○政府委員(滝本忠男君) その問題は今後検討したいと思ふのであります。前回の矢嶋議員の御質疑の趣旨によりまする上級甲との比較という

点につきましては、これは問題が別のように存じます。

○矢嶋三義君 そのデイスカッションはあらためてまたやります。

次に伺いますが、一般職と特別職の比較はどの程度にされておられるのか。私は詳細な検討をしておられるのではありませんが、たとえば特別職の給与改善については、その理由として、要求した資料には、事務次官の改善率三二%を基準として特別職の俸給表をば

じいていったといふことですが、総理大臣が約六六・八%、大臣が約六四%の引き上げとなっております。それから裁判官、検察官の特別職の給与の扱いについては理由書が出ておりますが、あの理由を一応私は納得いたしません。しかし、防衛庁の自衛官、それから、たとえば一般職俸給表を適用される警察官、それから海上保安官、こういう職種の比較を詳細にやつてみますといふと、ちゃんと問題点があると思ふのです。政府部内では、一本の形でこれらを十分検討されたかどうか、それとも、現状は不十分であるから、今後これらについては抜本的に検討してみるといふ用意があられるかどうか、その点と、時間が参りましたからもう一点伺いますが、それは先般も問題を提起したわけでありましたが、数字的には研究職の待遇改善の引き上げ率は、民間のそれと比較する場合に、今度若干引き上げたが、なおかつ、数字的には非常に不十分だといふことが明確に数字として出ております。さらにこれらは今後検討しなければならぬ。特に下級職員ですね、研究員とともに仕事をしている研究技術者、下級技能専門者、こういう縁の下の力持ちをし

ている職種の待遇は非常に不適正である。これが日本の研究態勢を万全ならしめない、科学技術の向上が遅々として進まない、一番大きな原因になつてい

ると思ふますが、この点に対してはどうか見解を持っておられるか。以上お伺いいたします。以上をもちまして私のきよりの質問を終わります。

○国務大臣(迫水久常君) 特別職と、あるいは防衛庁の方の給与改定が、一般職の方の給与改定とのバランスがどうなつてい

るかという問題が、それぞれ大蔵省あるいは防衛庁等から答えてもらった方がよいと思ひますが、ただいまおつしやいました研究職の問題は、確かに今後における重要な研究題目であると考えております。

○矢嶋三義君 あなたが研究しておりますかどうかといふことを伺つたのです。総合的に研究を今まで十分していると思つてはいるかどうか、今後研究されるお考えがあるかどうかといふことを国務大臣に伺つたわけですから、それをお答え願つておきたい。ピントを合わせてお答え願ひたい。

○国務大臣(迫水久常君) ただいま申し上げましたように、特別職については大蔵大臣、それから防衛庁の職員については防衛庁長官、それぞれ主務大臣がおられますので、それと相談をしていくわけだと思ひます。

それから研究職の職員の給与についてのお話がございますね。

○矢嶋三義君 それは第二点です。

○国務大臣(迫水久常君) この第二点につきましては、確かに将来さらに検討をしていくべき重要な問題の一つと考へております。

○矢嶋三義君 答弁が不十分だ。

○鶴岡哲夫君 人事院ができましたからちよつと十三年たつたのですが、もうそろそろ公務員の労働権について考えなければならぬと考へておられるのじゃないか。政府と公務員の組合との交渉も、ここ数年非常に軌道に乗つて参つておりますが、昭和二十三年当時返して、公務員には、やはり団体交渉権を与えて、政府とつりつぱに交渉できるような、そういうことを検討するところ

にきていられるように思ふのですけれども、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) その御質問はきわめて重大でございます。私の給与という問題からだけ考へていく問題ではないように思ひますが、一般的に考へまして、現行の制度を維持すべきものだと考へております。

○鶴岡哲夫君 今度の十月一日の実施につかまして、私いろいろ証拠をあげて御質問申し上げたいのですけれども、時間の関係もありますので、簡単に申し上げますが、五月一日ということ

を政府としてもこの席上で言つておられたわけですが、大体十月一日に実施すれば公務員の組合もおとなしくなるだろう、こういうふうな御判断をなさつて、それも一つの要素になつて

十月一日というふうにおきめになつたのかどうか、伺いたいと思ひます。

○国務大臣(迫水久常君) 少なくとも私の関心いたしました範囲内におきましては、そういうふうな考慮は全くなくして、できるだけ早く実行しようといふので、金を一生懸命はじいたけれども、十月一日以前の実施では、非常にいろいろな方面に支障を来たすから、それで十月一日が一番早い機会だ、こういうことになつたわけでございます。

○齋藤哲夫君 十月一日を五月一日にできなかったことについて、この席上でも何回となく質問いたしました。そのつど政府といたしましては、できるだけ努力をいたしましたけれども、遺憾ながら十月一日、こういう言葉を何回となく何ってしているわけなんです。きょうもまた迫水給与担当大臣から先ほど伺ったわけですが、私はそういう遺憾の意をこの段階でやはりお示しになるべきじゃないだろうかというふうに思っております。十月一日を五月一日に持つていくには、これは大へんな金が必要なのでないかというお答えでしよう。しかし、この席上において、幾たびとなく遺憾であるというふうにおっしゃるなら、その遺憾であるというお考えを、お気持ちをお示しになるべきじゃないだろうかと思っております。それで申し上げたいのですが、期末手当ですね、これは先ほど迫水國務大臣が人事院の考え方を御主張になられたわけですが、これは人事院の考え方は、私非常におかしいと思っております。おっしゃいましたように、民間は好況もあれば不景気もある。そのたびに上がった下があったりする。確かに一つの企業をとってみますとそうでありませぬけれども、従来人事院はそうじゃなくて、好、不況にかかわらず、全体の民間の期末手当は幾らと出して、それと密接に結びついて勧告をしてきたわけですが、ですから、小教員以下二けたは、これはネグレクトしたことはあります。〇・〇三とか〇・〇四とかいろいろはネグレクトしたことはあります。もつとも小教員以下〇・〇五月分ということを勧告したこともあります。それがいかに密接に結びつ

いて考えてきたかという証拠だと思えます。今回は〇・二九という数字が出たにかかわらず、その中の〇・一だけ、あとの〇・一九という非常に大きな額をネグレクトしてしまつた。これは理由は全く私はないと思つたのですが、この二・四％というのは、ちよつとばかり政府に怒られる心配があるかもしれないから、一つ年度末手当でも下げようかという顧慮だと思つた。理由は無いのです。理由があるならば、私は人事院に聞きたい。ないのです。そういう点を十分やはりお考えになつて、先ほど私が申し上げたのは遺憾であるというところをたびたび繰り返される、その誠意をお示しになつたらいかかと、こう思つているわけです。

○國務大臣(迫水久常君) まことに残念でありますけれども、そのばんをはじきますときには、三ヶ月分というところをばばんをはじきます。それが十月一日が最初の機会だということになつた次第でございます。三ヶ月分というところが、人事院が勧告いたしましたそのことが適當であるか不適當であるかということについてはいろいろ見解もございませぬが、人事院として、もう期末手当、それから勤勉手当という問題の制度を検討すべき時期がきたのだというふうなものも考え方もしてあるようにありますので、これは将来の問題として検討したいと思つております。

○齋藤哲夫君 年度末手当について検討したいという趣旨を、この委員会の初めのときに、八月十日のこの委員会で人事院がちよつと出しました。しかし、次に今度は人事官が出て来ら

れまして、これは否定しておられませぬ。ですから、それはちよつと解せんと思つては、一つだけそれをつけ加えて終わります。

○山本伊三郎君 それじゃ、具体的に二点だけ大臣にお尋ねしたいと思つた。私の質問に入る前に、ちよつと私の調査が、時間が間に合いませんので、幸い迫水大臣は経済企画庁の長官でございますので、本年度の国民の総所得は、昭和九年から十一年の基準年度から比較して、指数がどれくらいになつているか、ちよつとお教え願ひたいと思つた。

○國務大臣(迫水久常君) 今数字を私持つておりませんが、だれか経済企画庁の……

○山本伊三郎君 いや、けつこうで、時間が惜しいですから。三十二年には一六八・一ということになつてゐる。ところが、三十五年は、私の考えでは二七〇ぐらいになつておると思つた。この三年間相当伸びておられますが、しかし、これは私の推定でございますから、あとでわかりましたらちよつとお教え願ひたいと思つた。

それじゃ本論に入ります。私は、先ほどから同僚委員がいろいろ質問しておりますが、具体的に一つ初任給の低いという点、それから上厚下薄の点が、きょうも理事会で問題になつたようでございますから、一つ具体的に申し上げます。今尋ねたらちよつと関係があつたのですが、実は昭和九年から十一年のこの基準年度、このときの初任給を調べていただいたのですが、大学府で調べていただいたのですが、大

卒、その当時の試験採用された者が七十五円となつておる。それから、その当時高等学校はない。旧制中学ですが、旧制中学の場合は三十五円という報告がある。そうすると、小売物価の方の指数の変化を見ますと、昭和九年から昭和十一年、基準年度を一〇〇といたしまして三三四になつておる。これは小売物価指数です。それをかけると給与がそれに相当するものだといつたしますと、大学卒の場合、現在これが一万二千円に初任給が格づけされておる。この物価指数をかけますと、二万五千五百円になる。高等学校の場合、これはその当時中学校でございますが、その場合は三十五円を三三四でかけますと、一万一千六百九十円になります。その差は大学卒においては一万三千円になる。それから中学校、高等学校卒業の場合は三千四百円差がある。これをパーセンテージにいたしますと、大学の場合は一〇〇・八％、倍以上の格差が生じておる。戦前の最も経済が安定しておつた基準年度から比較すると、現在半額ほどしかないのです。初任給が、それから、また高校の場合には、今申し上げたように三千四百円低い、パーセンテージにして四一％低い。この事実を一つ認識されておるかどうかということを一先先に聞いておきたいと思つた。

○國務大臣(迫水久常君) 実はよく認識をいたしております。

○山本伊三郎君 その認識をされた上にも、もう一点私が言いますが、その当時の上級のいわゆる官吏、今公務員になつておる、その当時は官吏です。勅任官、現在では次官級だと思つたが、勅任官の平均給与が二百五十円。

その当時の国会議員は三千円で、大体これに匹敵しておる二百五十円。これを今日、先ほど申しました物価指数にかけますと八万三千五百円。それが、今度の給与改定で幾らになつておるか御存じですか。ちよつとそれを答えてもらいたい。

○國務大臣(迫水久常君) 大体八万円ぐらいじゃないでしょうか。

○山本伊三郎君 九万三千円になるのです。これは公務員室長、間違ひですか、ちよつと……

○政府委員(増子正宏君) 各省次官級ということであれば九万三千円でございますけれども、先ほどおっしゃつた勅任ということになりますと、これは局長級まで入つておるわけでございます。

○國務大臣(迫水久常君) 私は、自分の経験から考へて、二百五十円というのは勅任官になつた最初だと思つたのです。そして、次官になりますと、たしか年俸五千八百円ということだつたと思つた。それから、もつとずつと四百円ぐらい、そういうことだと思つた。それから、二百五十円の基準で九万円を御比較になるのは、ちよつと当たらないと思つたのです。

○山本伊三郎君 もう一ぺん調べてもらいたいと思つたのです。四百何ぼという数字は僕らにはわかりませんが、もう一ぺんこれは調べてもらいたいと思つた。大体私らの経験から言つて、国会議員と大体同じような程度のもので支給されておつたと思つた。その当時、いわゆる官吏といふは、相当問題のある制度でありましたが、しかし、あの当時は給与は比較的低かつたのです。あの高官と言われる人は、権限は

非常に強かつたけれども、給手は非常に低かつた。この点はあなたの経験と私の経験と、ここで論じてもしようがないから、一つ計数を調べていただきたいと思ふ。そういうことで、きわめて上厚下薄とわれわれは認識して居る。そういう認識をして居る。それでなくても、そういう比較の、高官といわゆる初任給との比較は一応議論が分かれておりますが、別といたしまして、上がり方もそれほど差がない。大学を出た場合には、二万五千円かりに今初任給を出しておつても、ちょうど昭和九年から昭和十一年のいわゆる基準年度の当時に就職した大学出と匹敵することになつて居る。

こういふことから見ると、今の公務員の給手は低いかた低いこと、初任給が低いかた低いことがわかりだと思ふ。従つて、われわれが初任給に對して重点的に大臣に詰問して居るのはこの点なんです。この点をかりに認識されたとするならば、將來この問題について、大臣としてどういふ考へ方、これを是正してどういふ考へ方があるかといふこと、それをただしたい。

○國務大臣(追水久常君) こういふ席で冗談を言つては申しわけないのですけれども、役人の古い連中が集まりましていつも言うことは、昔はよかつたなあといふことなんです。實際、ですから、公務員の給手体系といふものが、昔と今と比べると、確かに今の方が悪いといふことは事実だと思ふ。そこで、これから先だんだんに、いかに不合理であるからといつて、一足飛びにものごとていふのはいかならないのでして、逐次そういうことが

是正せられていく方向であることは私も確信をいたして居りまして、そういうことについては努力をしたいと思つて居ります。

○山本伊三郎君 大臣は、きわめてまじめな方だといふことを聞いて居るのですが、努力するといふことは、これはきわめて抽象的な私に言葉だと思ふ。今度衆議院で修正案が提出された。これに對して政府は受け入れた形でごさいます。百円と云つたので、こんなものは、これはもう政治折衝の、この法案を通すための一つの政治折衝のアクセサリーだと思つて居る。もつと根本的な問題がここにあると思ふのですが、努力をするといふことだけでわれわれは納得できないんです。このあとで討論があると思ひますけれども、われわれが反對する理由の根源は、そこに大きくあるといふことを大臣は十分認めてもらいたいと思ひますが、その点どうですか。

○國務大臣(追水久常君) 皆さまの御意見は、すいぶんよく承りましたから、御趣旨のほどはよくわかりました。しかし、事柄といふものは、そう一足飛びにいふものでは私はないと思ふのであります。やはり段階的にいくべきだと思ひますので、結局表現の方法はほかにもありますので、やはり將來に向かつて努力していくという以外には、ちよつと表現の方法がないように私は思ふのですが、この問題は確かに重大な問題であります。これはいわゆる官民全体の問題として、給手の改善といふことは將來に向かつて推進していかなければならぬ、それに公務員もおくれないようにしていかなければならぬといふことも考へて居ります。

○山本伊三郎君 お尋ねする時間がないので追及できないのですが、私はそういうことを伺つて居るのではないのです。今度のこと、地方公務員も一緒に合わせて、一千億の国費といふものがこれに費やされている。その場合に、それだけの費用を費やされるならば、もう少しいろいろものを勘案して政府自体がなぞ考えなかつたか、かういふことを私は言いたいのです。いわゆる上の方は三十何パーセントといふ高額のベース・アップをやらないが、下の方にはわずかのものしかやつておかない。私はどう言つたからといつて、上の方の給手がこれだといつて言つておられません。上の人は上の人なりいろいろ事情があるから、これを減せとは言いませんが、もう少しさういふ点を考えられなかつたか、周圍でさういふ問題が出なかつたか、さういふ点を伺つて居るので、その点いかがですか。

○國務大臣(追水久常君) 結局さつき人事院の勧告を尊重するがしなないかといふ問題と同じことなるのです。人事院の専門家が、相當の時間をかけて勉強されて一つの体系ができておきますので、その体系全体を見ておいては適當である、こう考へた次第でございます。一方所々、いふふうになつて政府が直すといふことは、賛成をいたしかねた次第であります。

○山本伊三郎君 大臣は、この前の關係を御存じないから、私はこれ以上言いません。さういふことを言つて居るのではないのです。何もこれを上げのために体系そのものまでくずさなくともやれるのです。私は初任給だけを

上げるといつて居るのではないのです。一つの例として初任給をとつて居るのです。その点の認識をはつきりしておいてもらいたい。大臣は、なられて間がないので、あまり追及するととでさらわれたいはいいないから、これ以上は追及いたしません。私の質問する要点を十分把握していただきたいのです。もうすてに本日これを上げたいといふ前提に立つておられるようです。また、われわれもさういふつもりで質問して居る。従つて、私が質問したからといって、この内容がどうなるかといふことは言つておらない。將來に大きな問題を残す。しかも、御存じだと思ひます。下級公務員といふものは、せつかが上がることは上がるのですが、上がりながらも不満を持たしてやつて居る。この政府の立場といふものは私は変えなければいけないと思ふ。さういふ意味において、きよりは質問といふよりも、討論の意味においてやつて居るが、この認識を十分持つてもらいたい。もう一度ここではつきり言つてもらいたい。

○國務大臣(追水久常君) おつしやることは私よく理解して居るつもりなんですけれども、政府の立場といたしましては、人事院の研究いたしました給手体系を一つの体系として觀察いたしました。現在の時点においてはこれが適當であるかと考へた次第でございます。初任給だけ直すといふことには私ははならないと思ひます。初任給を直せば、その上の方も直さなければならぬ、やはり一つの体系問題に帰るのであります。従つて、実は百円衆議院でお直しになつたことに對しても、政府の見解としては適當でないと思へる

から、賛成いたしかねますといふ意見を、私は政府を代表して答弁いたして居る次第でございます。御趣旨はよく了解いたして居るつもりでございます。

○山本伊三郎君 これで焦点だけ合はして私は終わりたいと思ふのですが、私が先ほど初任給の比較をしたから、大臣は初任給にこだわつておられると思ふのです。私があの例をとつたのは、下に非常に低いといふ例で初任給をとつたのです。物価指数を出して言つたのは、体系自体はわれわれとして非常に問題がある。下が低い、初任給だけじゃない。さういふ点を私は今追及して居る。それを今後変えてもらわなければいけないといふ趣旨で大臣の所信を聞いて居るといふこと、この点を十分考へてもらいたい。

○國務大臣(追水久常君) 要するに、公務員の給手を全体的に体系的にレベル・アップすべきだといふ御趣旨と了解いたすのであります。さうです

ね。

○山本伊三郎君 それじゃ、ここで幾ら討論してもむだだと思ひますから、まず一つ過去の戦前を比較して、先ほど各同僚議員から言われましたが、前下の下ととの開き、現在の給手の体系、さういふものを一応検討してもらはば、おのずからわかると思ふのです。今の場合は、官僚的な制度は一応新しい法律によつて除去されたけれども、給手の上においては非常に官僚的なものが入つておるといふことを私は言つて居る。回りくどく言つて居るから理解はできないかと思ひますが、さういふものをなくしてもらいたい。従つて、上と下の格差といふものは非

常につき過ぎておるから、そういうものを直してもらいたい。それには初任給が低い、こういうことを私は言っておるのだから、その理解はできるかどうかというのを聞いておるのです。

○国務大臣(迫水久常君) 御趣旨はよく了承をいたしました。公務員の給与の問題、全体の問題は、人事院が常時研究をいたしておるところでありまして、おそらく人事院としても、今後ずっと全般の問題について検討を進めておられることと考えておる次第であります。政府もそれに照応いたしまして検討を進めていきたいと思っております。

○委員長(吉江勝保君) 速記をとめて。
〔速記中止〕

○横川正市君 委員長にちよつとあれしておきますが、この雰囲気指名してもらうということじゃなくて、大体質問については、私の方できょうは何人でだれということをやっておるのでありますから、それは今まで慣例としてそりなっておるのだから、あなたの方の気分だけで指名してもらわないうように、そういうふうにお願ひしておきます。

○委員長(吉江勝保君) それは承知しておるから、十分そりなうに運営いたします。

○横川正市君 そこで、私いろいろ論議をされておりますので、給与担当大臣にこの点だけ一つ確かめておきたいと思つておりますが、一つは、人事院のこの勧告の冒頭に、ことに問題点としてあげられております中では、今

度の勧告というものは、民間と、それから一般職との間の給与の差というものが、結果的にどういふふうになつてきているかという、民間に人材が流れて、そうして一般職公務員に人材を採用しようとする意思があつても、いい人物を採用することができない、これがこの委員会です。いふん長い間議論をされてきた中で、政府のそれぞれ所管大臣からも強く要請があつて、そして私どもの意見と一致した点から人事院にこれを要請する、こういうことが何回かこの委員会でも議論をされてるわけです。

それから第二は、さきにこの委員会では、各民間の人たちの事情を聞くために、埼玉県の森口さんというのは地方公務員、国税庁からは藤井さんという人が公務員を代表し、それから学識経験者として明大の藤本さん、使用者側の代表として三井金属の石橋さん等に来ていただきました。いろいろ議論をいたしましたわけです。その議論の結果からみましても、大体委員会が勧告までに議論をいたして参りました方向とも、ほとんどあまり差がなかつたと思つております。ことに明大の藤本さんの意見の中に、四点意見が出ておりました。一点は、人事院の勧告の時期について、これはさきに直されたように、三月を起点とするか四月を起点とするか、人事院は四月を起点とする、これは私はこの委員会の意見をとつたと思つております。

第二には、人事院の勧告が、民間より常に低め低めといつてはいる実態がこれは不満であるという点で、実は今度一・二・四％という上昇率をみております。

第三番目は、これは私は、先ほど鶴岡委員からも指摘されましたが、職員団体が要求するものと、人事院が出すものと、政府が了承するものととの間で、過去において非常に大きな違いがあつた。この違いが官庁行政機関で業務を担当する者の不満をかこつて、業務成績に大きな支障を来たしているから、できれば、これはもうすでに組合も成長した段階だから、団体交渉を許さるべきではないかという意見が付けされておりました。そこで私は、そういうような過去のこの委員会の事例から、今回勧告された内容で不満を持つている職員側の要求が三千円の要求をいたしております。これに対して人事院は、二千六百八十円の財源を使つて、そして給与の引き上げを行ないました。財源的にみれば三百二十円の差なんです。普通の団体交渉であるならば、この金額は妥協に近い金額だと私は思うのです。それなのに、今回のこの勧告で、三等級を中心としますと、三等級約三千六百人、四等から八等までの十九万人、一等、二等の約九百人、人事院の勧告を実施する段階で、九百人の人間は、これは黙つてもらう、三等級の者は何となくこれは不満に思つて、四等から八等までの者は、まさに不満でやる方ない、こういう格好でこの勧告の実施を受けようとしておる。こういうような状況を勘案して、あなたは一休これからいろいろ行政事務に携わる大半の人たちの不満というものを、どう処置されて業務成績を上げようとするのか、この点について私はきわめて大切な問題だと思つております。お伺いをいたしておきたいと思つております。

○国務大臣(迫水久常君) さつきからいろいろ言われておりますように、さきの高橋給与担当大臣は、体系がなければならぬ、だからその体系を人事院は理論づけをした、その理論づけは、いわば鉄筋コンクリートのような家だ、どこ一つとつてみても、その家の体裁その他からいって、だから今回これを通します。それならば、私はまた新たな構想で、もつとりつばな家を作る努力というものがあつてしかるべきだと思つております。今これはいい、しかし、将来これについて、今こゝでは申し上げませんが、この委員会は一年半以上も議論をしてきて、そして問題点については、二点を人事院はとつて、そのうち一、二点を人事院はとつて今度の勧告に生かしております。その他はほとんど生かされてない、こういう実態の上から、私は将来直さるべきである、こう思うわけですが、その点大臣としてどうお考えですか。

○国務大臣(迫水久常君) 人事院は、この公務員の給与の問題、何と申しますか、そういうものを研究する機関でありますので、私は常時人事院は今後研究を進めていくものと考えております。従つて、政府としまして、それに照応して、また給与の改定をする時期が必ずくると、こう考えております。

○横川正市君 この報告の第二は、国家公務員は団体交渉権及び争議権を有しないといふ。だから給与改善については特段の配慮をしなければならぬ、こういうふうにお考え方としてお持ちしているわけですが、人事院は、ところが、実態は、この団体交渉権の持つてゐるもの、ないしは争議権の持つてゐるものとの間に大きな開きがある

ある、そこに私は不満の大きな原因が出てくると思う。今私は、まあ日本教職員組合が、ILOを土台にいたしまして労働権の問題で争うという、そういう問題を提起して、政府はそれに対して遺憾の意を表したようであるが、私はどういふ意味で遺憾の意を表されたかわかりませんが、私もどういふ事になることについては遺憾だと思っております。国内で話で解決されないものを、国際舞台へ持って行って問題を解決するというのが遺憾だと思ふ。しかし、本質的に問題が解決されないならば、どういふところも十分に私どもとしては活用しなければならぬ、どういふふうに考えますが、政府自体としては、この労働権の問題については、「今は」といふけれども、「今は」といふことが不満で国際舞台に提議されるような段階だが、おそらく公務員についても、近い将来どういふ問題が起きてこないとも考えられないだけども、政府は、もつと問題を、国際舞台に出ない前に、国内的に問題を解決する、こういう私は努力があつてしかるべきと思いますが、御所見をお伺いしたいと思います。

そこで、二、三お尋ねしたいのですが、今までの同僚諸君の質疑、これに対する答弁を伺つておりました、問題は大体出尽くしていると思ふ。ただ、私の遺憾とするのは、これに対する答弁がいつも堂々回りで、いかにしてこの責任を追及されたいようにしておるかという熱意だけであつて、どうしたならば国民に対して責任ある態度を政府として示そうか、こういう熱意に私は欠けておるのではないかと思ふ。政府の答弁の上手だとか下手だということ、言葉じりをつかまれないということ、責任の追及をされたいということ、これが上手だといわれるようであるならば、私はすでに古い時代の考え方だと思ふのであります。これからお尋ねをすることも、項目としてはあるいは重複するかもしれないけれども、できるだけ簡単に、簡潔にお尋ねしますので、たとえば時期とか、方法とか、研究をしておるならばどういふ方法でどういふ機関で研究をしておるといふように、具体的な答弁をしていただきたいと思います。勸告の実施期日について、先ほど追水大臣は、財源の不足のためにどうしても十月一日以前にさかのぼるわけにいかぬ、これが最も大であり、唯一の原因であるといふふうにお答えになつておられます。しかし、前週のラジオ討論におけるわが党の受田君の質問に対して、水田大蔵大臣は、財源ではない、技術的な困難があつてできないのだと、明確に言つておられる。つまりこの五カ月も、八カ月前もさかのぼるということ、技術的な困難があつてとでもできません。技術的ですか、と念を押されて、技術的だと、明確に答えておられる。これは両者の間に重大な食い違いがある。これは大蔵大臣にもその点、技術的にどういふ点がいけないのか、聞いてみたいと思ふのですけれども、給与担当大臣として、この点はどういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(追水久常君) 水田大蔵大臣がどういふ意味で言われたのか、ちょっとよく私その後話を聞いておりませんから知りません。あるいは予算編成の技術上むずかしい点があるのかもしれないとは思いますが、私も、私が了解したしておられる範囲におきましては、水田大蔵大臣も、できるだけ早い機会でもよろうじやないか、五月にやれば幾らか金がかかる、七月にやれば幾らか金がかかる、ずつと計算を立てまして、中央地方を通じてやる場合はどうかというところをすつかり計算して十月というところが出たと了解しておりますから、技術的な問題というところは、私ちょっと今了解をいたしかねます。

○片岡文重君 人事院の給与局長に伺いますけれども、実施期日の勸告についてですが、政府が十月一日に繰り上げたということは財源だけであつて、大蔵大臣の言うように、技術的な問題はなかと理解されるのですか。それとも、財源ばかりでなしに、技術的な面においてもできないだろうかと考えられますか。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院といたしましては、ただいま給与担当大臣からお話がございましたように了解いたします。

○片岡文重君 人事院は、そうすると技術的に困難ではなくて、財源だけと、どういふふうにお考えになるのですか。

○政府委員(滝本忠男君) 技術的というところはどうかということか知りませんが、政府で提案理由で御説明がございまして、また、たびたび給与担当大臣から御説明がございました理由によりましてこれが延ばされたものである。人事院としては、勸告で申し上げるようになります、五月実施ということとを人事院として希望するということとを人事院として希望する以上は、これでもできる限り尊重して実施したいというの、前給与大臣もしばしばこの委員会で答へられておるので、そこで五月一日の実施を希望しておられるので、政府としては、当然それに従うべきである。ただ、たまたまことしはいろいろな行事もあり、衆議院解散等もあつてできなかったと思ふのですけれども、少なくとも平常の年においては、五月一日の資料に基づき、八月になされた、この間三カ月、こういう状況の中では、もつとこの期間を縮めるように人事院等に協力をいたさんと同時に、政府としては、どういふ勸告がなされたならば、直ちに三カ月も四カ月も国会の召集を延ばすということでもなしに、直ちに実施する機会を持つ、財源等において補正の措置が必要であるならば、臨時国会を直ちに召集する、このくらいの熱意は私はあつてしかるべきだと思ふのですが、今後におけるこの取り扱ひについて、つまり勸告時期の実施について、そのくらいの熱意を持つてしかるべきだと思ふが、給与大臣はどうお考えになりますか。

○国務大臣(追水久常君) 抽象的には全くその通りだと思います。ただ、今度もやや行き過ぎましたのは、いわゆる自然増収といひますか、財源の見通しを立てるのについて若干の困難があつたわけですが、従つて、予算が一べんできてしまつた直後、たとえば五月とか六月とかいふときに、まあことしの自然増収は幾らあるのだというものの財源のめどをつかさどるということ、それはなかなか困難だと私は思ひます。いろいろそういう事情がありますが、抽象的には、原則の問題としては片岡さんおっしゃつた通りに心得ております。

○片岡文重君 具体的に言つても、私はやる熱意がほんとうにあるなら、特に経済企画庁あたりで、終始経済の伸び、それから税収入なり財源の伸び等も見えておるわけですから、ほんとうにやろうという熱意があれば、もつともつと縮めて実施し得ると考えておりますので、そういう具体的な努力をされるように希望しておきたいと思ふ。

それから、上厚下薄の問題については、もしばしば論ぜられましたけれども、大臣は、今まで聞いておると、上厚下薄では必ずしもないといふふうにお考えになつておられるようですが、お考えに必要ですから、その点を明確にしたいので、この出されておる案が上厚下薄ではないとお考えになるのですか。そういう傾向があるということを確認されるのですか。

○国務大臣(追水久常君) 給与を一つの体系として考え、同時に、給与改善の一つのプロセスを、ずつと過去から現在、さらに将来に向かって追つていきますように考えていきますと、私は必ずしも日本の現在の公務員の給与体系が上厚下薄であるとは思つておりません。

○片岡文重君 今度は総理大臣の俸給が二十五万円、六六・八%の増になり。これは一体どこに根拠を置いて、何に根拠を置いてこれが妥当だという線を出されたのですか。その点を一つお聞かせ下さい。

○政府委員(船後正道君) 大蔵省給与課長の私が出席しておりますので、お答え申し上げます。特別職の給与は、御承知の通り、人事院勧告の直接の対象ではございませんが、従来から特別職と一般職とにつきましては、バランスを考慮して定められてきております。従いまして、今回も一般職につきまして、人事院がそれぞれの職務と責任に応じてそれぞれの給与の変革を勧告いたしましたので、その趣旨を受けまして、特別職の給与の変革もきまつた次第であります。御質問は、総理大臣の二十五万円の基礎でございますが、これにつきましては、特別職相互間にも種々のバランスがございました。御承知の通り、特別職給与法で定まっておりますクラスの中で、最低のものは各種の委員会委員でございます。この各種の委員会委員は、現行七万五千円でございますが、まずこれの改定につきましては、事務次官の改定率、これが本俸といたしまして約三三%、また、基準内給与といたしまして約二八%、これをめどにおきまして、七万五千円を十万円に改定いたしました。ほぼ同率でございます。

次に、また特別職と一般職との関係につきましても問題となりますのは、政務次官と事務次官とのバランスでございます。現行におきましても、政務次官は九万円でございます。本俸は、ちろん、管理職手当、あるいは期末、

勤労手当を含めた場合におきましても、政務次官は事務次官を上回っております。また、この場合に問題になりますのは、立法府あるいは司法府における特別職、あるいは議員の給与でございます。御承知の通り、立法府におきましては、国会議員の歳費法の第一一条に、議員の歳費は、政務次官の俸給月額と同額である、こういう旨の規定がございまして、私どももいたしましては、従来からの経緯を考えますれば、その点の考慮も払う必要があるわけでございます。従いまして、まず政務次官の新俸給は、総給与といたしましては事務次官を下ることにはいたしません。また議員の総給与も、これは結果論でございますが、そのように政務次官に比準して定まりました場合には、事務次官を下ることにはいたしません。そのような観点から、政務次官の給与を十三万円、その下に改定いたしました次第であります。

次に政務次官、國務大臣、総理大臣でございますが、この三者間のバランスにつきましても、現行法では十五万円、十一万円、九万円というように格差があるわけでございます。この格差につきましては、今回の改定に際しまして、従来よりも若干広げているのは御指摘の通りでございます。現在國務大臣と総理大臣とは、約三七%程度の格差がございまして、今回の改定では十八万円対二十五万円、約三八・八%に広げております。また政務次官對國務大臣につきましても、現行は九万円對十一万円でございます。約二二%の格差でございますが、これは今回は十三万円對十八万円というふうに、三八%に広げております。かように、それぞれの職務と責任というものを勘案

いたしましたして金額を決定いたしました次第でございます。もちろん特別職の職員は給与につきましても、民間会社等の役員給与とはもちろん比較にもなりませんけれども、やはり公社、公庫等の政府関係法人の役員給与というものにもならぬ合わせまして、この程度の改正は決して高きに失するということはないと考へておる次第でございます。

○片岡文重君 高きに失するかどうかという点ではなしに、総理大臣の職責とか責任とかというものが、にわかにはね上がったわけではないのであつて、総理大臣の給与というものが、私はやはり逆に全公務員の給与の基準にむしろなる。一方は総理大臣だけがこりした七〇%近いね上がりがございます。そうしてちろんということもなおりますが、岸さんはこの前辞退をされたので、これは辞退をされるのは、そういうものに生活の根拠を置かなくてはならないんだらうし、また、いかにも面はゆかたつたであらうが、今度池田さんは辞退されるつもりかどうか、それはわかりませんが、少なくともわれわれから見れば、辞退しても済むという境涯にある。ところが、一般公務員になつてくると、少なくとも、百円でも二百円でも、非常に大きなウェイトになつてくるわけですね。こういう状況の中で、一方のものが三〇%、四〇%どころか、七〇%近いね上がりをして、なおその較差を埋めるところまでいってない。こういうやり方について、私ははなはだ遺憾だということをお話しておるのです。で、特別職の給与だから、給与関係大臣は関知しないというさつきのお答のようではすけれども、

も、少なくとも、全公務員に対して、あたたかい気持を持つてこういう問題を処理しようとするならば、当然これらの振り合いについても真剣に考慮され、具体的にどこからこういうね上がりが出てきたかということについても、私は研究あつてしかるべきだと思つておる。全然これらについての考へはなかつたのですか。

○國務大臣(追水久常君) 私の実は担当ではございません。ありませんが、閣議の席において原案をきめます場合には、当然私もそれには参予いたしております。で、二十五万円というのは一体高いのか安いのかということを議論し始めれば、これはなかなか議論があると思つておる。私は、総理大臣の給与が二十五万円ということ、決して高いたとは思つておりません。

○片岡文重君 今の俸給表をこの次に改正をするのは、やはり民間給与を調査した結果になるわけですが、その場合に、これは人事院にお伺いします。五十人以上の事業所について調査をするというところでありますけれども、御承知のように、五十人そこそこの事業所では、最低賃金をきまつていないところもあつていくというやり方は、どうも納得できない。今後のやり方について、何かこの事業所の取り方等に、あるいはその他これに関係する方法について、改むべき点を考へておられるのかどうか、これを一つお尋ねしておきたい。

○政府委員(瀧本忠男君) 人事院は、御承知のように、民間の給与調査を行なひまして公務員の実態を把握いたしまして、そうして勧告をいたすわけ

でございます。まあ五十人という問題が出ましたが、調査方法等につきましても、従前と同じことを繰り返してやっておるのではないので、やはり変える方が合理的であるということにつきましても、私は考へております。五十人という問題でございますが、人事院としましては、公務と同じような職務内容をやつておるものをとらえるという趣旨でございます。おおむねそういうことだから参ります。五十人以上というものは、五十人の辺だけをとりえるというのではございませんので、それ以上の比較し得べきものを全部民間においてとらえる、こういう趣旨でございます。従いまして、大局的に申し上げますならば、調査方法等につきまして、今後十分検討したいというふうに思つて改むべきかどうかということ、これを席上で申し上げるわけには参らぬ。現在のところ、人事院はこういうところで適當である、このように考へておる次第でございます。

○片岡文重君 私は、今まで数回委員会に出席をしておりましたけれども、同僚諸君の質問のために、全部譲歩して参りました。従つて、この法案が採決されるにあつて、党としての意思を決定するために若干の質問をしておるわけですが、質問を最終するよう決定によつて、質問を終結するようという今同僚議員のお話でありますから、あえてこれに逆らつてまで私は質問を続けようと思いませんけれども、委員長において、今後の委員会の運営に、少なくとも各議員の発言が不当に拘束されることのないように、十分な配慮あらんことを私は希望して、この際は質問を終わらせておきます。

○一松定吉君 ごく簡単に一言だけ……。今までの皆さんの質問に牽連して、人事院の方に簡単に伺いたいのです。

このことが新聞等に報道されましてから、一般世論は、いわゆる上に厚く下に薄くと言つて非難しておる。ところが、この増加率を見ると、六六%、六三%、一番下が三七%あるいは三三%、一体こんなに上に厚く下に薄くしなければならぬのですか。これは私一つ伺つてみたいところですが、同じ増加率にしても、増加率を何も、昔そつであつたからそつしなければならぬといふことはない。結局時勢に応じてその増加率をふやせばいいと思ふのだが、こんなに差額を設けるといふことは、どういふわけですか。差額を設けた理由、非常に差額を多くした理由を一つお伺いしたい。

○政府委員(滝本忠男君) ただいま御指摘の率の問題でございますが、これはおそらくは特別職のことをおつちやつておるのだらうと思つて、人事院が勧告いたしましたのは、一般職のことでございますので、その範囲でお答え申し上げます。人事院は、意識的にこのパーセンテージを上げ下げしたものでございませぬ。これはやはり公務部内のバランスといふことも考えまして、それで民間と対比いたしました、それで見合ひよりな改善率にいたしました次第でございます。従つて、改善的に人事院が上を厚くするといふことを意識して、何もかまわずやつたといふものではございませぬ。なお、人事院は、過去におきまして初任給の手直し並びに中だるみの是正といふようなことをやつて参つておつた

のでありまして、そういう段階におきましては、上下倍率と申しますか、そういうものが必ずしも適正でなかつた、その時期がよかつたとは申せなかつた、このように思つてあります。で、現在人事院が勧告いたしましたお取り上げ願つております法律におきましては、上下倍率といふことは、これは倍率の点から見ても、ただいま私が申し上げました初任給の調整あるいは中だるみ是正をやりました前の状況から比べて、不当に開いておるものもございませぬ。以上お答え申し上げます。

○一松定吉君 今あなたの御説明によると、民間の収入というものと見合はしてというふうなお言葉がありました。が、民間の業務に従事する人と、公務を執行する公務員とは、職責が違つては、民間の人が一月に五十万円取らうと百万円取らうと、それは勝手なことです。民間では、収入いかによつて金額を上げたり下げたりするとは勝手であるが、いやしくも公務員というものは、国民の膏血によることろの租税をもとにして収支を決定し、国民の財政状態と見比べてしなければならぬのですから、民間がそのように高いからといつて、公務員の増加率を民間に比例してやるといふようなことは、これは人事院としてもよくないことなんだ。これは実は考えてもらわなければ、また、こういうふうなことに對しましては、政府としても、人事院がこういうふうな勧告をしてきたから、人事院の勧告を尊重せよやならぬといふことはない。政府は政府として、人事院の勧告が、はたして国民の

意思を尊重し、政治家として当然なすべきことであるかどうかといふことを慎重考慮した上で、人事院の勧告をいれるか、いれないかを決すればいいわけだ。人事院がこういうことを言つてきたから、これをそのまま認めて、これを国会に提案するとかいふようなことは、これは政府としても考えてもらわなければならぬと私は思ふ。この点について、あなたの今の人事院の御意見をもう一べん伺つると同時に、関係大臣でないといふことはよくわかりませんが、國務大臣という立場において、ちよつと一言あなたの意見を承つてみたい。両人からお答えを願いたい。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院が勧告いたしましたのは、人事院が勝手に考へてやつておる次第ではございませぬ。これはやはり国会においてお定めになりました公務員法であるいは給与法、この際は公務員法が主でございますが、その条項に基づきまして、公務員の給与といふものはどうあるべきである、こういうことを考へて人事院は勧告しようといふ趣旨の規定があるのでございます。従つて、その規定に基づきまして人事院は勧告をいたしておる次第でございます。仰せのように、公務員はその給与は税金からまかなわれるといふことはお示しの通りでございます。しかし、また別途、やはり公務といふことも、適正に給与がきめられませんと、やはり公務能率の低下といふようなこともございませぬ。また、一方におきましては、国民の納得も得なければならぬといふようなこともあるわけでございます。そういうことで、公務員法にきめられておる範囲で、人事院といたしましては

こつちのほうにやるのが適正である、このように考へて勧告いたしましたおる次第であります。

○一松定吉君 ちよつと待つて下さいます。そうすると、何か法律で増加率がきまつておるのかね。あなたの言うことは、法律で増加率がきまつておるならば、総理大臣、会計検査院長、人事院総裁は六三・八、あるいは最下級の地方財政審議会委員だとか、あるいは東宮大夫とかいふものは三三・三%といふふうに法律できまつておるのだ、法律できまつた通りに、現行法をもとにして、そのきまつた率に基づいて上げるについては、これは私は文句を言いませんよ。しかし、法律で増加率をきまつておりますか。

○政府委員(滝本忠男君) それはきまつておりませぬ。きまつておるとするとは、どういふことかと申しますと、公務員の給与をきめます場合には、民間の給与といふものを十分調べ、その上で、その給与に見合ひように、また、職務と責任に應じて公務員の給与といふものはきめられるべきものである。また、生計費の点も考慮して公務員の給与を作り、それを勧告しよう、こういうことがきめてあるわけだ。

○一松定吉君 そうすると、私の言うたの言うようなことは考慮に入れなかつたの言うようなことは考慮に入れなかつたのか。

○國務大臣(迫水久常君) 先生少し誤解をしておられるのぢやないかと私は思ふのですが、今先生のごらんになつていらつしやる表は、特別職の表でございませぬ。

○一松定吉君 いや、特別職で今質問している。

○國務大臣(迫水久常君) 人事院の申しておられますのは、公務員の一般職の方の話をしておるのでございまして、一般職の方の給与体系をきめました上で、特別職はそのバランスに應じてきめていったものでありまして、その責任は大蔵省がこれは持つのであります。従つて、今総理大臣が六六%ふえるとか何とかといふようなことは、あとから出てきた計算で、ふえる率を先にきめたのではなくて、一応総理大臣は二十五万円といふところに標準を置いて考へた。それは国会議員の歳費の問題との関連もございませぬ。そういうふうにして、特別職の一つの標準を大蔵省で作つたものでございまして、その大蔵省が作つたものを逆算してみるといふと六六%の値上りになつておる、こういうことに相なるのでございます。

○一松定吉君 今、迫水大臣の言われたようなことは、これはそつでありませぬ。そつでありませぬ、人事院がこつちのほうに参つたから、人事院の増加率を基礎にして政府がやらなければならぬといふことは、人事院の指図に従つて政府は駆使されているようなふうに見える。人事院のやり方が悪かつたならば、これは是正すればいいわけだ。だから、そういうふうなことは迫水さんも國務大臣の立場において一つ考慮して、あなたの将来も考慮することだから。

それから、人事院の方に言いますが、まあそれは一般職のことではなくて、特別職——普通のことに対しては、でも、やはりこの増額するといふよう

なじぶんには、増加率というものをや
はり考えてやるということが、君、ほん
とくに国情に適し、政界、財界等のこ
とと比較して、公務員はかくあるべき
ものであるということを考慮に入れて
増加率というものをきめることが、人
事院に課せられた私はほんとうの仕事
だと思ふのだね。それを一つあなたは
局長でおありになるのでしょが、人
事院総裁にも、こゝろい意見があつた
というのを述べて、これがどうい
ふに修正されるか知らんが、将来は
やはりそういう立場においてやらな
いと、さなきだに国民は、また月給を上
げたのだ、上げたのだというよなこ
とになるといふことは、やはり政府や
官公吏に対する国民の信用というこ
とにも関係するのだから、何も官吏は月
給によつてせたいくしなきやならん
といふことはないのだから、こゝろい
も一つ考慮に入れていただきたいとい
うことをあなたに申し上げて、これ以
上あなたを迫及しませぬよ。それはそ
ういふようにした方がいと私は思
ふ。

それから、迫水国務大臣は、あな
たはこれは直接関係がない、これは大
蔵省だとおっしゃるけれども、国務大
臣というお立場で、やはり今私が申し
上げたようなことを念頭にに入れて閣議
で意見を申し立てて、なるべく是正さ
れることは是正して、あまり国民から
非難攻撃を受けないようにするとい
うこと、その方が国務大臣としての十分
な職責を尽くしたものであらうと私は
思うのですが、これは私もあなたより
年が上だから、年が上の一松がこゝろ
いことを言つたというのを、一つ、
ついでにまた池田君などに話し

て、考慮していただきたいということ
を申し上げて質問を打ち切ります。

○矢嶋三義君 ちよつと迫水長官、
さつきの答弁を取り消していただき
たい。といふことは、一松委員は決して
誤解していません。正論をいっている
わけですよ。で、私その根拠を申し上げ
ますがね。一松委員は、もちろん一
般職と特別職と一緒に質問しているわ
けだ。一般職だけ見て、何でしよ
う、一番率の低いのが八・四％しか上
がっていないでしよ。そして一番高
いのが三三・六％、一般職です。金額
にして新聞には最低八百円と書いてあ
るが、最低は公安職の(口表の八等級の
一)号は七百円しか上がっていない。そ
して最高は二万三千八百円上がってい
るのだね。そこで、特別職は大蔵省所
管で、こゝろい法案が出たから、一体
特別職の表をいかにしようとしたか、その
根拠を示さない、その資料を出しな
さいと要求したところが、大蔵省は、
三十五年十二月十八日付で、ここに内
閣総理大臣等の給与改定方針について
という資料が出ています。その資
料には、先ほどちよつと私申しました
ように、この事務次官の給与改善率約
三三・六％を基準として、そしてこれを十
万円と置いている。そして勧告の趣旨
に従つて、国務大臣等では、類推算定
したところがかくかくの金額になつた
と資料として出ているじゃないです
か、私の要求に基づいて。だから、一
松委員が、総理大臣は六六・七％上げ
た云々といふのは、これは人事院の勧告
の最低八・四％から最高三三・六％に
至る勧告、それを基礎にして、そして大
蔵省が算定したといふことは資料とし
て出しているじゃないですか。だから、

一松委員が特別職について言っている
のは、人事院の勧告方針と無関係じゃ
断じてないわけですよ。それだから、
迫水長官が、一松先輩は誤解して
いると、誤解じゃないですよ。ここ
にちゃんと資料が出ています。さつき僕が
申し上げたように、国会の立法審査に
おいてすつと調べていたところ
が、世界各国の趨勢と逆行しているわ
けですよ、こゝろい開くような勧告を
しているのは、ちゃんと立法考査局の
資料に出ているから、私はきよは詳
しいことは言わなかつたが、それだか
らわれわれも指摘しているが、さすが
は一松先輩だ。ちゃんとそういうこと
を指摘しているわけだ。だから誤解で
も何でもない。大臣のさつきの御発言
を取り消してもらいたい。そして今後
の善処を約束してもらいたい。

○国務大臣(迫水久常君) まあ誤解と
いふ言葉を取り消せというなら簡単に
取り消しますけれども、私の申しまし
た趣旨は、人事院の局長と一松先生と
の間の問答が、人事院の局長は一般職
のお話をしておられるし、一松先生は特別職
のお話をしておられる。従つて、話
も食い違ひがあるよ。従つて、話
のベースが違つておる、こゝろいよ
に思つたものですからちよつと申し上
げましたので、矢嶋参議院議員がおつ
しやる全体的な問題とは、何ら私の誤
解といふ言葉とは関係がないので、お
互いに話のベースが違つておるとい
うことを申したのでありまして、もしそ
の誤解といふことがいけないというな
ら、私は簡単に取り消しておきます。
○委員長(吉江勝保君) 午前中の質疑
はこの程度にとどめ、午後は二時から

再開することとし、暫時休憩いたしま
す。

午後一時二十二分休憩
午後二時二十九分開会
○委員長(吉江勝保君) これより内閣
委員会を再開いたします。
午前中に続いて、一般職の職員給与
に関する法律の一部を改正する法律
案ほか二案の給与関係三法案を一括し
て議題とし、質疑を行ないます。政府
側出席の方々は、西村防衛庁長官、小
野防衛庁人事局長、木村防衛庁経理局
長、船後大蔵省給与課長の方々にござ
います。
御質疑のおありの方は、順次御発言
願います。
○矢嶋三義君 防衛庁長官に何うこと
がたくさんあるのですが、きよは若
干の重要な点についてお伺いしたいと
思います。
まず、給与の関係を伺いますが、今
度の改正で防衛庁の予算の中で、人件
費は何％になりますか。
○説明員(木村秀弘君) 大体四〇％
ちよつと上回るかと思ひます。
○矢嶋三義君 法案作成にあつて、
国会に提出までに防衛庁長官として最
も苦心した点はどのよう点でございま
すか。
○国務大臣(西村直己君) これは私が
ちよつと任命されます前に、すでに法
案の下準備はできておりました。従つ
て、内輪話になつて申しわけないので
ありますが、私が苦心したといふより
も、前長官がいろいろ折衝の過程に
おいて苦心されたらうと思ふのであり
ます。特に自衛官の待遇については、
従来からある程度の特異な形式をとつ
ております。こゝろい点が私は法案作
成においての苦心の段階ではなかつた
かと思ふのであります。
○矢嶋三義君 防衛庁に勤務しておる
事務官と自衛官とは、全く別個の俸給
体系になつておりますが、私見を申し
上げますれば、私は、災害出動とか治
安出動とか、あるいは局地戦争がかり
に起れば、要するに、そゝろい危険
性を伴う何か事態が起こつた場合に
おける自衛官の待遇といふものは、相当
厚くしなければならぬと思ひますが、平
時において、同じ防衛庁に勤めておる
防衛庁の事務官と参事官等の俸給表、
さらに自衛官の俸給表といふものにつ
いては、再検討の要があるのではない
ですか。どういふ見解を持っておられ
ますか。
○国務大臣(西村直己君) 自衛官と、
主として非自衛官の給与体系とい
うか、給与の計算の仕方について違つて
おる、この点については、私は現在の
制度は今後もやはり検討はしなければ
ならぬことは多々あるのではないかと
は存じますが、一応現在の法案の骨子
になつております給与体系といふもの
は、やはり非自衛官と自衛官とは、職
務の内容と申しますか、それがかなり
違つておるといふ点から、当然こゝろ
い形が長い間にできて、今日も継続し
ておる、こゝろ考えております。
○矢嶋三義君 私は、一般職等と比べ
る場合に、妥当な体系になつていない
といふ見解を持っています。階級に
よつて、全部職階制で給与体系ができ
ておる。それで昇給期間が全部十二カ
月、そうして昇任に要する期間は、こ
の前資料を出していただいたところ
が、かなり短い。これで参りますと、

防衛庁の人員費といふのは、防衛庁の予算の中で、現在約四〇％といふのですが、非常に業務運営に支障を来たしてゐると思つて居る。だから、階級差によつて俸給表はできておるが、それを若干手直しをすること、それから昇任に要する期間、これを私はもうちょっと長くして、そして現在の定年制の年限をちょっと長くこれまた延ばすといふより、そういう点からの総合的な再検討を要するのではないか、かように思いますが、大臣の所見はどうですか。

○国務大臣(西村直己君) 私としては、まだ十分な意見は持つていない段階であります。ただ、根本におきまして、自衛官には特殊な任務の内容があります。そこで、定年制であるとか、あるいは昇任期間の比較的短縮であるとか、また、等級制といふものを厳格にするといふ、そういう特殊性といふものが、おのずから給与体系の中にも本になつていかなければならぬ。それはもちろん矢嶋先生がおっしゃるやうに、国力、財政力に応じての自衛力という観点から見まして、また、自衛隊の国土を防衛するという目的といふものに、合理的に自衛隊が発揮できるといふ観点から、これらは今後も絶えず検討と申しますか、工夫はこらして参りたいといふ考えでございます。なお、細部につきましては、政府委員の方から御答弁申し上げます。

○政府委員(小野裕君) ただいま長官から申し上げた通りでございますが、補足させていただきますと、自衛官の俸給表といふものは、俸給につきましては、特に昇任の期限の問題、階級が上がるに必要な期限の問題があるわけ

でございますが、御指摘になりましたのは、できるだけ階級の上がるのをおそくして、長いことやらしたらどうかというお話のように伺いましたが、御承知のように、自衛官の俸給体系といつたしましては、大体一般の公安職とできるだけ均衡をとるやうにしてあります。幹事候補生、つまり大学を出してから採用されますと、そのときから一佐になりますまでの間といふもの、その全期間を通しまして、公安職の方の職員に均衡をとるやうに考えてございます。ただ、そのうちで下級の幹部、尉官でございますが、この辺のところは、その勤務の、特に第一線勤務の関係上、めんどろをみておりました、ほかと比べまして、やや高くなつてゐるわけでありまして、一佐のところへ参りますと、他の公務員の方と同じやうな大体状況になつております。

○矢嶋三義君 こまかい点はよろしいです。これは防衛庁長官、国務大臣ですが、防衛庁長官という一方的な角度に立つてお答えになつておられるから、質問しても意味をなしません。これは私は意見をちょっと申しておきますが、防衛庁の内部においては、防衛庁に勤めている事務官と自衛官との関係、それから参事官等の俸給表との関係、これは問題があります。それからまた、特別職である自衛官と一般職の関係にも問題があります。それから算定方法の一・二五といふ、一・二五といふ数字の根拠、一・二四の二四にも問題がある。それを防衛庁という立場から、その角度のみから見たのでは議論

にならない。たとえば防衛大学を卒業して一年後に、この前の答弁では一万九千五百円になる。海上保安大学は一万五千八百円、それから教育職の場合では一万三千八百円、これだけ差があるわけですね。それによつて、さつき言つた一・二五の計数というやうな点について、相当問題があります。それから、階級ごとに全部俸給ができてゐる。昇任期間の問題、この調子でいつたならば、人員費が非常にふくれていって、定められたワケ内の防衛庁予算では非常に業務執行上支障がくるやうになるか、それとも防衛庁の予算が飛躍的に拡大するか、いずれかになると思つて居る。これはほんとうに審議するためには、人事院なり政府の給与担当の方、大蔵大臣、さらに防衛庁長官、こういうメンバーがそろわなければ、質疑応答しても意味をなしませんので、防衛庁長官に角度を違えて、若干許された時間内で何つておきます。あなたにお目にかかる機会、今国会ももうないと思つて居るので、当面重要な問題について伺います。それは、現在の自衛隊は整備の段階にあるのではないか。現在自衛隊は、この前の資料では、九月現在で二万有餘の欠員がある。このたびまた八千四百五人増の法案を出しておられるが、そういうことじゃなくして、整備の段階にあるのではないか。特にアメリカがドル防衛措置を強化して、対外軍事政策を大きく転換をして、新聞にも報じられておりますように、NATOのイギリス、フランス、西ドイツ、ルクセンブルグ、こういう四カ国の計画を修正して、軍事援助を打ち切る、無償援助の方針を打ち切る、これほどの動きが出ておれ

ば、防衛庁においては、来年度の事業計画、ひいては、これは第二次防衛計画の初年度になるのでしようが、第二次防衛計画そのものを抜本的に、今の時点に立つて根本的に私は検討なさるべきで、赤城防衛庁長官時代のそれを踏襲するといふやうなことは、非常に私は時代に即応しない、ズレておると思つて居る。お答えいただきたい。

○国務大臣(西村直己君) 防衛の基本につきましては、国防会議において決めたままの基本的なものは、今直ちに變更するといふ考えは持つておらないのでございます。ただ、御存じの通り、アメリカが政権が交代になり、多少国防に對しての考え方が変わつて、基本的ないろいろな発表になつておる。しかし、特に私どもは、部内において、この点は関係があまりありません。検討いたしておりますが、極東に對する防衛の基本的な考え方といふものは、そう変わつていないやうにわれわれは判断をいたして居ります。従つて、従来の基本的な方針といふものが、われわれこれによつて影響はしない、問題は、それからずつとおつて参りますところの計画の面でありまして、これは当然財政との関連を持つて居る。そこに三十三年から三十五年までの防衛力整備計画が一応切り変わる来年度以降において、新計画に入らなければならぬ第二次防衛力整備計画、これは矢嶋委員の御存じの通りであります。そこで、現在の段階において、ただアメリカが特に強く打ち出してきたのは、ドル防衛政策等からくることろの無償供与等がある程度變更するか、これらは当然われわれは従来の考え方と調整をしなければならぬ多少の

部分が残りはないか、こういう点でございます。なお、それから自衛隊の要員であります。現在法制上十七万、それに今回春の国会で予算を御承認していただいた、それに伴う法案としての八千五百名、これの大部分、主たる部分は海、空であります。陸上自衛隊には、確かに現在一万八千の欠員がございまして、これに對しましては、われわれはできる限りその目的を果たす意味においての努力をいたしたい、こういう段階でございます。

○矢嶋三義君 私は数点伺いますが、赤城防衛庁長官時代にこしらへた第二次計画といふものは、五カ年計画でMSA無償援助千五百億円を予定しておつたわけですよ。現在ケネディ政権ができて、ドル防衛計画を立てて居るときに、これだけの無償援助を期待して計画を立てて間違いないといふ見通しをあなた持つておられるのでありますか。

○国務大臣(西村直己君) その点が多少ございまして、私はまだ長官に就任いたしましたして、直ちに赤城長官時代の二次防衛計画をそのまま受け取つておるわけではありませんが、部内において、ただいま検討されておるのであります。

○矢嶋三義君 根本的に再検討なさるわけですね。

○国務大臣(西村直己君) 私は、その根本的なという言葉の取り方でありまして、関係のある部分においては、当然ただいま部内において検討をいたしておる段階でございます。

○矢嶋三義君 具体的に伺いますが、例のロッキードの国内生産計画等も含めて、私は再検討されるのが適當だと

思います。

思います。

思いますが、どういふ見解を持っておられますか。

○国務大臣(西村直己君) 今経理局長からお答えさせていただきます。

○矢嶋三義君 防衛庁長官に伺いたいのです。あなたの高度の答弁が……。

○国務大臣(西村直己君) 既定計画で私は参るつもりでございます。

○矢嶋三義君 では、当初予定したたけの援助が期待される、この責任を持てる、そういう御見解に立っておられるわけですか。念のため伺っておきます。

○国務大臣(西村直己君) これは私どもにおいては、すでに折衝の済んだ一アメリカ側の警備分担任と申しますか、供手と申しますか、その分はたしか七千五百万ドル、これはたしか決定しておると考えております。

○矢嶋三義君 それは、それだけ聞いておきます。

あなたは長官就任後、軍事顧問となり、アメリカ大使等にお会いになつてごあいさつをし、日本の防衛の問題についてお話し合いをされたことはございますか、いかがですか。

○国務大臣(西村直己君) もちろん私は非公式にはあいさつはしましたが、これまでまだ人によつては会えない。と申しますのは、御存じの通り、国会開会中でございますので、からだに時間の余裕がございませんから、まだこの問題までは私は触れておりません。しかし、私どもの部内におきましては、それぞれ担当者には接している、こう思います。

○矢嶋三義君 私は、これは官房長官に質問すべきものなんだが、あえてあなたに御質問申し上げますが、十一月

の二十九日に、閣議決定で、本国会に出す提出法案は十五件ときまつたのですよ。そして保留四件があつたわけです。その中に防衛二法案というものは出ていなかったわけですよ。国会末期になつた十七日に、あなたの主張で、突如としてこの防衛二法案が国会に上程されて参つたわけですよ。追つかけて国防設置というよりなラッパを吹かれておられますが、非常に勇み足の感があるわけですね。どこからかあなたに刺激を受けておられるのじやないかと思つておられますが、そうでなかつたならば、もう少し慎重に対処していただきたいと思つておられますが、いかがでございますか。

○国務大臣(西村直己君) もちろん私の職責は、防衛という重要な、また、国民生活に非常に影響の大きい仕事でありますから、私自身としては、慎重に考えております。また、長い目でものを見たいという気持は持つております。ただ、防衛二法案につきましては、私着任いたしました前後の閣議におきまして、あるいはその他におきまして、多少事務その他の関係から、あとで、国会の中途において、どうこれを政府側としては扱つていただくかというのを決定したい、こういう趣旨から、これは全然出さないという趣旨でおつたわけではないのであります。

○矢嶋三義君 あと二、三問伺わしていただきます。

それは第一点は、あなたは調達庁も所管されておられるわけですが、調達庁の今後の機構の問題について、長い間立法府から要請をされ、お宅の方では検討されるということまで

参つておられるわけですが、新安保条約と新協定の実施によつて、調達業務はかなりふえておられると思つておられますが、これを完全に実施し、補償業務をやる。それから自衛隊みずからの土地買取補償等もあるわけでありまして、現在の調達庁の機関というものを、総合的に半永久的な機構として整備するよう

に、早急に研究対処されるべきものだと思つておられるか、長官はどういふ見解を持たれておられるか、承つておきたい。

○国務大臣(西村直己君) その点におきましては御同感であり、部内におきましては、また、私ども今後検討いたしまして、できるだけ早い結論を得たい、こういう考えでございます。

○矢嶋三義君 次に、当面緊急の問題として承つておきたい点は、新長官でありますから、あなたの郷里にも近いのであります。例の北富士、東富士演習場の接取解除については、前長官は、積極的に米軍とこれを交渉して、一日も早く接取解除できるようにする、そして地元民の生活扶助のために、入会費は尊重して、話し合ひで参るといふことを何度も本委員会で確言いたしました。ところが、この基本方針には、今後新長官としては変わられないかどうか、これを確認いたしておきたいと思つておられます。

○国務大臣(西村直己君) 私といたしましては、もちろんその引き継ぎを受けておられますし、当然またやるべきことだと思つておられますが、ただ、相手あつての交渉でありますから、十分その点を考慮しながら、それぞれ日本側にも相手、また向こう側にも相手があるわけなんです。それらを考慮しながら、慎重かつ迅速に努力をして参りたいというふうに考えておられます。

○矢嶋三義君 その入会費を尊重するといふことは、間違ひなくやりますね。

○国務大臣(西村直己君) それらについては、もちろんその基本的な気持は変わりありません。ただ両方が、それぞれに折衝すべき立場になつてくるわけでありまして、言いかえれば地元民、また同時に米軍、そういうようなところは十分考えながら、迅速に、かつ、摩擦を最小限に食い止める方法で参りたい、そういうふうに考えておられます。

○矢嶋三義君 最後に、大蔵大臣もお見えになつておられるようですから、他の委員が質問したあとで、給与関係で大蔵大臣に伺いますが、時間が参りましたから、防衛庁長官に、最後に二、三点伺つておきますが、予算編成期にも入つて参つたわけですが、駐留軍施設提供等諸費、いわゆる防衛施設費——防衛分担金は新安保条約でゼロになつたわけですが、ところが、アメリカは増額を要求して、これを西独からけられしておりますが、新安保条約は発効しているわけですから、あの防衛分担金は復活してほしいとは申してこないと思つておられます。われわれの懸念するところでは、防衛施設費の増額を要求してくるのではないかと予感を持つておられます。あなたはそういう予感を持つか、あなたはその予感を持つか、もしそういう予感があるならば、これは防衛分担金の復活の形の変つたものになるわけですから、断固として日本政府はこれを排除すべきだと思つておられますが、念のため承つておきます。

○国務大臣(西村直己君) 私も、今そういうことはあり得ないとは一応想定いたしておきます。しかし、かりにそういうことが起こりました場合に、おきましては、私といたしましては、日本の財政というものの当然制約もありません。また、従来のいろいろな経緯等も考えまして、十分御意見に沿うような形で努力をして参りたい、こういう考えでございます。

○山本伊三郎君 簡単に質問いたしまして、自衛隊の本質論は一応問題外として、給与の問題に關して一つ防衛庁長官にお尋ねしたいのですが、大前提として、現在の自衛官の給与そのものが、防衛庁長官として、これでいいのかどうか、どういふお考えか、これを一つ前提として聞きたい。

○国務大臣(西村直己君) 防衛庁長官といたしましては、それはまだ部内において欠くところもありません。たとえば食事の供手その他を考へましても、万全とは思われぬのであります。しかしながら、国の財政力、自衛隊全体の経理等も考へて、一応この段階で妥当であると考えております。

○山本伊三郎君 この自衛官の俸給表そのものは、かつての、前の憲法にもある陸海軍軍人というものに対して、何らかの関連性を考へられておられるかどうか。きわめて抽象的ですが、一つその点お聞かせ願ひたいと思つておられます。

○国務大臣(西村直己君) この点は、不肖だつたまじりかでございます。政府委員の方から答弁し、足りない分は私責任をもつて補足したいと思つておられます。

○政府委員(小野裕君) 旧陸海軍の軍人との関係をどうお尋ねと思つておられます。

が、たとえば階級と申しますか、そう
したようなものについては、従来と名
前も違いますし、また、本質も違ひの
でございませぬけれども、おおむねそれ
に似寄つたような部隊構成を採用して
おりますけれども、特に旧軍関係と結
びつけた体系というものは考へており
ません。

○山本伊三郎君 実は、この自衛官の
給与の問題では、ずいぶん尋ねたい点
があるのでございませぬが、きょう一日
で、まだほかにもありますので、もう
一問だけ一つ具体的に聞いておきたい
と思つてますが、この俸給法によつて
一等陸曹以下、昔のいわゆる任官しな
い階級の人、一応こういふ表現をして
おきます。陸曹以下の給与と、そ
れ以上の給与のバランスについてどう
いう考へでおられるか。当局でけつこ
うですか。

○政府委員(小野裕君) 建前といたし
ましては、幹部と陸曹以下との間に、
特別な方針の違いというものは考へて
おりませぬ。御承知のように、一般
職、特に公安職の各階級、各等級のそ
れぞれに相応するところとにらみ合
せて俸給体系を作つておりますので、
一応は一般職の上下の体系と、ほぼ同
じとお考へいただいていいと思つて
あります。ただ曹と士のところは、食
糧費を俸給からもともと引いて俸給表
ができておりますので、それだけ差額
は大きく目につくわけでありませぬが、
普通に計算いたしますならば、曹士の
俸給表に出ておりますその金額に、た
だいまのところでは二千五百八十五円
を加えていただいたものが幹部と見合
いのとれる金額でございませぬ。

○山本伊三郎君 もう一問。かつて陸
海軍人の当時の徴兵制度で徴兵される
という人々は陸士以下だと思つて
が、そういう方に対する給与の考へ方
ですね、その当時は、もう給与とい
うものはほとんど考へておらなかつたよ
うな状態ですから、そういうものに対
する考へ方はどういふものでござい
ませぬか。

○政府委員(小野裕君) やはり自衛官
も国家の公務員でございませぬ。そう
いふ点から、特に比較的職種を近くする
公安職の職員と均衡をとるようによ
う考へ方ですべての給与体系を考へて
おるわけでありませぬ。複雑になつて
おる点もございませぬけれども、基本
の考へ方は、公務員としての俸給体系を考
へております。

○山本伊三郎君 三等陸士なり、ある
いは二等陸士の現在の表に現われてお
る給与額といふものは、これはもうわ
れわれとしては問題にならないと思
う。実際内部でどういふ経理をされて
おるか知りませぬが、これではもう今
日の俸給金額としては、常識上考へら
れない。自衛隊そのものがいい悪いは
別として、人間に与える給与として
は、私らとしてはこれは問題があると思
う。営内居住であるから、これに對
していろいろ食糧とかそういうものを
補給されておるとは聞いておるけれど
も、それといわゆる陸、海、空將の比
較をすると、これは一般職でも論じら
れておるのですけれども、きわめて、
なお上に厚く下に薄いという、こうい
う関係が出ておると思ふ。こういふも
のに対して、私は防衛庁当局として、
また、長官として、今後どういふ考へ
方でおられるか。それだけ聞いて私の
質問を終わりたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) 給与体系あ
るいは等級差のきめ方というものが非常
にむずかしいと思ひます。しかしな
がら、現在までに検討を加へ、また、
従来すつといろいろな経過を経て参り
ました現在において、私はこれは妥當
であると、こういふ解釈で進んでおり
ます。

○山本伊三郎君 もう終わるつもりだ
が、妥當だと言われると異議があるの
だが、私は長官の言われる妥當である
といふことには考へておらないことを
強く主張しておきます。

○下村定君 今年出された防衛庁
職員給与法の一部を改正する法律案、
これは全般につきましては、私は別に
異議はございませぬ。一般の公務員と
均衡を保つと同時に、自衛隊の使命と
訓練、勤務上の特質が相當に考慮され
てある。ただ細部の点につきましては、
この給与は、ひとり俸給のみならず、
いろいろな点におきまして、こまかに
見ますといふと、非常にどこかこが
るように思ふ。そういう点を一つ今後
十分に御検討いただくように御要望申
し上げたいと思ひます。

それから、現在出ておりますこの案
の中につきまして、初任給調整手当と
いうのがある。これは、その範囲は政
令で定めるというふうになつておりま
す。その範囲につきましてどういふお
考へがございませぬか、伺いたい。と申し
ますのは、現在自衛隊は、職員並びに
隊員ともに補充難であることは免かれ
ませぬが、中でも医官、それから技術
官、それらについては非常な不足を来
たしておるようには私は聞いておる。医
官のごときは、たとえば一万人近い駐
屯地で医官が一人しかおられないとい

よりなことでは、これはもうどうい
防衛上ばかりではない、非常に人道問
題になつてくるのではないかと思ひま
す。従つて、この初任給の調整手当に
つきまして、そういう考へが必要
じゃないか。また、任官後にこれらの
人が安んじて職務につくような措置が
講ぜられるべきではないか、そういう
点を一つ伺いたいと思ひます。

○國務大臣(西村直己君) お説のよ
うに、特殊な技術を持った者は、民間の
経済、いろいろな待遇との関係を考慮
しなければならぬと思ひます。その意
味で多少の考慮は入れてあるわけであ
ります。その詳細につきましては、
ちよつと人事局長から御説明申し上げ
たいと思ひます。

○政府委員(小野裕君) ただいまお尋
ねの初任給調整手当でございませぬが、
防衛庁職員につきましては、一般職の
職員に準じております技術官について
は適用されるのでございませぬが、自衛
官に適用されないのはどういふわけ
か、技術出身の医官あるいは技術自衛
官がおられるわけでありませぬが、それ
に適用したかどうかというお話を存じませ
ぬが、この点につきましては、一応の検
討はいたしましたのでございませぬが、や
はり自衛官一本の体制から、技術自衛官
も、あるいは医療の自衛官も、一応の
ところは、ほかの一般自衛官と同じ給
与表による一般の公安職の俸給を基準
としたもので統一していくということ
が適當であると思ひまして、今回はこ
れを適用しないことになつたのでござ
いませぬが、お話の通り、医官あるいは
技術官といふものの採用に困難いたし
ておりますので、何らかのそうしたも
のに対する考慮はいたさねばならぬとい

というところで検討をいたしておる状
況でありませぬ。

○辻政信君 簡単に一問だけお伺いし
ます。
自衛隊の給与の体系の中で、管理職
手当といふのがありますが、この管理
職手当はいろいろ気持で支給されてお
りますか、どういふ性格を考へておら
れますか。

○政府委員(小野裕君) 管理職手当に
つきましては、一般職に對しては給
与せられます管理職手当と同じ性格の
ものでございませぬが、管理監督の衝
にある者につけられる特別の調整額で
ございませぬ。その点につきまして、自衛
官もそういう地位にある者に対して
は、若干でございませぬけれども、管理
職であるといふことを示すために、上
級の幹部には給与いたしております。
しかし、これは名目でございませぬが、
金額としては、率としては六%とか、
あるいは二%、一%というふうな程度
でございませぬ。

○辻政信君 長官にお伺いしますが、
これは長官から答えてもらいたい。こ
の管理職手当といふものは、一般官庁
並みに、その基準によつて支給されて
おるといふが、自衛隊の持つておる特
質といふものを給与の上において長官
はどう考へられますか。

○國務大臣(西村直己君) 防衛庁に
は、もちろんシビルの面もあるし、そ
れから御存じの通り、制服の面もござ
いませぬ。特に部隊を編成しておる者
は部下の掌握ということが非常に大切だ
と思ひます。その掌握ということにつ
いては、デスク・プランをやつて
人間よりも、やっぱり物心両面におい
て困難な面もあると思ひます。いわん

て困難な面もあると思ひます。いわん

や、その諸君が何か有事の場合には、危険を顧みず働いてもらわなければならぬ。その意味において、私は、將來それについては、単なるデスク・プランをやっている者がいただけの管理職手当という以上の一つの考え方を必要ではないか。將來に向かつて一つ工夫をしてみたいという考え方を待っております。

○辻政信君 それじゃ提出されたこの資料は全く反対です。その一例を申し上げますと、陸幕の課長、大佐クラスは月額六割管理職手当をもらっております。ところが、第一線で兵隊と汗を流して危険な立場に飛び込んでいく隊長は一割とか二割、これが一体自衛隊の性格を表わした給与体系と言えますか。

○国務大臣(西村直己君) もちろんそれはそれなりの説明、一つの経緯をたどって今日提案になっておられると思いますが、同時に、私どもとしては、ただいま申し上げましたような第一線部隊の人心掌握、しかも、それは時と場合によれば、日に夜をついで掌握しなければならぬという場面も往々あるだろうと思えます。將來に向かつて十分その意をくんで改善、工夫というものは考えて参りたい、こう考えております。

○辻政信君 私どもの体験から申し上げますと、中隊長、大隊長になりますと、二百人と千人の部下を持っておられます。ただいま現在の状況について申し上げますと、北海道の一番北の端にいる駐屯部隊長、ここに入っているのは鹿兒島の兵隊です。そうすると、鹿兒島の兵隊は、親戚もなければ友人もお

らぬから、結局日曜日には自分の上官の家にやって来て、どんぶりの一つも食わなければならぬ。食わしてやりたすというのがわれわれの若い時代の状態でありまして、従いまして、部下においては、直接部下を持って、部下にも命をかけて働く地位にある者には、中央のデスクにおいて仕事をしている者よりも、隊長加俸というものがあつた。そうしてそれによつて、命令とか服従という冷たい関係じゃなしに、上下の者がほんとうに一つのかまをつつきながら中隊長の家でございになる。気の毒な兵隊にはそつと見舞いをするというところに血のつながりが出てきた。これを見ると、とんでもない間違いです。中央の課長が六割で、第一線の北海道の方面隊長が二割という、こういう給与体系をそのまま認めてこの法案を通すことはできません。それは長官はおかわりになつたばかりだから、こまかいところまで気がつかないかもしれないが、防衛庁の長官というものは、ほかの各省の大官と違つて、いざというときに、あなたが部下の生命を握つて飛び込まなければならぬ立場にある。そういう特殊性を加味して給与体系の上に表示さないと、一般の公務員や銀行員や大蔵省の役人と違ふ。水田さん、どうですか。これは大蔵省が反対するからできぬと思ふ。自衛隊を持つからには、自衛隊の本質というものを考えて、単に予算編成の上で大蔵官僚が自衛隊の特質を無視した削減をやろうとするが、大臣はよく大所高所から見られて、この本質というものをマツチして給与体系に、近い將來において必ず

改めるかどうか。現在改めることができなかつたら、この次改めると約束されるならこの法案に賛成する。その約束がなければ賛成できない。大蔵大臣と長官の御答弁を伺いたい。

○国務大臣(西村直己君) 私は、最初に申し上げましたように、部隊、特に特殊な任務を持った部隊の人心の把握、これは何と申しましたも自衛隊の最高の目標であります。従つて、それが実際に現できるやうに、私としては改善に工夫、努力をするということについてはこの機会に申し上げておきたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) そういう御要望を、この管理職手当という形で解決すべきものであるかどうかは、これはまだ検討の余地を持ったものだと思いますので、この点については、將來合理的になるやうに検討いたします。

○辻政信君 検討だけじゃいけないのです。性格はわかつてはいるのです、自衛隊というものはこういうものだといふことが、それが今までだれも言わずに無視をされてきているんだ。これは検討の余地がない問題なんだ。自衛隊を認めるかどうかという問題なんです。大したことがない問題じゃない。大臣、やるとおっしゃらないかい。

○国務大臣(水田三喜男君) 自衛隊の管理職手当を支給される地位にある人のそういう特殊性を考慮するために、この管理職手当というものがいいのかわりか問題だと思ひます。これは一応一般の公務員の給与制度の一つをなして、自衛隊の特殊性ということでしたら、給与制度の中に特殊性が出ることはかまわないと思ひますが、管理職手当という形でやるかどうかということについては問題だ、こう思つていただけでございます。

○辻政信君 名前はどうでもいいが、実質的に今言った趣旨を生かすかどうかということをお答え願ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) だから、その点は検討いたします。

○辻政信君 検討しなくてもわかつてはいるじゃないかというのです、私の言ひは、抽象的な問題を言つているのじゃないですよ。自衛隊を持つということを固まらせた。そうして世間から冷たい目で見られて、災害が起こると、自分の家がやられておつても他人の家を救いに行くのですよ。この人間は将官でもなければ課長でもない。第一線の中隊長であり、大隊長なんです。これを冷遇しておいて、防衛庁の本庁で机の上の仕事をしておられる連中が六割もらうから私は文句を言つておる。この不合理はわかつておる。わかつておる不合理ならば、検討しなさい、是正するというのが大事じゃないかと思ひますが、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 是正の仕方が、今申しましたやうな管理職手当とか、あるいは本俸という形で解決すべき問題であるかどうかは検討を要する問題だと思つております。

○横川正市君 今の問題については、実はきょう一日、短期国会で、予算との関連でありますので、本来ならば、防衛庁長官にもつと質疑をいたさなければならぬ場合があると思ひますけれども、私、残念でありますけれども、時間切れで防衛庁長官への質問は、私の場合にはありませんから、他にもないやうでございますからどうぞ。

大蔵大臣に、この際二、三御質問いたしたいと思ひますが、今回のこの給与の勧告は、七年ぶりといわれる、非常に近年まれに見る財源を必要とした、しかも、大幅に改定をした内容を持つておるわけでありまして。そこで、この改定に対して、少なくともこれだけの財源を使いながら、給与の改善をしてもらう職員の中の大半が反対をして、さらに給与勧告の内容を更に更してもらいたたいという意向が非常に強く出てきております。私は、そういうやうな立場から大臣に一つお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず一つは、三十五年度の経済企画庁の年次報告を見ますと、国民総生産の実質的な上昇率というものは、前年度に比して一六%、それから工業生産は二九%、その他異常な上昇率を示して、労働不足は顕著になり、民間の賃金水準や、それから労働条件の向上というものは、きわめて顕著に改善されておる。さらに労働白書を見ますと、生産の大幅な上昇に伴つて、雇用、それから労働市場、賃金等、各方面にわたつて改善をされてきた。こういうやうな経済の状況とかみ合わせまして、公務員の昭和二十九年以降の実態を見ますと、二十九年においては、全号俸の大幅な給与改定は実施されておりましたけれども、一部改善は行なわれておる。それから通勤費の制度が生まれ、あるいは三十二年には初任給の一部の手直しが行なわれる、三十三年には、さらに中級職員の給与の勧告が行なわれた、しかし、その勧告が行なわ

問は、私の場合にはありませんから、他にもないやうでございますからどうぞ。

大蔵大臣に、この際二、三御質問いたしたいと思ひますが、今回のこの給与の勧告は、七年ぶりといわれる、非常に近年まれに見る財源を必要とした、しかも、大幅に改定をした内容を持つておるわけでありまして。そこで、この改定に対して、少なくともこれだけの財源を使いながら、給与の改善をしてもらう職員の中の大半が反対をして、さらに給与勧告の内容を更に更してもらいたたいという意向が非常に強く出てきております。私は、そういうやうな立場から大臣に一つお尋ねをいたしたいと思ひます。

まず一つは、三十五年度の経済企画庁の年次報告を見ますと、国民総生産の実質的な上昇率というものは、前年度に比して一六%、それから工業生産は二九%、その他異常な上昇率を示して、労働不足は顕著になり、民間の賃金水準や、それから労働条件の向上というものは、きわめて顕著に改善されておる。さらに労働白書を見ますと、生産の大幅な上昇に伴つて、雇用、それから労働市場、賃金等、各方面にわたつて改善をされてきた。こういうやうな経済の状況とかみ合わせまして、公務員の昭和二十九年以降の実態を見ますと、二十九年においては、全号俸の大幅な給与改定は実施されておりましたけれども、一部改善は行なわれておる。それから通勤費の制度が生まれ、あるいは三十二年には初任給の一部の手直しが行なわれる、三十三年には、さらに中級職員の給与の勧告が行な

れたにもかかわらず、民間と、それから一般との賃金差というものは、どんどん年を経るごとに大幅に差が出てきている、こういう実態の報告が出ておるのでありますが、これを大蔵大臣としてお認めになりますかをまずお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 民間との較差が出てきておることは事実でございます、ですから、それについての人事院勧告が出たものと考へます。

○横川正市君 その実施について、あなたは、今言われたような経済や労働市場や、それから公務員の実態というものを、なにか、今回の公務員の給与勧告を勧告通り実施をする、こういうことでこの現状の公務員一般の賃金の劣勢下に放任されておられるような状態が直ると考へておられるのを、これを実施するお心がまえになつたかどうか、その点お聞きしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 人事院が、数カ月の調査期間を費やして専門的に検討した勧告でございますので、一応今回のベース・アップは、この勧告に全部従つたということでございます。

○横川正市君 私は、人事院の勧告を踏評するわけではありませぬけれども、いわばことわざをとつて例を引けば、乏しいということではあまり不平は言わなければいけません、平等でないというところで不平というものが出てくるのである、そういうことわざもあるようです。

それからもう一つは、今回のこれほどの財源を使いながら、一人頭二千六百八十円という財源を使いながら、な

ぜこの全体の中の七〇%以上の者がこの賃金改定に反対をする、こういうような意思表示をしてはいるのか、この点を私はとらえて、本来ならば、単に人事院の勧告をすなおに受けましたというだけでなしに、政治が、政策があつて私はいいのではないかと思ひますが、その点の御所見をお伺いしたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 人事院の今度のよきな勧告が出るに至つた各般のいきさつを見てみますと、たとえば初任給の是正とか、あるいは中間で中だるみは正とか、あるいはその勧告を尊重して給与の訂正をやつてきたというよきなことで、給与システムの体系が、この公務員法にあるよきに、官職の職務と責任に応じてこれをなすというこの給与制度の基準が、現在は相当その基準をこわしておる制度に私どもはなつておると思ひます。で、今度の人事院勧告は、そういう点を是正することをむしろ趣旨にしたものでございまして、一定の官職にある者と、一般の勤労者と、職務別に、それから勤続年数とか学歴とか、責任の大体度合いとかいうよきなものを同等の条件に置いて比較した場合に、この職にある者は民間との較差がこれだけだから、これくらいの手直しをすべきだといふふうに、号俸別、等級別にこの俸給額を訂正することを勧告したものでございまして、この一般の上から下までの給与を平均これだけ上げろとかいうよきな勧告ではございませぬので、従つて、今いろいろ上厚下薄といわれておりますが、格差が出てきておることはたしかでござ

います、これはやはり給与制度のま一つ一つの当然の体系でもありませぬ、従来は給与制度と比べてみましても、判任官の一番低い人と、一番官吏で高い者との戦前の差はもつとも大きかつた。今度の人事院の勧告をそのまま取り入れても、戦前の上下の倍率というものは、まだ低いところに押えられておるので、一べんここでそういう体系の整備をする必要は私どもはあると思つておりましたので、今回の勧告はその点において大体妥当ではないかと思つております。そういう関係でございまして、従つて、今言われる七〇%という方面からいろいろ不平が出てくることは、これはまたやむを得ないことと思つてはいますが、体系が整つた後においては、今後民間給与との比較において、また人事院の勧告は適当に行なわれるでございませぬ、それによつて今後はそういう点が非常に合理的に是正されていくのではないかと思ひますが、今回の場合は、これは私は非常に妥当な勧告であると思つております。

○横川正市君 私は、今の大蔵大臣の考え方にちよつとあれですね、一歩足を出してもらつて、そして今度の賃金を見ていただく必要があつたのじゃないかと思ひます。それは先般も給与担当大臣といろいろ御議論いたしておりました中にも、この給与体系といふものは、一歩後退した給与体系だ。これを九十幾つかある困の状態を段階的に二、三とつてみますと、先進国、近代は逐次縮まりながら、幾ら低いものであつても、その国の生活水準といふものを維持できる賃金、これをまず決定

をしておる。そして、常にそのいわば生活水準の一つの線を、水準以下にならぬように考へながら賃金というものはきめられていく。その中で、私は、賃金をもたらう者が、賃金労働者としての幸福といふものを味わうのだと思ふ。ところが、後進国にいけば、いかに上の方は莫大に収入を多くして、下の者は全くおつかゆもすれないという賃金体系である。これは上下の差の違ひである。そこで、今の賃金体系といふものを私は直すならば、乏しいといふことについてはお互いにかまをしようが、平等ではないといふことについて不満のできないよきな、そういう対策といふのがこの賃金体系の中にあつていいのではないか。しかも、それは日本の困が一歩先進国に近寄る、こつちの態勢といふものをとつていくための賃金の進歩した形といふものをあわせていくべきではなかつたか。それを旧天皇の官吏を雇用しておつた政府のよきな考へ方で、責任とか学歴とか勤続年数とか、そういうものに重きを置いたために上下の差は増大し、上昇率は上の者は三二・六%、下の者はたつた九%、それで、なにか、あんなの言ふよきに妥当な賃金だ、こつちこつちふりに考へられておるといふことについては、私は非常に形は不満なのであります。しかし、今となつてこれをどう手直しされるという問題でもございませぬから、私は、今大蔵大臣の御発言の中にあつたよきに、最後に手直しの問題が出ておりましたが、私は、少なくとも今の物価の中で、政府としてはそれだけの賃金保障をされるのが、これが経済の問題と、それから生活水準の問題で妥当かをすみやかに

きめていただいて、全体の五〇%以上が食えない賃金だといつて、奥さんやあるいは子供さんと共かせぎ、あるいは家内の労働力をもつて生活しているというよきな問題や、それから共かせぎでなければ生活がでんないといふことで、今官庁の中にはどんどん共かせぎがふえてきている状態である。それから成年男子十八歳になつても、一人を飯を食ふことができないで、依然として働ながら親のすねをかじるといふ問題がある。こつちのものをなくしていく努力が大蔵当局にあつてしかるべきであると思ひますが、この点について御所見を伺ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) それは公務員だけの問題ではないと思ひます。問題は、公務員が、特に日本の一般民間の給与よりも劣つておるということが問題でございまして、一般民間の給与との比較において、常に均衡がとれた給与が得られるといふところに問題があつたと思ひますので、これを常に調査し、その均衡をとつて、較差を開かないよきに研究してはいるのが、ただいまの制度では人事院でございまして、政府がこの勧告を常に尊重するといふことによつてこの問題を解決していくといふのが適当なやり方ではないかと思ひます。

○横川正市君 そつちと、人事院が成年男子十八歳の生計費の調査といふのを、これを資料の中にあつておるわけですから、これを見ますと、食費、それから光熱費、住宅費、医療費、被服費、そつちの調査の結果といふのが出ておりますけれども、大臣は、この内容といふものを妥当だと考へになつ

て、そうしてこれを実施する気になつたのですか。たとえ住宅、光熱費は一千三百八十円、これは一人の場合の東京平均をとつたことでありませぬが、これは東京におけるものですが、それから被服費が七百八十円、雑費が二千六十円、食費が三千九百三十円、このように人事院の資料に基づいて、これを妥当とお考えになつたかどうか。

○国務大臣(水田三喜男君) 妥当かどうかというよりも、これが統計に現われた一応現実の標準の姿だというふう

に思っております。

○横川正市君 すると、大蔵省は千三百八十円で光熱費と住宅費はこれを保障するわけですか、公務員一人一人の実際の生活をやっていく人た

ち。ただ統計が出たからそれを認めろ、しかし、賃金はこの水準よりも今度の上昇率は下回つておる事実が出て

いるわけでございますが、その点でも大蔵大臣は、資料に基づいてやつた、

こういふふうにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君) 資料に基づいてやつたということではなくて、この間人事院の總裁からお話がござ

いました、人事院は、民間の一般の現実の給与水準というものと今の公務員と比較した勧告である、それと統計とは別であつて、これはたまたまきめ

たように、相当高額の引き上げ率を見、なおかつ、七年ぶりの、財源その他を見ましても、かつてない画期的なものである。

しかも、その実施にあつて、少なくとも、この中には幾つかの妥当を欠く問題があるわけです。私は、き

ろはそういう問題で、具体的に公務員の生活の実態その他から大臣の所見を

お伺いしたいと思つておられます、時間もありませんので、最後に大蔵省とし

ては、さきに給与担当大臣が、五月の一日という日には明確ではありませ

んでしたが、公務員の給与の調査時点を三月から四月の時期にずらして、な

おかつ、人事院が時期を明示したならば、それを実施するのによぶさかでない

といふ、非常に強い意思表示を当委員会で打たれておるのであります。

しかし、それが今回は諸般の事情といふことで十月一日になつておるわけで

ありますけれども、私は、こういうふうなことがたび重なるて行なわれな

い、ことにさきの勧告をずっと見ていますと、どの勧告を見ても、人事院の勧告は実施が一年おくれ、それから実施の手直しは、常に少額に手直しをされて実施をされている。そ

ういふような状況から勘案して、将来勧告が出た場合、大蔵省としては、その勧告について、当然完全実施をしようと

いう約束と同時に、私は、少なくとも今回の勧告の中にあるような矛盾につ

いては、国としてやはりある程度の手直しを必要とすると思つておられます

けれども、その御検討を将来行なう御決意があるかどうか、その点をお

伺ひして私の質問は終わりたいと思ひます。

○国務大臣(水田三喜男君) 人事院の勧告は常に尊重するといふ立場は私ども

も貫くつもりでおります。しかし、ただ今度のような勧告の仕方でございます

が、私どもから見ますと、人事院に希望することは、勧告は尊重いた

しますが、今度のような時期の適及勧告といふことは非常に私に問題で、

將來にわたつておられるかと思つておられます。といふのは、これは皆さんも御承知でしようが、従来は三月を起

点に調査して、年度の半ばで勧告があつた。政府はそれを途中で実施しなく

は、翌年度の四月から実施するといふ

ようなことで予算編成をやっておるの

が例でございますが、今後こういふ

ことが行なわれるとしますと、三月に予算がござる、そうしてお

いて、すぐ四月にさかのほつた勧告がある

かもしれないといふことを予想する

のでは、国の予算も、その他政府関係

機関の予算も、これを編成するといふ

ことは非常にむづかしいので、予算が

きまつたら、人事院の勧告があつて、その翌月から、その月から常

に実施しなければならぬといふことでしたら、今後予算の編成といふものは、これは非常に困難になりますし、大きい矛盾を持つてくると私どもは思つていま

す。で、これをいつくるかわからんから予備費に盛つておけといつたつて、予備費に盛れば、盛つた金額はそれだけ人事院の勧告を予想したことにもな

らぬとも限りませんし、こういうむづかしい問題を繰らむ勧告の仕方という

ものは、私どもは困ると思つていま

す。この点は簡単に尊重するかどう

かはわかりませんが、内容について

は今後十分尊重して、できるだけ公務

員の給与の改善に骨折ることだ

けはほつきり申し上げたいと思ひ

ます。

○山本伊三郎君 それじゃもう時間が

ないから、簡潔に二問だけ一つ質問したいと思ひますが、しかし、その質問の間に入る前に、ちょっと水田大蔵大臣は氣にさわることと言われま

したの、ちょっとこれは言つてお

かなかないか。なるほど予算編成上の技

術上の問題からすると、さういふことが

言えると思ひます。しかし、人事院が、本

年度のやつは四月に調査しておるの

です。四月に調査した場合、民間

の方は、すでに一年さかのほつてその

実施をすでに受けておるので、従つ

て、調査したときにすでにそれだけ上

げて、調査したときには、従来からも

さかのほつてやらなくちゃならぬ事実がある。従つて、八月、かりに七月に勧告が出ても、四月一日で調査をする場合でもさういふ問題があるのですか

ら、予算編成上の技術問題からい

うと、大蔵大臣として当然のことかわ

りませんが、当面の公務員からする

と、逆に、過去のやつも補償してもら

いたという議論が出ますので、その

点だけ。これは質問じゃないのです

が、あなたの言われたことにつきま

して、ちょっと反論だけしておきます。

そこで私、具体的に質問したいので

あります。予算委員会でもいろいろ

質問があつたと思ひますが、給与上の問題に關して、今度の補正予算は重要なウェイトを持つておられますので、若干数字的なことをお尋ねしたいと思ひますが、国の機関の職員はたくさんありますが、これを私は国の機関の職員といふことで表現しておきます。その中

には一般職、特別職、自衛官、裁判官

あるいは檢察官といふものもあ

ります。これを一括して国の機関の職員とい

ふ私のお考えで申し上げておきますから、

そのつもりでお答え願ひたい。総括し

て、この国の機関の職員、これらの職

員に対して、今度の予算編成にどれ

だけの金額を見積られておるか、入つて

いるのか、この総額を一つお調べ願

ひたい。それと同時に、一般職、特別職、自衛官、裁判官、檢察官、それ

から国会関係もわかつておれば一緒に出してもらいたいのですが、これは主計局長が調べられてもいいけれども、答弁は大臣からしていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 一般職の

給与改定に準じて特別職の給与改定を

行なうといふことは、従来からもや

つておることでござりますので、この金

額の算出はいたしておりますが、今申

されたように、政府機関という範

疇がどうかはわかりませんが、五現

業、三公社、それからまた公庫、公団

といふようなものもござりますが、こ

れらは、一般公務員が給与改定をや

つたら、直ちにこれをやらなければならぬといふ性質のものではないと思ひます。給与改定の手続とか、そのほかのことともみんな違つておるものでござりますので、それぞれの機関にまかせ

がありまして、その予算にどれだけの金額を見積りしているか、おのおの調べていただきたい、こういう質問でございます。おわかりになりましたか。

○国務大臣(水田三喜男) 給与改定分が二百四十三億八千八百万円、それから期末手当分が二十億九千九百六十万円、計二百六十四億八千四百万円でありました。

○山本伊三郎君 それじゃ大臣では無理かと思っておりますので、それでは主計局長に。大臣が総額を言われましたが、一般職、特別職、自衛官、裁判官、検察官のおのおのについて一つ知らしていただきたい。

○政府委員(石原周夫君) ちょっとお断わりを申し上げておきますが、大臣のおっしゃいました金は所要金額でございます。それに対して、御承知のように、不用額を差し引いておきますので、先ほど予算計上というところをおっしゃいましたが、計上額の方を申し上げますと、一般会計におきまして二百十四億二千八百万円、それから特別会計におきまして九億九千三百三十三万円、大臣のおっしゃいましたのは、その四十億六千万円を差し引く前の金額であります。そのことをお断わりをしておきます。

それから、ただいまお尋ねの各特別職分類によります金額、私申し上げますのは、二百十四億の系統において申し上げます。総理大臣、国会議員等が二億五千七百万円、裁判官が三億七千百万円、検察官が二億二千二百万円、防衛庁三十億八千五百万円、一般職が八十七億六千五百万円、このうち他会計繰り入れが四億二千七百万円、あと義務教育がござりますが、計上額

を申し上げますと、義務教育職員が七十九億一千八百万円、補助職員八億一千万円、以上合計二百十四億二千八百万円でありました。

○山本伊三郎君 それで大蔵省は、予算編成にあたって相当審議されたと思っておりますが、このうち一般職の場合、これは、すでに一年ほどここで人事院を相手に審議しましたから、わかっているわけですが、自衛官と、それから今分類された検察官と裁判官と、おのおの平均額、一般職は二千六百八十円といわれておるのですが、おのおの平均額は幾らに大蔵省は予算計上なされておるのですか。それをお知らせ願いたい。

○政府委員(石原周夫君) 今、金額の方は計算しておりますので、とりあえずパーセンテージを申し上げます。金額は計算した上で申し上げます。裁判官が三〇・二%、検察官が二九・三%、防衛庁は、自衛官におきまして二・八%、参事官、事務官等合わせました全職員の平均額が一・二・七%、すなわち自衛官とシビリアンと合わせました平均は一二・七%、一般職員が一四・三%、他会計繰り入れが一・二・六%、義務教育職員が一四・七%、補助職員一一・九%であります。

○山本伊三郎君 そこで、これは予算編成のときに問題になったと思うのですが、この数字を見まして、二百十四億幾らという中で、おのおの予算が分割されておるのですが、一人平均してみると、これは職種によって大きな差がある。一般職においては二・二・四%、裁判官、検察官では三〇%、こういうことになっておる。私は、きょう実は最高裁の關係の人をお呼びして、

この点をやりたいと思つたのですが、何かしら内閣委員会をきらつておられるよりであります。日にちがあれば、差しかえて法務委員会でやりたいのですが、これはもう時間がないからやれない。従つて、大蔵大臣として、予算編成の責任者として、こういうことがあつていかどうかという点についてちょっとお尋ねしておきたいと思つて、もちろん私は、憲法に定める司法権の独立は認めております。これなくしては困るからこの点はあるのですが、それだからといって、裁判官の報酬についてこれほど独自の、独走といひますか、そういうものが許されるかどうかというところを、立法府にながら一員として私は非常に危惧を持っております。従つて、この点について、大蔵大臣も相当意見を持っておられるようでございますが、これに対して、大蔵省としての御意見をちょっと承っておきたい。

○国務大臣(水田三喜男) 裁判官の給手の問題につきましては、もう御承知のように、最初に給手制度をきめるときからいきさつがございまして、一般の給与水準よりは高くなつております。そこで、将来公務員の給与を変更した場合には、裁判官の報酬をどうするかというところにつきまして、一応、行政官がベースアップした場合には、その額と対等の、裁判官は同率をスライドさせるというふうに、準用の仕方についての今まで前例が幾つかございましてので、今回も一般公務員に準ずるといふ、準ずる仕方を従来の方から、従来の方から主眼でございまして、いろいろこの問題は私どもとの間

で交渉を重ねた問題でございますが、いずれにしても、従来の方からスライド方式に従う場合には、一般公務員との格差をますます大きくして、明らかにこのやり方は妥当でないということにつきましては、大蔵省の考えも裁判所の考えも大体一致しましたので、今後裁判官の給手については、まず任用制の問題から非常にたくさん問題を含んでおりますので、合理的な給手制度を、一つの委員会を置いてそこできめて、今後こういう問題を避けるようにしようという了解のもとに、今回に限つて従来の方から従うということに解決したわけでございますので、従つて、今御指摘になつたような問題が今回の裁判官の報酬決定については出てきておるといふ事情でございます。

○山本伊三郎君 昨日もらつた「大蔵省三十五年十二月」という日付で資料をもらつたんですが、その中で、裁判官の報酬についての行政官と別立てとした理由というものが載つておるんですが、これは最高裁の方の意見であるか、大蔵省の意見であるか、ちょっとお聞かせ願いたい。

○国務大臣(水田三喜男) それは、法務省の方から出された御意見でございます。私まだ見ておりません。

○山本伊三郎君 実は、これは法務省らしい言い方をしているのですが、この中にはきわめて問題点があるので、私がここで言つておると、裁判官の給手が高いので低くしようといふよりな意味の発言だととられては、これはもつてのほかです。しかし、裁判官としては、身分を保障する、減額

してはいけないという、報酬を保障するという憲法の第七十九条の規定、これは国民も皆認めておると思つて、それだからといつて、こういう文言といふものは、われわれとしては、実は今日の段階ではもう聞き取れないのです。こういうことを書いてある。裁判官の報酬は、一般の賃金理論に基づく政府公務員の給手問題とは自ら異つた観点から定めらるべきものである。こういう一語がある。そのほかにもたくさん問題があるのです。おそらく報酬というものが生活にかならないものであつて別な観点というものは、われわれは賃金理論の上からいつても、報酬論の上からいつても考えられない。何らかの意味において、その職種においてつながつておるのです。それを別な観点で見るときであるという理由書を出している。これは、ここで言つたところ

で、大蔵大臣答えられないから、留守の間泣き事を言つておるようで卑怯だから、私は言いません。いずれ私は適当な場所で法務大臣なりに言いたいのですが、こういうことが載つておる。予算審議権に対する「われわれとしては裁判官が出してきた、あるいは検察官が出してきたものについては、もう立法府は、予算審議についても、うのみをしなうといふようなことの意味に私はなると思つておる。そういうことになると、予算といふものは、これは国民の大きいウェートのある問題なんです。それを司法権の独立という立場からすべてを押しついでいこうという裁判所あるいは検察庁あたりの考え方は、私は間違いだと思つたのですが、これについて答えられ

たら、大蔵大臣はどういう考え方を
持っておられるかというところを一つお
答え願いたい。

○国務大臣(水田三喜男) 裁判官の
報酬については、私は、やはり特殊な
考えをもつてこれを制度化していく必
要はあるだろうと思っております。で
すから、今回の問題を機にして、今後
この問題のための委員会を作って、合
理的な報酬制度というものを私ほきめ
るのがやっぱりいいのではないかと
思っております。

○山本伊三郎君 それでは、もう大蔵
大臣の關係のやつはこれで終わって、
もう一問総理府の方にちよつとお尋ね
したいのですが、人事院の勧告を尊重
するという、これはもう基本的なこと
はたびたび言われているのですが、私
は、実施時期の問題は、横川委員が触
れられましたから言いません。人事院
の勧告と法律案と、重要な点で違つて
いる点が若干、一つか二つあると思
うのですが、その点、総理府総務長官、
法律案を作られたときに、どういふ点
が違つているか。

○政府委員(藤枝泉介君) 山本さんの
おっしゃるのは、人事院の勧告の内容
でなくて、その実施のいわゆる切りか
えの問題のところ違つたところがあ
るといふことではないかと思うので
すが、そうでございませうか。

○山本伊三郎君 あなたの思われる通
りに答弁して下さい。

○政府委員(藤枝泉介君) 御承知のよ
うに、人事院の勧告については、今申
し上げましたように、全部そのままを
取り入れてありますが、実施上の問題
といたしまして、大学院の教授、助教
授及び高等学校の教諭につきまして、

切りかえについて、昇給期間を三月は
短縮できるように措置が切りかえの
中にあります。

○山本伊三郎君 そのほかにあるので
す。見がしっている点があるのです。
そういう意地悪い質問はやめて、私
の方から言いますが、人事院の勧告で
は、勧告の第二に「こまかい問題で
すが、これは、重要な今後運営の問題が
あるのですから言いますが、第二に、
「科学技術振興の趣旨に沿ひ、高度の
技術系職員に対する初任給調整手当を
新設すること」とあるのです。法律案
では、この高度という文字ははずされ
ておる。単に技術系職員に、専門的な
技術を持つておる者については、初任
給調整手当を出すというので、高度と
いう文言ははずされておるところに、
相当私は大きい運用上の意味がある
と思うのです。これに対して、法案を
成された当局として、これを除外され
た理由はいかん、これを聞きたい。

○政府委員(藤枝泉介君) 人事院の勧
告の内容と申しますが、表現と違つた
点、もう一つ失念をいたしました失礼
をいたしました。ただいま御質問の
点は、いわゆる初任給調整手当につ
きまして、その初任給調整手当をつける
職種を相当しほらうという考え方で
ございます。しかし、御承知のように、
理工科系統の職種につきましては、全
体に、相当公務員として採用する
に困難を感じておる次第でございま
す。従つて、非常にしほつた考え方で、
高度なとか、あるいはきわめて困難と
いうのでは、実情に適しないというふ
うに考えましたので、それらの修飾語
を削つた次第でございませう。

○山本伊三郎君 よろしい。そういう
ことで、きわめて善意に削られたもの
である。賛成です。これに關しては、
しかし問題が相当あるので、これにつ
いて質問しておつたのですが、この專
門的な技術を持つておるということに
なれば、相当今後の運用で、これは撤
大されたいと思つておる。これは、大
蔵大臣おられますが、こういうことで
予算が違ふというふうなことを言われ
たら困りますから、特にあなたの前で
質問したので、藤枝総務長官がそう言
われましたので、その点だけ私は念を
押しおいて、私の質問を終わります
す。

○片岡文重君 時間が少ししかありま
せんから、大蔵大臣に質問いたします
が、先ほど勧告実施の期日について、
五月一日にさかのほるような大幅な選
及方法を持つた勧告は今後やめてもら
いたいという、思い切つた御発言であ
りまして、とてもそれだけではできない
から、まあそういうことはやめても
らいた、もしこういうことが許され
るならば、今後年度当初に予備費等を
措置しておかなければならぬというこ
とだったのですけれども、別に私は言
葉じりをとらえるわけではありませ
んが、この人事院勧告のなされるとい
う状態は、突如として行なわれるので
なくして、過去における、またその時
点における経済状況、それから民間の
給与状態、こういうものが勘案され
て、調査の上立つた勧告がなされる
わけです。従つて、政府としても、こ
とあたりは勧告が出されてしかるべ
きだ、むしろ今日のよりな場合には、
人事院の勧告を待つまでもなく、政府

みずからの立場から、そういう正措
置がとられてもいいような状態になつ
ておる。そういう点を考えれば、抽象
的に予算措置がどうだとか、予備費を
どうしなればいかにぬかとか、いろいろ
ような言ひのがれではないに、その時
点時点で立つて、当然その措置が考え
られるのですから、私は、こういう選
及する勧告がなされても、政府がやら
ない以上當然である、こう考へるわけ
です。大蔵大臣は、この点について、
あくまでもこういう選及方法について
は反対をされるのかどうか、また、今
私が申し上げたようなことは、ちよつ
と考へただけでも言えるわけです。こ
れについて、どうしても具体的に技術
的にこれはできないとおっしゃるのか、
その点、御見解を伺いたいと思いま
す。

○国務大臣(水田三喜男) まあ、今
おっしゃられたような事情にございま
したときの勧告でございますから、人
事院の勧告の趣旨を私は十分尊重
して、八月に勧告が出されましたの
で、政府において二カ月この検討を
やつて、できるだけ早く実施することが
いいと考へて、十月一日からの実施と
いうことを決定したわけでございます
です。でも、この決定につきましては、
なかなか困だけの財政問題では済みま
せんので、御承知のように、地方財政
にも關係いたしますし、なかなかいろ
いろな機關にもこれは当然波及する事
項でございますから、そこらを考へ
て、慎重にやはりしなければならぬ
問題です。現に十月実施は困るとい
う關係方面からのいろいろなこともご
ざいました。私も、やはりこれは
はなるべく早く、十月一日から実施す

るというところに踏み切ることが妥当だ
というので、決心をして、非常に私ど
もとしましては、いろいろな關係者の
故障があつても、これは十月からやる
ということにしたわけでございます
が、今後、さつき申しました問題につ
きましては、たとえば三月に勧告が出
て、一月にさかのほれとか何とかい
う問題ならともかくとして、三月に予算
がきまつて、四月から新予算が出発し
ているのに、その年初にさかのほつて
これを実施するといふような勧告は、
これは非常に困る問題でございま
し、私は、ただ財政上だけの問題では
ないと思つておりましたので、さつき、
こういうことは今後希望しないと申し
述べたのでございまして、これは、年
初にさかのほるといふような勧告は、
やはり今後考へてもらいたいと思つて
おります。

○片岡文重君 そりしますと、この問
ラジオ討論で、受田新吉君の質問に答
えて、大蔵大臣が、技術的にできない
のだと、財源の問題ではないのだと、
こういう答弁をされておつたようであ
りますが、その技術的に困難だとい
うことは、年初に近い期日にさかのほ
ることが、財源ばかりではないに、技術
的にできないのだと、こういう意味に
おつちやつておられるのですか。

○国務大臣(水田三喜男) 技術的に
と言つたかどうか忘れましたが、私
は、予算制度上という言葉を使つたつ
もりでおりますが……

○片岡文重君 先ほど午前中の質疑
で、給与担当の迫水國務相は、五月一
日にさかのほれないのは全く財源だけ
の問題である。こういうのはつきりした
答弁をしておられました。あなたの

答弁とはだいたいその間に食い違いがある。財源だけではないと言ふ大蔵大臣、いや、財源だけだと、これは非常に大きな食い違いだと私は思うのですけれども、この点、閣内においては何ら討議されなかつたのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、理由は両方からきておつたと思ひます。財源の見ましても、予算補正をやる場合には、いろいろな施策との均衡もございまして、一つだけの補正をやつて、はつきり補正すべき事項が現われておるのに、その補正を省くわけには参りませんので、こういうものの均衡をとつた補正のやり方を考えてみますと、今度の補正予算でもおわかりになります通り、十月一日から実施すること、財政的にはぎりぎりだといふことにもなりますので、そういう財政上の理由からもございまして、同時に、かりにそこに財政上の余裕がある場合を考へましても、そういう年初にさかのぼつた措置といふものは、予算制度上非常にこれからは問題だといふ考慮も私どもはいたしておつたのですが、たまたまこれは財政上から見ましても大体妥当だといふことが出ましたので、こういうことになつたのですが、かりにそうでなくとも、私としては、五月一日に遡及するといふような前例は開きたくないと思つておられます。

○片岡文重君 そりすると、何かお話を伺つておると、財政上にはやればできないことはない、しかし、悪例を残すようなことも考へられるしといふことで、五月一日にさかのぼることはやめた、こういうことのようなんで、委員長、人事院の關係者は来ておられますか。

○委員長(吉江勝保君) 今まだ出ておられません。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府部内においては、たまたま財政上の勘案から、十月一日ごろが至当だといふふうな全体の意見が一致しましたので、これは問題ございませんでしたが、私の言つておるのは、かりに一致しないので、五月からやれといふ者があつたとすれば、私の立場としては、おそらく反対したろうといふことを言つておることでございまして、政府の中には、十月一日で実施といふことにたまたま全部の意見が財政上の理由から一致したので、こうなつたといふことでございまして、ですから、私の立場としては、反対する事態は起こらなかつたのですが、今後こういうことは困るといふことを言つたまででございまして。

○片岡文重君 押し問答を続けても仕方ありませんが、どうもあなたの御答弁を伺つておると、閣議ではあまりこの問題について真剣な討議はされてないといふ印象を受けます。少なくとも給与担当国務大臣の財源だけだと言つておられる。しかるに、あなたはそりではない、そのほかにもまだあるのだといふことを明快にここで述べておられるといふことになれば、最も關係の深い両大臣の間において、きわめて重大な意見の食い違いがあると思ふ。それで、押し切つてここに法案が出されておるといふことは、閣議において真剣な討議があまりなされてなかつたのじゃないか。人事院から出されたものをそのままのみにして、何らの検討もされずに出されたといふ印象を強く私ども受けるのですが、一体どの程度に、何回くらの討議を重ねたのですか。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、勧告が出されてから、給与担当大臣の手元で検討する期間が非常に長かつたのでございまして、それだけこの問題の取り扱ひには、關係閣僚の間においてもこれは真剣に討議しておりましたし、また、地方財政の方から見ますといふと、年内実施が非常につらいようである、一月実施を希望するといふ意向も強かつたのでございまして、自然増収の大体の傾向から見て、地方交付金の交付も一定の額が予想されるし、地方財政がこの十月一日からのことは大体可能だろうといふような検討も重ねまして、最後に十月一日と決定したわけで、そこまで決定するまでは、政府部内で相当慎重な検討を經ておるのだといふことだけ申し上げておきます。

○片岡文重君 自余の問題については、大体先ほど同僚の諸君から質問されておるから、大蔵大臣に対しては一応終ります。なお、人事院の担当が参られまして……、きょう来るのですか。そのときに、今の問題でちよつと関連して質問します。

○鶴岡哲夫君 さつき大蔵大臣のお答えの中に、大へん問題になる点があるように思ひますので、おそらく今度もまた人事院は、四月末の調査をやつて、八月の七日に勧告するだろうと思ふのですが、その場合に、本委員会における長い間の論議の中で、おそらく人事院は、五月一日実施といふ時期を明らかにするだろうと思ふのです。それに対して、今大蔵大臣がそういうこととは好ましくないといふお話をされたが、これは大蔵省の意見ですか。それとも大蔵大臣の意見ですか。政府の意見ですか。伺つておきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) これは、財政当局としての私の意見でございまして。

○鶴岡哲夫君 これは私は、大蔵省の事務当局は、大臣に対して忠実じゃないと思ふんです。この人事院勧告について、本委員会で大へん論議が行なわれておる。三月末の調査を四月にしなければならぬから四月に、当然調査をしたそのときにやるべきだといふ論議も行なわれておる。そういうことを大蔵大臣の頭で大蔵省の事務当局はよく入れていないように思ふんです。大蔵大臣の答弁だといふんですが、お考えだといふんですが、政府のお考えじゃないようでありませうけれども、はなはだ不満ですね。従来三月末の調査をやるから、公務員は民間より二年おくれるといふことをここで悲痛な論議が行なわれておるわけですが、また、今の大臣のようなお考えですと、実施時期を明らかに五月一日にするのは迷惑だといふお話を、また一年するのじゃないですか、そういうお考えですと、よく、事務当局じゃなくて、大臣としてお考えおきを願ひたいと思ふんです。

○矢嶋三義君 私の質問に入る前に、数字のことでお話を。主計局長、さつきあなたに述べられた数字は正確ですかね。念のために確かめておきたいと思ふんですが、大蔵大臣は、給与改定所要経費を二百六十四億八千万にがしと述べられたのですが、私が予算説明書の二十七ページからこへ抽出してあるのは、私、写し違つたと思ふなのです。二百六十九億五千六百九十一万と私は書き抜いておるんですが

ね。さつきの大蔵大臣の二百六十四億八千万という数字は間違ひではないでしょうか。いかがでしょうか。

○政府委員(石原周夫君) こういうこととございまして。予算書でござん願つたと思ふのでありますが、一般会計と特別会計、合計いたしますと、二百六十九億五千七百円でございます。そのうち一般会計からの繰り入れをいたします関係で重複をいたします金が四億七千三百万円でございます。それを差し引きますと、大蔵大臣が先ほど申し上げました二百六十四億八千四百万円でございます。

○矢嶋三義君 わかりました。数字は合いました。大蔵大臣に伺ひますが、このたび政府から提案されたこの給与改定關係法案は、一番引き上げ額が少ないのは七百万円です。公安職にある。一番高いのは、公僕の高給である総理大臣の十百万円です。七百万円と十百万円、実にその開き百四十五倍なんです。率にして、一番低いところ八・四%、最も上がつた人は六六・七%上がつておるんです。単なるベ・アとしては、あまりにひどい数字じゃないでしょうか。もちろん池田総理は、かつて、貧乏人は麦飯、富める者は米飯、これを食へることが経済原則であるといふことを言われておる。ある立場から、それは正しいことだと思ひます。そういう意味で、私は、あの人は人間的にどうだとは言ひませぬ。しかし、政策理論的には冷徹な方だと私は見ておるんですがね。冗談言ひわけでないが、あなたは人情一家の大野派に属して居る国会議員だと知つておる。これは、人間的にも政治的にも人情豊かだと大野派

の方々は私に平素から見えておられます。このたびはここに法案が出てきたわけですがね。人情あり、あなたかみのある水田大蔵大臣としては、できるだけ近い機会にこれはやっぱり検討して、是正される御心境にあるものと私は推察するわけですが。何人が聞いても、それは、総理大臣と若い人は能力も違ふし、それから、経験年数と経験領域が違います。しかし、一律ベアする場合には、一方は七百円しか上げられないで物価は上がりつあるんです。間接税が上がったならば、みな同じように影響していくんです。消費物資に対する間接税なんかは、地下鉄が二十五円になれば、これはむしろそういう階層に影響していくんです。その場合に、一方は七百円、一方は十万円、百四十五倍という、これでは不平が出るのは当然だと思いますが、いかがですか。私は今後のことを伺っておきます。

○国務大臣(水田三喜男君) 今度の上がり方については、額を比較すると、そういうことにならうと思いますが、上がり方は、すでに基本給があつて、その基本給が、民間との比較において、それぞれの職務とその責任の度合いといふものを比較されてなされた勧告によつたという事情でそういうふうになつておりますが、さつき話しましたように、大もとの俸給自身の上下の倍率というものは、大体戦前よりも倍率は少なくなつておりますし、また民間と比べますと、いうと、民間は、非常に安いところから社長が百万円というよりなことで、この上下の倍率は、官吏の今給与制度の中にある倍率に比べたら、大きい数倍の倍率

を持つてゐるというよりなことから見ましても、その民間の給与体系と比べて、公務員の給与体系が特別のそういう格差を持つてゐるということは言えないのじゃないかと思つておられますが、問題は、今後の初任給、それから勤続年数何年間というものと民間とのまた不均衡が出てきた場合に、これはおそろくまた人事院の勧告というよりなことによつて、順々に是正されていくんだと思つておられますが、今回の場合は、そういうような勧告の趣旨でございまして、その趣旨によつて体系が一致の改定を行なうことによつて体系が一致のふえ方のそれだけの倍率があることだと思つておられます。

○矢嶋三義君 水田大臣、あなたは、そんな抽象論で私は逃がしませんよ。一松老がおつたらしかられるところですよ。一体民間会社百万円社長が取るから云々なんという、そういう言葉を言つてすれば、まことに不適当な言葉ですよ。民間会社だつたら、そういう社長は自分の資本をみずから出しての出資者である。そして雇つてゐる社員の場合と、国民の税金によつて、そして同じ公僕として働いてゐる場合とは基本的に違いますよ。それから、あなたは数字を知らないで、提案者なものをだから抽象論を言つてゐるが、私は、ここで数字を上げてあなたに詳しくは申しませんが、人事院でも認めてゐるんですよ。高級職のところは、民間との公務員の差というものは、大体バランスがとれてゐる、データーで。ところが、下級公務員の場合は、民間よりもこんなに低く行なわれ

てゐるんですよ。だから上厚下薄と言つてゐる。民間と公務員の差がある。それを同じように、あの法案が出てゐるならば、一步譲りましょう。しかし、上級公務員は大体バランスが合つたのに、下級公務員の場合は、民間よりもはるかに低いところが勧告されてゐる。こういう操作が行なわれてゐるわけですね。だから、あなたがそんな抽象論で逃げようとしても逃げられませぬ。まあ法案を出した内閣に所属してゐる大蔵大臣としては、矢嶋さんの言通りだ、こういう答弁はできぬと思つておられます。しかし、少しあなたはおに忠実に実施すると答弁されておつたので、来年度のことを予想しても、十分私はこれはやれると思つておられます。それから、さつき問題になりました、勧告をさかのぼつて云々することは、どうも、まあ非常なほつきりした答弁をしてゐますが、これは、国家公務員法に基づく人事院のセミ独立性、その勧告権からいって、やや心理的影響を与えますよ。あれは、大蔵大臣の発言としては、私は穏やかでないと思つておられます。まあちよつと気が口に出たのですよというふうなことでね。取り消すとは言われないが、そのくらいを言わないと、国家公務員法の、あの人事院を設立した意味もありますからね。これは、人事院のセミ独立性があるのですから、若千僕は、オーバーな発言ではないかと、かように思つておられます。お答えいただきます。

○国務大臣(水田三喜男君) 三十六年度の増収見込みは、まだいろいろな問題がありますので、確定いたしません。今のところ、三千億円以上にはなつておられます。

○矢嶋三義君 とうとなればですね。五月一日の人事院勧告の通りに尊重してやるというところは、決して私は不可能ではないと思つておられます。益谷さんも、すな

○国務大臣(水田三喜男君) 政府としての圧力という意味はございません。さつきも申し上げましたように、私のただ希望という程度に受け取つていただきたいと思つておられます。

○矢嶋三義君 それで、財政的には五月から十分やれるじゃないですか、大臣。まだ本年度の補正予算に千五百七十二億円の自然増収を見て、減税五十億マイナスイテ、そして歳入を一千五百十四億を計上してありますね。まあ少なくとも五百億はありますね。これは誰も争つてゐる、経済評論家。矢嶋もそれに同感を表してゐる。だから、第四・四半期も大丈夫、それから、来年度においても三千億の自然増収があれば、私はやれるはずだと思つておられます。何かそれとも他に目的があるので、昭和三十六年度に隠れたものがあるのじゃないですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 確実な資料で今見込み得る限度が、大体予算委員会でも申しましたように、千六百五十何億という見方をしまして、そして今度の補正には、歳入として千五百十四億を立てたわけでございますが、まだ不確定な要素といふものが非常にございまして、これがよくいけば、税収が少しふえるだろうと思つておられます。見込みが狂つた場合にはなかなかさういふ問題を持つておられます。今、確実に見込める範囲といふことで今度の補正予算の歳入を立てたわけでございますので、今のうちに五月にさかのほればはるばるのじゃないかと云われるのですが、財政的にも、さういふ余裕は実際にはございません。

○矢嶋三義君 それでは、政府の心中に去来しているものを私ちよつと申し上げて伺いたいと思つておられます。昭和三十六年度からのいわば新安保体制下におけるその性格の予算編成を今から予想し、苦慮されてゐるね。

○国務大臣(水田三喜男君) 政府としては、民間との公務員の差というものは、大体バランスがとれてゐる、データーで。ところが、下級公務員の場合は、民間よりもこんなに低く行なわれ

私はそう思う。そこで伺います。ケネディ政権ができて、ドル防衛の政策を打ち出されて参った。それから、対外軍事政策が変つて参った。無償援助打切りという方針がすでにNATO諸国には通達された。その余波というものは日本にも必ず出て参ります。そうなりますと、今、約千五百億円を予想している、無償援助を予想している第二次防衛計画というものを来年度から五カ年計画で発足しよう、来年から予算を組もうとしているらしいが、あなたはこれを無修正でやる自信があるかどうか、こういう点が心配になるので、人事院勧告というものをここに押えた。しかも、ここであなたに伺って、意思表示しておいていただきたい点は、池田さんは、本会議でも記者会見でも、日本の財政能力というものを過大評価して盛んに発言しておる。日本の財政力は強いのだ、日本だけがアメリカから認められて、ドル防衛に協力云々を言われているのだというふうなことを答弁しておる。こういうふうな過大評価した発言をしているならば、アメリカから参ります。日本は財政能力が強いのだから、だから今後無償援助を減額していく、自力でやれ、こういう働きかけが参つて、まず日本は苦しくなつて参るのだが、あなたが財政担当の大臣ですが、池田総理大臣のあの発言というものは、対米的には非常なこれは影響あると思うので、少しブレーキをかける必要があるのじゃないかと思ひますが、これらの点についてお答えいただけますか。第二次防衛計画がやれますか。

○國務大臣(水田三喜男君) アメリカのドル防衛に關する具体的な措置とい

うものは、また全然明確になつていないところがございますので、これが具体化してみたいというところ、ほんとうの私どもの対策は今のところ立ちませぬ。ただ、この問題のために、この影響を過大に見て、いろいろ心配される向きも少しふん多いようがございますので、私どもも、かりにこの影響が、今考えられるような措置が全部とられるというよりな場合を想定しても、日本の現在の経済の力をもつてすれば克服できる程度のものであるということも言つておるだけでございます。向この措置が具体化しない限り、私どもはそれに対処する方法を今のところは考えていませんが、ただ、起り得る事態に対して慎重な検討をしているだけでございます。今、この勧告云々の問題と来年の防衛費とからんで発言しておるわけはございません。

○矢嶋三義君 いや、実質的にはそれは結びつきのです。一番これは重要なポイントですよ。困の予算の性格を左右するものだから。だから私は主張もし、あなたの意見を伺つておる。第一、さつき言つたような第二次長期防衛計画がスタートしようというのですが、そういうことをやるのじゃなくて、今自衛隊は整備をする段階じゃないですか。そういう予算の査定をすべきだと私は思ひます。どういふ見解を持っておられるか。無方針で行くと、あとで困つてしまいますよ。お答えいただけますか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今のところ、そういう計画の討議というものを現在政府ではやつておりません。○矢嶋三義君 いや、あなたの見解を承つています。でないと、明年のまた七月ごろ人事院勧告が行なわれた場合、今年以上にやれなくなるおそれがある。だから、人事院勧告実施にあつて一番大きな影響を持つのはこの一点にあると思う。だから、あなたの見解を承つておるわけですね。第二次長期計画なんかというものは、今の時点で即応するよりも、峻厳にこれは査定すべきです。いたずらに増強するのではなくて、整理することがまず先決である。でなければ、池田さんのように、大きいふうしきを広げて、日本に財政力ができたと言つて世界に吹聴して、そうしてアメリカ側から無償援助というものを押えられてしまふ。そういう軍事援助は少なくなつて参る。ところが、安保条約は一方で結んで参る。が、それがまず勤労者へ進退きわまつて、それがまず勤労者へ苦しみと同時に、それがまず勤労者への圧迫となつて参つて、来た七月に人事院勧告が行なわれて、それが行なななくなる。そういう点をあなたは予想して、今後の人事院勧告を少しも予算編成に都合がよいように勧告させようというふうな底意があつて、先ほど五月一日実施の勧告なんか困るといふようなことを発言されている。これは、少しあなたの本心を言ひ過ぎたかと思ひますが、だから、今予算編成期になつておるのですが、査定に臨む大蔵大臣の所信を承つておきます。○國務大臣(水田三喜男君) 私は、そういう問題のために通告は困ると言つたわけはございません。で、さつきから説明いたしましたように、予算制度上の問題として、きわめてこれは私としては希望しないことだ、こ

○矢嶋三義君 次、伺いますが、大蔵省はこの予算を査定するわけですが、まず特別職の職員に關する法律の中で、各委員が最低三三・三三、七万五千円から十万円に上がつておるのですが、この出欠表を出してもらったところが、出席のよくない人は相当おられますけれども、この点については、各省庁に対してですね、これだけ委員が委嘱されて、そうして相当の報酬を国から受けているんだから、委員として十分出席してその職務を果たし得るようには、各省庁に大蔵大臣として私は注意を喚起する必要があると思ひますが、いかがですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 今おっしゃられているのは、あるいは国家公務員法のことかと存じますが、(一)それだけでないですよ(呼ぶ者あり)出席は月に三日ということになつておる。それでございますが、これはまあ、委員会の特殊性において会議の日がきめられておるものやむを得ませんが、それでなくて、常時出席すべきことになつておる委員会で、欠席の多いといふことにつきましては、これは、御要望のような措置をとりたいと思つております。

○矢嶋三義君 これはやつていただきたい。次に、自衛官の俸給月額算定方法のところに「(基準俸給月額)×(平均暫定手当相当分月額)×(一二五)」ですが、これは私、科学的な根拠はないと思ひます。そうして暫定手当そのものが地域給から流れてきた制度であつて、これを全部の自衛官に配分するといふのは、趣旨から言つて私はこれは反することだと思ひます。それだつたならば、警察官だつてこれはやるべきだと思ひます。警察官だつてそういう点で、まあ戦争があつた場合には、それは違ひでしようけれども、平時における警察官と自衛官の給与の比較ですね。それから海上自衛隊と海上保安官の比較、こういう点については、どうしても納得いたしかねるところがあります。この上に、国家公務員共済組合なんかでも特例を設けてあるわけですからね。それから、防衛大学の学生にしてみれば、学生時代から毎月四千五百円、期末手当までもらつて、帽子二つ、靴二足、こういうのです。そういうものの全部支給されるわけですから、かれこれ考へる場合、今の憲法上から考へた場合に、非常に私はアンパラになつておるのではないかと、かやうに思ひます。たとえば、陸上自衛隊の諸君と警察官を比べた場合、陸上自衛隊の諸君は、事あつた場合はこれは何です。大へんだが、そのときは、あとで特別にしたらいでしよう。しかし、平素は訓練ですから、私は、警察官より神経を使わぬと思ひます。警察官にしてみれば、これはしよつちやう警察手帳を持っていて、いづつうなるかわからぬといふ、神経をすり減らすことかと思ひます。そういう職務内容を考へますと、事ある場合に厚く遇するといふことは必要だと、常に私は言つておるのですが、平時における自衛官の給与と一般職の給与にはちよつとアンバラがある。それからまた、自衛官の内部においても、平時において、事務官、これは一般職の俸給表をそのまま移されているわけですが、事務系統の人と、

それから自衛官と、同じ機を並べてやっております。制服と文官の場合は違いますが、あまりにも私は、こういうところは、旧軍隊の準軍人、そういう体系が持ち込まれているのではないかと、だからこの給与体系なるものは、憲法上から見ても、この給与体系は違憲性を持っているというふうな私は見解を持っています。先ほど裁判官の問題も出ておりましたけれども、先ほど給与担当に何つてみましたところが、一般職だけは検討して見解も持っていますのでございませぬけれども、特別職については、総合的な検討をしないし、見解も持っていない。これは無責任です。あなたとところで予算を査定して国会に上程されるわけですが、池田総理に聞いて答弁を求めざるべきものですが、ここでそれができないから、あなたに伺いますけれども、非常に、先ほど迫水さんから伺っても、特別職関係については検討もいたしてないし、意見も持たない。関係大臣が答えるであろう、あるいは大蔵省の財政課長に答えさしたりしている。これでは、政府として、法案を提出する内閣として、立法院に対して無責任だと思っております。今後こういう点を改めることを要請いたしたいのですが、お答え願います。

○国務大臣(水田三喜男君) 改めるといふことですが、十分な検討を加えて、妥当な措置をとるといふことは当然ですが、もちろんそういうつもりでやっております。

○矢嶋三義君 何かあなたは、閣議の懇談会では、国会ではのらくら答弁で行こうじゃないかというふうなことを閣僚に協議したとかいうことが伝えられておりますが、いけませんよ、あなた、そういうふうな態度では、典型的なのらくら答弁です。きよりは短期国会で何だから、私は時間も制約されているから、もうあと一週で終わりますけれども、そういう心がけでおられたら、いかに人情ある大蔵大臣といえども、次の国会では、もう百パーセント対決いたしますよ。少し答弁が誠意がないと思っております。そんなことがあなたに答弁したつて同じことです。では、最後にあなたの部下に質疑をした点で確認されたことを、あらためて上司であるあなたに御答弁いただきたい、私の質問を時間が参りましたから終わります。

それは具体的な問題ですが、その一つは、暫定手当の問題について、人事院は、昭和三十六年度の予算の編成に間に合うように、新炭手当とともに勧告をするように作業をされていると、これを本院で答弁いたしております。この勧告が出されたならば、三十六年度の予算編成に尊重して組み入れるというところを、要望を含めて、お答えいただきます。

それからもう一点は、長きにわたつての問題であります。これも事務当局から見解の表明がはっきりあつたわけですけれども、外地引揚公務員の退職金算出の場合における海外在勤年数通算の件、これを給与課を中心に、早急に合理的に改正する作業をしてその措置をとる、この二点お答えをいただきます。

○国務大臣(水田三喜男君) 暫定手当の問題はその通りでございます。もし予算編成に間に合うような人事院の勧告がございましたら、これは尊重して、来年度の予算編成においてこれを取り上げることにいたします。

それから、今言われました外地引揚公務員等の問題は、確かに実情に沿わない点がございますので、今事務当局に検討させておりますので、結論を得次第、これの所要の措置をとる考えであります。

○矢嶋三義君 申しわけないが、もう一問だけ。初めて大臣らしい答弁をなさいました。もう一問だけ何つておきます。それは、調達庁長官と大蔵大臣にお答えいただきたいのですが、新安保条約と新基地協定ができて、調達業務が非常にふえて参つております。しかもジェット機等の騒音が激しくなつて、その基地だけでなくして、基地周辺の騒音対策等、なすべき仕事が多くなつていっているわけでありまして、従つて、調達庁の今後の機構の問題とあわせて、その行政運用の全きを期するために、新しい角度から予算を編成しなければならぬと思つて、これを編成しなければならぬと思つて、米軍が引き揚げていったのだから、だから機械的に調達庁の職員を減らしたらどうかというふうな意見を言う人があるやに聞いておりますけれども、新しい協定を完全実施するということになりますと、さらにまた基地周辺にいろいろ騒音等の総合的な問題が起こることを考へるといふと、先私私が冒頭に申し上げましたようなことに相なると思つて、で、これらの点について大蔵大臣はどういう見解を持ち、今後どういう査定をされようとするか。これは調達庁の職員の勤務条件、給与に直接関係のあることとございますから、その

見解と、それから調達庁長官としてどういう見解を持たれているかという点をお伺いして、大蔵大臣に対する質疑を終わります。

○政府委員(丸山信君) 調達庁の業務に關係しまして、お話の通り、飛行場周辺の騒音問題、あるいは演習場に関する種々なる問題等、基地行政に關して大いに改善をはかる要を感じております。従いまして、その業務遂行のため、私は現在の定員を維持することが必要だと考へている次第であります。

○国務大臣(水田三喜男君) 問題は業務の実情でございますので、十分検討して、予算査定のととき考慮いたします。

○國體哲夫君 先ほどの矢嶋さんの質問に対する大蔵大臣の答弁の中に、どうしても納得できない点がありますから……今度の上厚下薄ですね。これは民間がこういふふうには上厚下薄になつていっているから、公務員の場合もこうなつたんだというお考えがあるように思つても、これはほとんどない話だといふことを申し上げたい。この上厚下薄はこの世の中になくはない数字なんです。人事院が作り出した架空の数字なんです。そういう点を御存じですか。下が一〇%、上が三〇%という、この上下格差というのは民間にはない数字だ。何か民間がこういふ差があるから、公務員でもこういう差をつけたいいいじゃないかというお感じがあるように思つて、これは間違いだ。人事院が作った虚構の数字である、この世の中にはないものだと、私は私は申し上げておきたい。もう少し申し上げたい、あれは非常に上の方だけ上げたの

は、御承知のように、医療職と研究職と行(一)、これだけを平均したからあんな高い数字が出た。下の方は全部の職種、低いところも高いところも全部あつた、この上厚下薄というの。この点をよく考へていただきたい。虚構の数字なんです。民間がこんなに上がつておるから、民間にこういふ格差があるから、公務員でもこういふふうな方法がいいという考へは間違いだといふ点を申し上げているわけでは、職種別、年令別、学歴別、民間のこういふ地位についている者、それと対等の公務員の職種、地位の人との比較をやつて、この地位にある者は大体これくらいベースアップをするのが至当だといふふうには、具体的に調査の上で立つた勧告でございますので、私もそれを尊重したといふこととさせていただきます。

○國體哲夫君 私は、先ほど来申し上げているように、この上厚下薄のこの傾斜というのは民間にはないのだから、そういうのはどこにもないです。先ほど申し上げた人事院が作った虚構の数字です。それを御認識にならないで、何か民間もこういふ差があるから、公務員も差があるべきだといふような御認識では、これは大へんな間違いだといふことを申し上げておる。今大臣の御答弁ですと、そういう御答弁では答弁にならないです。それはおかしいですよ。上厚下薄に対する見解をもう一べん伺いたい。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院の答弁を申し上げますが、人事院は、本委員

は、御承知のように、医療職と研究職と行(一)、これだけを平均したからあんな高い数字が出た。下の方は全部の職種、低いところも高いところも全部あつた、この上厚下薄というの。この点をよく考へていただきたい。虚構の数字なんです。民間がこんなに上がつておるから、民間にこういふ格差があるから、公務員でもこういふふうな方法がいいという考へは間違いだといふ点を申し上げているわけでは、職種別、年令別、学歴別、民間のこういふ地位についている者、それと対等の公務員の職種、地位の人との比較をやつて、この地位にある者は大体これくらいベースアップをするのが至当だといふふうには、具体的に調査の上で立つた勧告でございますので、私もそれを尊重したといふこととさせていただきます。

○國體哲夫君 私は、先ほど来申し上げているように、この上厚下薄のこの傾斜というのは民間にはないのだから、そういうのはどこにもないです。先ほど申し上げた人事院が作った虚構の数字です。それを御認識にならないで、何か民間もこういふ差があるから、公務員も差があるべきだといふような御認識では、これは大へんな間違いだといふことを申し上げておる。今大臣の御答弁ですと、そういう御答弁では答弁にならないです。それはおかしいですよ。上厚下薄に対する見解をもう一べん伺いたい。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院の答弁を申し上げますが、人事院は、本委員

会におきまして何回も御説明申し上げておきますように、個々の職種別調査はやつておりますけれども、やはり公務の部内バランスを考へまして、行政(一)の二等級、まあそれに大体相当いたしまするようなものは、これを全部網羅いたしまして平均の上がりを見、また、ただいま御指摘のように、行(一)七等級、八等級というものに大体相当いたしまする職種は全部これを合わせまして、そしてその平均の上がりの割合を見る、こういうことをいたした次第であります。それを基本にいたしましたので、この人事院が勧告いたしましたものは、全体としてはおおむね二・四〇％に達しておりますが、民間との対比並びに公務部内でのバランスをあわせ考へましてこのような俸給表を作つた次第であります。

○鶴岡哲夫君 それは虚構の数字ですよ。行(一)なら行(一)、医療職なら医療職、研究職なら研究職という俸給表をとつても、民間とあまり差があるところはないです。これははつきりしているのです、人事院の資料を見てこれに人事院も反駁できないわけですよ。あれだけの差はないわけです。ただ、先ほど人事院が答弁したようなやり繰りをやるといふと、ああいう数字が出るのですよ。だから、これは虚構の数字ですよ。だから、民間は非常に上が上がって下が低いからやるのだというお考えは根本的に間違っているという点を申し上げておきたい。もう一ぺん政府側の濃厚下薄に対する見解を聞きたい。

○政府委員(滝本忠男君) ただいまの私の御答弁で多少不足しておりますので、補足させていただきますが、もし俸給表別に民間との対比でそれぞれ平均をとるといふことにはいたしません。現在の公務員俸給表のうちには、下げなければならぬというものすら出て参るのであります。そういうことは、これはこの公務部内でのバランスを考へますときに適当でないであります。で、われわれは、われわれがいたしたような方法によりましてこの大體の改善率を考へるといふことが、公務の部内でのバランスを考へました場合に適當である、このように判断をいたしました。人事院といたしましては勧告いたしました次第であります。

○鶴岡哲夫君 だから、私が申し上げておるように、ああいう濃厚下薄の数字というのは、人事院が作り上げた数字なのです。民間にはこういう差はないのですよ。それを私が聞いていますと、どうも民間もさういふふうな差があるからというふうな聞きかたがあるのですから、これは大へん問題だ、こういうふうな思つておられるわけですよ。ですから、今のこの濃厚下薄につきましては、政府ではもう少しお考えになつてしかるべきじゃないかと私は思つております。

○山本伊三郎君 実は、法律はおそれるから、反対して、それから問題になる点です、実は先ほど人事院当局がおられなかつたので、確認しておきたいと思つたのです。この前、滝本給与局長は、先ほど藤枝長官にもお尋ねしたので、第十條の三の「科学技術に関する専門的知識」、勧告では「高度」といふものが入つておつた。それをとつたというところで、相当この初任給調整手当の範囲が広げられるというように私は受けとれる。そこで、あなたがこの前のわれわれの質問に対して、それに該当する専門的知識といふものを答弁されておられる。物理、電気、通信、機械、造船、冶金、航空、計測、応用物理、応用化学、こういう答弁をされておるので、本法律改正案に、人事院の勧告と変わった点、「高度」といふ文字を取つたといふことは、これはあなたの方から、人事院規則を作る場合に拡大解釈をしてやつてもいいという方針を明らかにされたのですか。その点について、私は、大蔵大臣も総務長官も人事院の給与局長も聞いていますから、これは今後の運用がいつも問題になりまますので、法律が通つてからあとでいつも問題になるから、この点を確認しておきたいのですが、あなたが認めなかつたときに藤枝総務長官がさう答弁されたので、それを確認しておきたい。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院が勧告で、初任給調整手当をつけていたのだとしたいという勧告をいたしましたわけでございます。その当時人事院といたしましては、ただいまお読みになりましたように、その当時よりさらに精細な研究をいたしましたとき、多少の中にはそれだけのものがある程度の、狭い範囲の職種を人事院は考へておつたのでありまして、人事院といたしましては、この人事院の考へておられるものが人事院規則になるようにと思つまして、総務長官の方へ、こういう形の法案を作つていただいたらどうでありませうかという申し入れをいたしましたのであります。その中には、ただいま提出されております十條の三といふものの中に、「高度」といふところがございませぬが、これは人事院の申し入れには「高度」といふことがあつたのであります。

それから、採用が困難だといふことにたゞだいま書いてございませぬが、それが採用が「著しく困難」だといふところに人事院といたしましては考へておつたのであります。ところが、国会へ御提出になりました案には、「高度」といふことと、「著しく」といふことが落ちておられます。で、落ちて、どの程度に政府側で考へておられるのか、人事院は聞いておりませぬ。で、われわれが考へておりましたものに比べまして、「著しく」といふことと、「高度」が落ちておられますから、これは範囲は多少広げられることを政府側としては考へておられると想像いたしました。このままの形で、ましてにこの法律が決定されたいと思つたならば、当初人事院が考へておりましたものより、やはり幅を広げて考へるべきであらう、このように考へます。

○山本伊三郎君 それは、あなたがその間に藤枝総務長官が答へた。議事録に載つておりますけれども、念を押したのです。皆さんがおそろいの中であるから確認したのですが、その点はさういふふうな運用されるように考へてもらいたい。

○片岡文重君 先ほど水田大蔵大臣にお尋ねしたときの御答弁について、われわれは給与局長よりも、むしろ総裁なり人事官に御答弁いただきたい方が、見えておらないので、その点を含めて御答弁いただきたい。先ほど来の水田大蔵大臣の答弁を伺つて、勧告通りに実施せずに、十月一日に繰り下げたといふことは、财源的な理由ばかりでなしに、予算編成上から見た技術的な面での実施できないのだ、むしろお話しの内容は、財源よりも、その長期にわたつてさかのぼつていくというやり方について全面的に賛成はできない、反対である、今後もういふ勧告については一つやめてもらいたい、こういうことではあります。これをさらに突き進めて考へれば、人事院は、あえて政府として不可能な勧告を行なつたといふことになると思はる。人事院はさういふ点はさういふふうに考へてこの勧告をなされたのか。五月一日から当然実施し得ると考へて勧告をされたのか。水田大蔵大臣が言われるように、今日の保守党内閣では、とても五月一日から実施できないという観念のもとに勧告を実施されたのか、その点どうなんでしょうか。

○政府委員(滝本忠男君) これは従前、人事院の勧告はなるべくすみやかに実施していただきたい、あるいはできるだけすみやかに実施していただきたいといふことを考へておつたのであります。けれども、それははつきりしないんじゃないか、勧告の一部分がばやけていふといふ御指摘がたびたびございまして、人事院といたしましては、四月現在の調査でございまして、五月から実施するのが適當である、このように考へて勧告をいたしましたのでございませぬ。

○片岡文重君 そうすると、人事院としては、この勧告を実施しようがしますが、とにかく人事院としてだけの考えから勧告をした、だから五月一日に

さかのぼるうがのぼるまいが、あえて
闕せず、こういうことですか。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院が
持つておきます一番強い発言の方法と
いたしましては、これは勧告でござい
ます。その勧告の中で、あえて五月か
ら実施していただきたいということ
を言っているのは、これはやはり人事院
といたしまして、非常に強い意思の表
示をしたことでもあります。もとより人
事院といたしましては、人事院の勧告
が全面的に実施されるということ希望
しております。しかし、政府側の御
説明がございましたように、財政事情
等、その他地方公務員の問題もあると
いうことで、そういう理由があるのか
というふうな受け取って、これは遺憾
ではありますけれども、そういうふう
に受け取っておる、こういう事情でこ
ざいます。

○片岡文重君 五月一日にさかのぼ
る、その「五月一日」という期日を入
れるに至った今までの経過についても私
どもは承知をいたしております。そう
いう経過の上に立って「五月一日」とい
う期日を明示したのでから、これはや
はり政府としても、ある程度真剣にこ
の五月一日の期日については、肝に銘
じなければいけない。しかるに、財政
的な措置はとにかくとして、悪例を残
すような結果にもなるし、予算措置の
上からいってこれはできないという大
蔵大臣のお答えというものは、私は、
はなはだ解せないと思う。今人事院と
しても、すでに聞き通りの通りに、かな
り強い意思をもってこの五月一日とい
うものを期待しておられる。それが財
政という面ばかりでなしにできない、
しかも、この点については、肝心の給

手当大臣との間に大きな食い違いが
ある。こういうことを考えると、今直
ちにこの法案の採決をするということ
でなしに、私はもっと院内でもって検
討をしていくべきではないかと考え
る。特にこの計数というものについて
は、この改定される号俸案の内容が、
上厚下薄、そのほかいろいろな不合理
を含んでおりますけれども、とにかく
くにも実施されるということになれば、
一番期待をしておるのは、早い機
会に実施されるということである。

その早い機会というものが五カ月以
上も放置されたということは、非常に
大きな私は不親切だと思ふ。何べん繰
り返してもこれは言い尽せない問題で
ありますから、これ以上押問答しよ
うと思いませんけれども、水田大蔵大臣
はこの点をどう考えられるか。

それから、さらに給与局長に最後に
一点伺っておきますが、水田大蔵大臣
は、今後はこういう長期にさかのぼる
勧告についてはやめてほしいというこ
とを言っておられる。人事院はこの点
をどういうふうな考えられますか。将
来は政府の希望に従ってこういうこと
はやめるつもりなのか、それとも、あ
くまでも筋を通して、従来通りに、正
しいと信じた勧告を行なわれるつもり
なのか、この点について、さらにま
た、この五月一日ということ厳守す
るよう何らかの措置を考えておられ
るか、この点を伺います。

○政府委員(滝本忠男君) 総裁が答弁
すべきところでございますが、私から
かわらしていただきます。人事院とい
たしましては、公務員法の規定に従い
まして勧告をやるのであります。(「名
答弁」と呼ぶ者あり)

○片岡文重君 私は、決して名答弁と
は思わない。少なくとも大蔵大臣の発
言は、将来の人事院勧告を拘束するこ
とになるのじゃないですか。法律的に
は拘束する意思は持つておられないけ
れども、従来の人事院の勧告のやり方
を見れば、この勧告の内容を見ても、多
分に政府の意図を汲んでおる。そうい
う人事院の今日のあり方からいって、
大蔵大臣がこういう長期の適及は困
のだというところを、この正規の機関の
席上で発言しておられる。かなりこ
れは強く人事院を拘束するものと、わ
れわれはきわめて不安に考へる。それ
について、人事院は人事院として、あ
くまでも政府に屈することなく、今後
も必要とあれば、あえて長期にわたる
適及をすることがあつても、その勧告
は行なうという決意をもつておられる
のかどうか、こういうことを聞いてお
る。

○政府委員(滝本忠男君) 人事院とい
たしましては、やはり公務員法に規定
されておりますところに従ひまして勧
告を今後もやっていくということであ
ります。

○片岡文重君 きわめて不満足ですけ
れども、総裁でないからできないとい
うことでしょうから、他日の機会に質
問を留保いたしておきます。

それから大蔵大臣は、先ほども私は
御質問申し上げておりました。という
のは、人事院がなされた勧告に対して
は、もつとすなおに受け入れて、でき
る限りの財政的措置を講ずべきであ
る、技術的に多少困難があるとして
も、特に公務員の給与については、公
務員の生活を規律する問題であります
から、もつと親切な気持があつていい
のじゃないか。先ほどから話を伺つて
いると、矢嶋委員の話ではないけれど
も、どうも御答弁が、水田さんの御性
格かもしれないが、びんとわれわれの
胸にこたえるようなものが伝わってこ
ない、もつと明確な言葉で、勧告とい
うのは実施する、しなければならぬの
だということの私は答弁をしていただ
きたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 人事院の
勧告は、今後とも可能な限り尊重いたし
ます。

○矢嶋三義君 文部大臣に二問ありま
すので、文部大臣今お見えになるそう
でありますから、その前に局長に伺つ
て、文部大臣の質問はあとにいたしま
すから、急いで文部大臣の出席を願
いたい。最終的には大蔵大臣の答弁も伺
うことになりまますから、聞いておつて
下さい。

二点あるのですが、その次の質問を
行なう前提として、大学学術局長に伺
います。私立大学の授業料並びに入
学料等の値上げ傾向がございまして、
これは望ましいこととお考えになって
いるかどうか、当局としてはどういう
見解を持たれているか、お答え願いた
い。

○政府委員(福田繁君) ただいまの御
質問でございますが、最近御承知のよ
うに、私立大学等におきまして授業料
の値上げの傾向が出て参つておしま
す。今回の授業料の値上げの原因は、
ベイス・アップに伴う必要財源のため
のようでございますが、私立大学とい
たしましては、現在御承知のように、か
なり高い授業料等を取つておられます
ので、傾向として、やはり私どもは教育
の機会均等という立場から、必ずしも
好ましいとは考えておりません。

○矢嶋三義君 社会問題にもなるうらと
してあります。で、まことに遺憾であ
りますが、その原因が給与の問題に
なつておるのです。このたび公務員
に対してベイス・アップがある、そこ
で人事院から出していただいた資料を
見ますというところ、民間の教育職の俸
給、すなわち、私立学校の俸給の実態
というものは、公務員現給との約一
五割減です、人事院の資料では。だか
ら、この民間の資料と公務員の資料を
比較することは妥当でないということ
は、先般文部省の政府委員から御答弁
があつたわけですが、金額的に言へば、
助教で八千四百七十円、教授で二万
九千三百六十円、学長にして約三万六
千円の差が生ずる。そこで、この授業
料、入学料の値上げという形になつて
参るわけでありまます。そこで、これが
遺憾である、しかも教育のことであ
れば、私学であろうと教育企業であら
うと、これは公共性を持つておる。そ
うすれば、何らかのところで考えなく
ちやならぬと思ふ。たとえば産業界で基幹産
業を育成するという立場で、民間企業
の産業に対しても国は助成するわけ
だ、たとえば具体的にロッキードを二
百機生産するといへば、国はそれに対
して助成するのだ、まして私学は、こ
れは私企業であらうとも、国の人材を
養う。この中にも私学を出た人がある
と思ひますが、これは公共性を持つて
いる。しかも私学が、小学校、中学校
の義務教育の年次の生徒までも預つて
いるとすれば、国は何らかの助成が
あつてしかるべきだ。従来の考えをある
程度転換して、積極的に転換して助成
があつてしかるべきだと思ふ。そこ
で、私は具体的な一つの意見を言つて

見解を承ります。これは大蔵大臣の見解も承りたいと思ひます。

その一つは、まず私学振興会の出資金が約五十四億円だったと思うが、ある。この制度が始まって以来、私学に貢献したところをきわめて大なるものがある。わずかに五十億円ですが、きわめて有効に金の使われたと思う。これを私は飛躍的にこのワケを拡大すること、そして今はこれは施設だけしか扱えないが、私学の経費にも貸し付けるように拡大するのが妥当である。これが一つ。それから有志が寄付する場合には、よくこれは課税にならない措置がとられておられるわけですね。ところが、私立の各種学校に寄付が行なわれる場合に税金がとられておられるわけですね。そのために篤志家が寄付をしないうけです。外国では相当篤志家が寄付をして、国が出て、しかも、ひももつかない。英国なんかその典型的な例です。かかるがゆえに私学が非常に発達して、それがそれだけ民主主義というものを育成する基礎にもなっておられるわけですね。だから、日本の持っている階級があるのですから、こういう人々がもう少し私学の存在価値を認めて、気がすく、心やすく寄付するよりな雰囲気を作る必要がある。そのためには税金を免する。今年、さつき言われたように、当初予算から比べれば、約四千億円の自然増がある。来年度は三千数百億の税金の自然増があるわけですね。かわい子子供が小学校、中学校、高等学校、大学と教育を受けて国の人材を育成しておる。もしそういう教育機関に篤志家が寄付する場合に税金を免するということ、これは当然やられてしかるべきだと思ひます。それから

もう一点は、人件費の補助となれば格好がうまくつかないで、スマートでないといわれるかもしれないですから、そこで、研究助成という名目でやつたらいと思ひます。特に科学技術の振興といて、ここで科学技術の振興何力年計画といふものを立てて、その中には、私学において科学技術者をその四割、五割養成してほしいということをは要請し、企画もしているわけですね。だから研究助成という名目で、従来と相当変わった積極的な気持でこれに助成する。そうすることによって私学の教職員の待遇を適正化し、ひいては直接的に、やがて社会問題にもなるうとされている授業料、入学科等、全く驚くべき値上げ率ですが、こういうものを抑制する、こういう私は政策がとられてしるべきだと思ひますが、まず文部の担当当局から答弁いただきたい。引き続いて大蔵大臣の答弁をいただきたいと思ひます。

○政府委員(福田繁君) たいま仰せになりまして、私立学校に対する経費の助成というものは、非常に困難であると考えております。従って、今回のベース・アップの問題にいたしまして、従来の私立学校の実績を考へてみますと、大抵経常的な収入の一部といふものが施設設備に回されていくというものが現状でございます。従いまして、私どもといたしましては、私立学校の助成をいたしまして、私立学校振興会を通じまして施設設備に対する融資、あるいは先ほど御説明になりましたような研究設備に対する助成、あるいはまた学生等の実験、実習に使われますところの経費の一部を助成する、こういうようなやり方でやつて

参つておるわけでありませう。従いまして、まずベース・アップ等に伴います必要財源を直接助成するということは困難でございます。文部省といたしましては、そういった施設設備の充実に必要な経費を、できる限り幅広く助成をいたしまして、そしてそれに使われましますところの経費といふものが、ベース・アップにある程度使用されるという事になれば、間接的ではございますけれども、ベース・アップに資するということにならうと思ひます。そういう方向で努力いたしたいと思ひます。また、現在私立学校振興会から融資されておられるべき融資でございます。しかしながら、これもワケが狭くございまして、将来拡充したい点につきましても、将来拡充したいというふうに考へる次第でございます。

また、私立学校に対する免税の問題でございますが、これは御承知のように、指定寄付に対する免税措置は、現在道は開かれておられますけれども、一部分でございまして、たとえば私立学校の施設設備といふような、ごく限られた面になっておられます。で、大蔵省等におきましても、いろいろ御考慮は下さつておると思ひますけれども、現在のより一その振興という見地から見ますと、そういった指定寄付に対する免税措置も、もう少し広げていただきたいというのが文部省の考へ方でございます。

○国務大臣(水田三喜男君) この問題は、ちよとときより衆議院の大蔵委員会で出た問題でございますが、今文部省が言われたような方向で、三十六年度の予算編成で私は十分考へたいと思つておられます。

○矢嶋三義君 もう一点あるのです。今、今の点ですが、大臣、指定寄付の免税の措置があるけれども、きわめて限られておつて、不十分なんです。この免税措置はあなたの胸三寸でできることなんです。これと私学振興会の出資金のワケを拡大する、研究助成の幅を広げることによって、あなたの政治的手腕で授業料、入学科の引き上げだけは押えられるように、予算編成においてぜひ一つ腕をふるつていただきたいと、重ねてこれは要望を合せて、あなたのあたたいか答弁を一つ要請いたします。

○国務大臣(水田三喜男君) 今言われました項目をみんな含めて、私は来年度の予算で検討は十分したいと思つておられます。

○矢嶋三義君 最後にもう一点。もう一点は、大臣来ないんですか、どこへ行つてらんです。行き先わかっていますか。事務当局答弁して下さい、文部大臣の行き先を文部省の政府委員の方答弁して下さい、文部大臣の行き先を。どこへ行つていらつしやいますか。前の日から通告してある。私だけじゃなくて、閣内委員も質問があるといふのですが、どこへ行つていらつしやるか、文部省の政府委員の方おられるでしょう、お答えいただけます。文部大臣現在どこにおられるか。

○政府委員(福田繁君) 私はまっすぐ出て参りましたものですから、ちよと存じませぬ。

○鶴岡哲夫君 それでは文部大臣が来られる前に質問をいたしまして、最後に文部大臣にも。行政管理局並びに大蔵省に伺つておきたいと思ひます。

大学学術局長いらつしやいますね。大学の科学技術の研究教育態勢、これに関連して教育職の俸給表(一)、これについて伺いたいわけですね。この研究態勢の整備には、優秀な教官を招くということも必要であります。同時に、教官が専門の分野で十分働けるように、助手あるいは教務職員、これを適当に配置するといふことが必要だと思ひます。ところが、この点について非常に問題があるように思ひますが、第一、教官の組織は、御存じのように、旧制の大学において講座定員といふのがありまして、教授一、助教一、助手二、非実験の講座におきましては助手一人減る。実験の講座におきましては助手が一人ふえる、こういう慣行があるわけですね。これに三つ問題があると思ひます。一つは、この古い慣行が今の科学技術の異常な発展、それに伴う研究の分野の拡大、実験の大規模化あるいは近代化といふことと伴つて、この古い講座定員では、このままそれを適用するのは大きな問題が出ておるんじゃないかといふのが一つであります。もう一つは、この古い講座定員があるんですけれども、予算の都合上から、ここ近年設けられていく講座を見てみますと、この講座定員すら認められていないといふ実情にあるので、助手から教務職員に至つては、無視されているといふ実情じゃないかと思ひます。さらに悪いのは、振りかえ人事ですね。教授、助教授の定員を作るために、助手

しましては、助手あるいは教務職員の設定数を、少なくとも従来通りの線まで増したいということを実は考えておるわけでございますが、同時に、いわゆる俸給表を改めまして、等級別の定数を改善することも、確かにこれは問題であると思つておるわけですが、非常に事柄が大きいものでございますから、私ども実は今回のベース・アップに關連いたしまして、検討はいたしたのでございまして、時間的余裕がなくて結論が出なかつたわけでありまして、將來もこの点については十分検討して参りたいと思つておる。ただ、大学の教育につきましては、たゞして高等学校以下の先生と同様な俸給表の適用ができるかどうかということ、慎重に検討しなければならぬと思つておる。

○委員長(吉江勝保君) 矢嶋君の質問の相手が見えておりますから。○鶴岡哲夫君 これだけ。科学技術庁の中にできておる研究公務員処遇策定委員会というのがありますね。この研究公務員の処遇策定委員会が、ことしの十一月の三十一日に人事院その他に申し入れをして、それを見ますと、研究職については、五等級の者は大学卒八年以上は八〇・四等級にすべきである。してほらいたい。四等級については、大学卒業十五年、これに準ずるものは八割三等級に上げてくれ、こういう等級別定数の改定を人事院その他に申し入れされておる。私は、たしかにこの俸給表の作り方について問題もありませんけれども、等級別定数を改定するということがある程度行なわれれば、先ほど申し上げましたような矛盾点というのが相当解決するんじゃないか、こう思つておるのですが、

もつとこの等級別定数の改定について、もう一回見解を承り、並びに等級別定数については人事院が権限を持っておりますから、人事院の見解を承つておきたいと思つておる。ふやしてもいい。少ないものではみな頭を打つてしまふ。折り曲がりに入つちまふ。○政府委員(小林行雄君) 学術局といつたしましても、等級別定数の改正について十分検討したつもりでございます。○政府委員(滝本忠男君) 等級別定数といふのは、これはやはり職務と責任並びにそのポジションによつてきまるというものが原則でございます。従つて、これは原則としては、むやみに数がふえるといふべき性質のものではないといふふうに心得ております。しかしながら、御指摘のような点もあつたので、われわれはやはり現実の状況を勘案いたしまして、一つの等級における俸給の幅を相当長くするといふようなことを一方でやりながら、また必要限度に達して十分研究の上、上位の等級別定数をふやして行くのであります。今のお話の点は十分に銘じておきまして、今後そういうことに当たつて、十分心得てやりたいと思つておる。

○矢嶋三義君 文部大臣お見えになりましたから、御確認願いたいと思つておる。あなたがお見えになる前に、ずつと質疑応答をされておることなんです。あなた速記録を読まれないでしようから、あらためて要点だけ申し上げさせていただきます。

で、国公立の学校の職員と私学の教職員との給与差が非常に大きい。で、こ

に提出された法律案が、私学の授業料と入学期料の大幅値上げを誘発して参つた。このことは教育の機会均等から好ましくない。何とかこれを抑えなくちゃならぬ。その具体的な方法としては、私立学校振興会出資金の増額、あるいは研究助成費等の積極的な増額、さらに私学への民間からの寄付に對して課税がなされておることは、今日私学への民間からの寄付の隘路となつておるので、この寄付の免税の拡大をはかる等の具体的な方法がある。これらの点について文部省並びに御臨席の大蔵大臣が意見が一致し、予算編成にあつても、大蔵大臣は誠意を持って努力するといふ答弁がなされたわけだ。そこで所管責任大臣として、池田内閣の閣僚として、予算閣議に出席される大臣として、この線について当然努力されることと思つておる。でございますが、あらためて御確認願つておきたいと思つておる。

○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の通り、全力を尽くしたいと思つておる。○矢嶋三義君 もう一点。それは、これもあなたが出席される前に、あなたの部下公務員との間に質疑が行なわれ、意見が一致したことなんです。責任大臣のあらためて確認を願いたい。それはちよつとばかり前にあなたに申し上げたこととありますが、今度行政職に甲乙という新たな制度ができた。で、教育職俸給表においては、これは超過勤務といふものがないから、従つて、一般行政職は初任給一八八円の場合に、教職員の初任給は一八八円の場合に、教職員の初任給は一万一千五百円であつた。で、今度のこの法案によつて行政職甲乙ができたので、甲は一万二千九百円となり、教育

職は一万二千八百円となつて百円少なくなつて、乙は一万二千円となつた。ところが、人事院からここに提出された資料によりますと、要求によつて出されたのであります。公務員試験の申し込み者数が、甲種が一万三千九百四十一名、乙種は二千四百二十三名、六分の一しか受験いたしておりません。そして、その採用内定を見るという、甲種が四百九十九名、乙種はわずかに百十六名で、三分の一以下です。しかも、次に申し述べた省庁は、乙種を一名も採用いたしておりません。人事院、厚生省、農林省、ことに農林省のごときは、百九人内定いたしておりますが、乙種は一人もおりません。郵政省、労働省、防衛省、こういうところは乙種は全然採用してない。採用してはいるところでも、大部分が甲種で、乙種は非常に少ないわけだ。こうなつて参りますといふと、過去の既得権とバランスといふ点からいって、教育職に奉ずる公務員は、まあ質の悪い人ではないのだといふような点が給与政策上から出てきておるわけだ。これではあなたは日本の文教行政の最高の責任者なんです。人材確保はできないだろと思つておる。それ、超過勤務時間が把握できない、出ていないという点から非常にアンバランスになると思つておる。そこで、答弁されたことは、超過勤務時間というものは大体週に十一時間から十三時間程度は文部省の調査によつて把握されておる。従つて、それを加味したところの給与体系といふものを早急に検討する必要があります。政府として善処する、こういうことが答弁されておるわけだ。だから責任大臣としてこれを御確

認願つて、部下公務員を督促して、早急に研究、結論を出されることを御要望申し上げたい。御答弁いたしたい。○国務大臣(荒木萬壽夫君) 御指摘の点は、この前もちよつと何つて記憶しておりますが、今のお話の通り、同感でございます。努力いたします。○矢嶋三義君 いろいろ質問がありまして、これもこれで終わります。

○委員長(吉江勝保君) この際、委員の異動について御報告いたします。本日、木暮武太夫君が辞任され後藤義隆君が選任されました。

○委員長(吉江勝保君) 他に御発言もなければ、三案に對する質疑は終局したものと認めて御異議ございませぬか。【異議なしと呼ぶ者あり】

○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。討論は三案を一括して行ないます。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○横川正市君 私は、日本社会党を代表いたしましたして、ただいま議題となりました一般職職員の給与に關する法律等の一部を改正する法律案ほか二件に對し、反対するとともに、以下その数点について理由を申し上げたいと思つておる。

その第一は、本給与法は、長きにわたつて本委員会での論議を経て今日成立を目前にしておるのであります。まず本法実施の期日について、人事院は五月一日から実施することが望ましいとあるにもかかわらず、政府は、月に勧告尊重を唱えながら、これを十月

一日にした点であります。この態度は、非雇用者の立場にある公務員の中に、露骨に不信をもたらす結果となつておるのであります。当委員会の權威にかけて認められないきわめて遺憾な点であります。

また第二は、国家公務員の給与は、生活水準を高める、そのために物価と民間給与に照らしてきめられていくものであります。この点勧告は技術的に走り過ぎて、一般公務員の生活の実態から強く離れていて、公務員の要望する声にこたえていないものであるからであります。すなわち、公務員給与は、今回まで数回の勧告が実施されてきましたが、いまだかつてその勧告が完全に実施された例がなく、民間との較差は累加するに至っております。また、この点生計費と見合つて改訂されることなく、今回は職務給、責任給に重点を置いたために、本法は上厚下薄のそりを受け、せつかくの予算を使いながら、大多数の公務員から拒否を受けている。すなわち、この給与の体系は、人事院の不用意な結論に基づいて作られたもので、この影響するところ、きわめて大であります。また、世界にも類例のない悪体系であると語られておるのであります。給与政策上としては、数歩後退したものであると考へ、きわめて遺憾と存する次第であります。

第三に、職員団体の要求は、それなりに意思を持っておるのであります。それにもかかわらず、人事院の示す資料は、その内容において職員を納得させておりません。結果として、一部上級公務員を除いては不満を持ち、ことに初任給給与、中堅幹部給与に多く見

られる経済上の理由からくる共かせぎの傾向がさらに激増することは、これを阻止することができないばかりか、さらにこれらの問題を深刻にさせることとなるからであります。また、人事管理上も問題が惹起されることと思つてからであります。

第四に、本俸の中には、総体としては事務的に処理されておるために、給与を実施して今日に至つた中で、各所に改善すべき問題がありますが、それが改善のなきままスライドをいたしたために、さらに大きく不満を増大いたしておる点で、一般職の俸給表の統合や職種の確立は、将来の問題としてでなく、今日の問題として直接に解決すべきであります。

さらに私は、この機会に、給与実施にあつて不信をもたらさしめるに至つたいろいろな例から見、今後給与については、一方的な考えを公務員に押しつけることを排して、給与等は、公務員に団交権を与えて、両者の責任において解決するようになすべきであらうと思つております。また、政府は、特別職、自衛隊等の給与についても、本質的に幾多の問題があることを認めておるのでありますから、すみやかに処置をとるべきであります。

以上反対の理由を申し上げました。(拍手)

○村山道雄君 私は、自由民主党を代表いたしましたして、三法案に賛成をいたします。

その理由といたしまして、第一に、この法案は、人事院の勧告を政府として忠実に実施しようとするものであると考へます。また、衆議院での修正は、特に低い俸給者に対して引き上げ

を行なうとするものであります。いづれも適切であると思つておるのであります。

第二に、実施時期に關しまする勧告が五月でありましたのが、十月に繰り下げられましたことは残念には存じますが、財政の見地等、調整いたしましたために政府が種々苦心をされました努力の跡を十分に認めるものでござい

第三に、上に厚く下に薄いという非難もございしますが、今までに中だるみの是正とか、あるいは初任給の引き上げ等を行なつて参りましたので、今回の引き上げ率だけを見て議論するのは妥当ではないという当局の説明にも、きわめてもつともな点があると思つておるのであります。

第四に、今回の人事院勧告自体につきましていろいろ議論のありました点は、さらに人事院の検討と勧告とに期待するものであります。この際は、今回の人事院勧告を、あと限り実現をいたしまして、全国の公務員の待遇を改善しようとしております。この三法案に對しまして、私は賛成の意を表するものであります。

○片岡文重君 私は、民社党を代表して、ただいま議題となつておりますこの給与三法案について反対を表明し、以下その理由を二、三述べてみたいと思つております。

今次の公務員の給与改定にあつては、まず第一に指摘しなければならぬのは、先ほど来の質疑を通して明確の通りに、肝心の大臣、給与担当大臣との間に重大な見解の食い違いがあるということであり、この一事をもつてして、この号俸は正

が、十分な討論を閣議において尽くしておらなかつたのではないかと、不審をわれわれは強く持つのであります。

従来、人事院の廃止を唱へておつた人々までが、今あえて勧告の完全実施を希望しておる理由の第一は、何と云つても、この五月一日に遡及して実施せよということに魅力があると思つておるに、これを実施しないといふことは、明らかに人事院勧告に對して、きわめて不親切、不忠実なやり方であると言わなければなりません。それから今回の号俸は、すでに指摘されておる通りに、きわめて上厚下薄であるから、この上厚下薄について、政府としてはこれを認めておるのですから、この上厚下薄について、政府みずから自主的に勧告を是正する措置をとるべきであつたと思つたにもかかわらず、これらの点については、何ら措置を講じておらない。私どもとしては、当面の給与法の改正の具体策として、上厚下薄を是正するために、行政職(一)の初任給を、少なくとも一万円に引き上げ、これに準じて五等級以下の職員(二)の給与を引き上げる措置を講ずべきであると思つておる。その他の俸給表についても、この行政(一)の改定に見合つた俸給表の改定を行なうべきである。さらに、期末手当については、人事院勧告で明らかにされておるに、民間期末手当に比べて、かなりの不均衡があります。少なくとも、人事院勧告を忠実に尊重するといふのであるならば、この政府案に加えて、最低〇・一九の増額措置は当然必要であるはずである、これがなされておりません。それから、定員外職員についても、今回の定員内職員の給与引き上げに準じて、給与引き上げの措置

を講ずべきであります。これらについても明確な御答弁をいただいております。さらに、行政職(一)、(二)については、早急にこれを統合し、俸給表の一本化をはかるべきであると思つておる。さらに、またその他の俸給表についても、この不均衡を是正するために、各俸給表間の調整を行なうべきである、これもなされておらない。それから、現行の昇給、昇格の不合理を是正するために、通し号俸制を採用すべきであるといふことをかねてから主張しておりましたが、これらについての検討もなされておらない。

さらに、特別職についてみましても、総理や非常勤委員等の号俸改定にあつては、非常に多くの不当性があると言へます。さらに、大使、公使の俸給表等は、外務官僚のみにとどまらないで、広い範囲にわたつて起用できるような措置をこの際政府として工夫すべきである。しかるに、これもなされておらない。

また、防衛庁の号俸は正等についても、数多くの不当性が認められますので、以上その他にもあげべき理由があります。以上賛成しがたい点を列挙いたしまして、ここに反対の理由を明らかにいたしておきたいと思つておる。

○辻政信君 私は、政府原案に対して野党諸君から述べられた意見の中にも、傾聴すべき点があり、また、私自身が述べた点、すなわち、自衛隊の性格を無視した不満はありますが、大臣は、何らかの形でその不満を是正するといふことを答弁をなさつておられますから、それを信じ、その実現を条件として、政府の原案に賛成いたします。

○一松定吉君 私は、先刻米質問いたしましたように、本件につきましては、いろいろ了解したい点があるのがありますけれども、かく政府当局が将来大いに注意して、この案はこのまゝいつまでも継続するのでなく、検討を加えて、さらに善処するという旨をうたへて、そういう意味において私も原案に賛成いたします。

○委員長(吉江勝保君) 他に御意見もないようでございますが、討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認めます。

それではこれより採決に入ります。まず、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(吉江勝保君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、防衛庁職員給与法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕
○委員長(吉江勝保君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。次に、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案を問題に供します。本案を原案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

○委員長(吉江勝保君) 多数でございます。よつて本案は、多数をもって原案通り可決すべきものと決定いたしました。

この際、お諮りいたします。委員長及び理事打合せにおいて御協議をいたされました一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案を委員長から提案申し上げます。委員各位の御賛成をいただきます。

まず、案文を朗読いたします。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

内閣委員会は次の諸点につき、今後政府が十分検討を加え適当に措置されることを強く要望する。
一、政府は、速かなる時期に初任給につき更に検討すべきである。
二、昭和三十三年三月三十一日において、いわゆる高学歴是正が行なわれたが、昭和三十二年四月一日以降の新制大学卒以上の資格取得者並びに昭和十八年度以降師範学校本科及び昭和十九年度以降青年師範学校の卒業者に對しても速かに検討の上善処すべきである。

三、(イ) 行政職俸給表(一)と(二)、医療職俸給表(一)と(二)、海軍職俸給表(一)と(二)のそれぞれの間には、これを区分するには種々の問題もあるので政府は、この点につき検討せられたい。
(ロ) 科学技術振興の基本方針に沿い得るよう、科学技術系統の職員の給与に對し、改善を行なう要ありと認められるので、政府はこの点につき速かに検討せられたい。

四、地方公務員の給与の改定にあつては、地方財政の実情に鑑み、その財源措置について、政府は適正な措置を講ぜられたい。
以上でございます。本附帯決議案を本委員会の決議とすることに御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さより決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により議長に提出すべき報告書の作成につきましては、慣例により、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(吉江勝保君) 御異議ないと認め、さより決定いたしました。

次に、ただいま決定いたしました附帯決議について、迫水國務大臣から発言を求められておりますので、これを許します。

○國務大臣(迫水久常君) 附帯決議の御趣旨につきましては、従来の経緯もございまして、また、実施上の問題もいろいろございしますので、今後人事院等の調査研究と相俟つて、これらを十分検討の上善処いたしたいと考えております。

○委員長(吉江勝保君) 本日はこれにて散会いたします。
午後六時三分散会

十二月十七日本委員会に左の案件を付託された。
一、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十三日)
二、特別職の職員の給与に関する法律の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十三日)
三、行政機関職員定員法等の一部を改正する法律案(予備審査のための付託は十二月十二日)

十二月十七日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。
一、総理府設置法の一部を改正する法律案
二、防衛庁設置法の一部を改正する法律案
三、自衛隊法の一部を改正する法律案

総理府設置法の一部を改正する法律案
総理府設置法(昭和二十四年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。
第十五条第一項の表中皇居造営審議會の項を削り、同和对策審議會の項の次に次のように加える。

内閣総理大臣の諮問に應じて馬、競輪、小型自動車、競走及びオートバイの競走に關する現行制度に検討を加え、関係諸問題を調査審議すること。

附則第四項中「皇居造営審議會は昭和三十五年三月三十一日まで」を削り、「固定資産評価制度調査会は昭和三十六年三月三十一日まで」

の下に「公營競技調査会は昭和三十六年九月三十日まで」を加える。
附則
この法律は、公布の日から施行する。
防衛庁設置法の一部を改正する法律案
防衛庁設置法(昭和二十九年法律第六十四号)の一部を次のように改正する。
目次中「統合幕僚會議(第二十五条―第二十八条)」を「統合幕僚會議(第二十五条―第二十八号の二)」に改める。
第七条第一項中「二十五万四千七百九十九人」を「二十六万三千二百四人」に改め、同条第二項中「十七万人」を「十七万五千五百人」に、「二万七千六百六十七人」を「三万六千八百八十八人」に、「三万三千二百二十五人」を「三万六千七百十人」に、「二十三万九百三十五人」を「二十三万八千三百五十一人」に改める。
第二十六条中第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、同条第四号中「指揮命令の」の下に「基本及び」を加え、同号の次に次の一号を加える。
五 自衛隊法第二十二條第一項の規定により編成された特別の部隊で陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成るもの行動についての長官の指揮命令に關すること。
第二十六条に次の一項を加える。

2 統合幕僚会議は、前項に規定する事務を行なうほか、統合幕僚学校を管理する。

第二十八条中第五項を第六項とし、同条第四項中「事務局長の外」を「事務局長のほか」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「統合幕僚会議」を「事務局」に、「つかさどる」を「掌理する」に改め、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 事務局においては、統合幕僚会議の事務及び自衛隊法第二十二條第三項の規定により議長の行なう職務に関する事務をつかさどる。

第二章第二節第三款中第二十八條の次に次の一條を加える。
(統合幕僚学校)
第二十八條の二 統合幕僚会議に、統合幕僚学校を附置する。

2 統合幕僚学校は、上級部隊指揮官又は上級幕僚としての職務を遂行するに必要な自衛隊の統合運用に関する知識及び技能を修得させるための教育訓練を行なうとともに、自衛隊の統合運用に関する基本的な調査研究を行なう機関とする。

3 統合幕僚学校に、校長を置き、自衛官をもつて充てる。

4 校長は、校務を掌理する。

5 統合幕僚学校に、校長のほか、自衛官、事務官その他所要の職員を置く。

6 統合幕僚学校は、東京都に置く。

7 統合幕僚学校の内部組織については、總理府令で定める。
附則
この法律は、公布の日から施行する。

自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法の一部を改正する法律案
自衛隊法(昭和二十九年法律第百六十五号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項中「地方隊」の下に、「教育航空集群」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第十五条第四項中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同項を同条第七項とし、同条第三項を同条第五項とし、同項の次に次の一項を加える。

6 教育航空集群は教育航空集群司令部及び教育航空群その他の直轄部隊から成る。

第十五条第二項中「護衛隊群」を「護衛艦隊、航空集群」に、「及び護衛隊群以外の部隊」を、「護衛艦隊及び航空集群以外の部隊」に改め、同項の次に次の二項を加える。

3 護衛艦隊は、護衛艦隊司令部及び護衛隊群その他の直轄部隊から成る。

4 航空集群は、航空集群司令部及び航空群から成る。

第十六条の次に次の二條を加える。
(護衛艦隊司令)
第十六条の二 護衛艦隊の長は、護衛艦隊司令とする。

2 護衛艦隊司令は自衛艦隊司令の指揮監督を受け、護衛艦隊の隊務を統括する。

(航空集群司令)
第十六条の三 航空集群の長は、航空集群司令とする。

2 航空集群司令は、自衛艦隊司令の指揮監督を受け、航空集群の隊務を統括する。

第十七条の二(見出しを含む)中「練習隊群」を「練習艦隊」に改め、同条を第十七条の三とし、第十七条の次に次の一條を加える。
(教育航空集群司令)
第十七条の二 教育航空集群の長は、教育航空集群司令とする。

2 教育航空集群司令は、長官の指揮監督を受け、教育航空集群の隊務を統括する。

第十八条中「自衛艦隊」の下に、「護衛艦隊、航空集群」を、「地方隊」の下に、「教育航空集群」を加え、「練習隊群」を「練習艦隊」に改める。

第二十条第一項中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条中第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 保安管制気象団は、保安管制気象団司令部及び保安管制群、気象群その他の直轄部隊から成る。

第二十七条の七中「航空団」の下に「保安管制気象団」を加え、同条を第二十条の八とし、第二十条の六を第二十条の七とし、第二十条の五の次に次の一條を加える。
(保安管制気象団司令)
第二十条の六 保安管制気象団の長は、保安管制気象団司令とする。

2 保安管制気象団司令は、長官の指揮監督を受け、保安管制気象団の隊務を統括する。

第二十一条の見出しを(航空総隊等の名称等)に改め、同条第一項中「航空団及び管制教育団」を「航空団、保安管制気象団及び管制教育団(以下「航空総隊等」という。))に改め、「航空団司令部」を「保安管制気象団司令部」に改め、同条第二項中「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部、管制教育団司令部及び管制教育団司令部」を「航空総隊等及び航空総隊司令部等」を増置し、「航空総隊、飛行教育集団、航空方面隊、航空団及び管制教育団の名称並びに航空総隊司令部、飛行教育集団司令部、航空方面隊司令部、航空団司令部及び管制教育団司令部の名称及び所在地」を「航空総隊等の名称並びに航空総隊司令部等の名称及び所在地」に改める。

第二十二條第三項中「前二項」を「第一項又は第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定により編成された部隊が陸上自衛隊の部隊、海上自衛隊の部隊又は航空自衛隊の部隊のいずれか二以上から成る場合における当該部隊の行動についての長官の指揮は、統合幕僚会議の議長を通じて行なうものとし、これに關する長官の命令は、統合幕僚會議の議長が執行する。

第二十四條第一項中「海上自衛隊又は航空自衛隊については」を削り、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 補給統制処
第二十六條に次の一項を加える。
4 政令で定める補給処の処長がその職務を掌理するに当たつては、補給統制処の処長の統制に從わなければならない。

第二十六條の次に次の一條を加える。
(補給統制処)
第二十六條の二 補給統制処においては、前条第四項の政令で定める補給処の行なう同条第一項の事務に關する統制業務を行なう。

2 補給統制処に、処長を置き、自衛官をもつて充てる。

3 処長は、長官の定めるところにより、処務を掌理する。

第一百一條中「航空標識所」を「航空交通管制本部」に改める。

第一百十六條の三に次の一項を加える。

2 前項に規定するもののほか、自衛隊の任務遂行に直接必要な装備品、船舶、航空機及び食糧その他の需品又は役務の調達に際し自衛隊の使用する船舶、庁舎、營舎その他の施設内において当該調達に係る作業に従事する隊員以外の者で、その附近において自ら食事をとることができるが、前項の例により食事を支給することができない。

別表第一中「宮城県宮城郡多賀城町」を「東根市」に改める。

別表第二中「青森県下北郡大湊町」を「むつ市」に改める。

5 第一項、第三項及び前項の規定による療養の範囲は、次に掲げるものであつて、療養上相当と認められるものとする。

- 一 診察
- 二 薬剤又は治療材料の支給
- 三 処置、手術その他の治療
- 四 病院又は診療所への収容
- 五 看護
- 六 移送

6 前項第五号及び第六号に掲げるものについては、調達庁長官が必要と認める場合に限るものとする。

7 第一項の規定により支給する療養給付金の金額は、この法律の施行前にその療養につき療養給付金又は打切給付金に相当する見舞金が支給されている場合においては、第二項の規定にかかわらず、同項の規定による療養給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

(休業給付金の支給)

第十條 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行前に当該負傷又は疾病に関し療養をした場合において、その療養のため勤労による収入（自家営業による収入を含む。以下同じ。）を得ることができなかつたときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができなかつた期間につき、休業給付金を支給する。

2 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、政令で定める基準に従い、調達庁長官が定める金額とする。

3 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、この法律の施行後に当該負傷又は疾病に関し療養をする場合において、その療養のため勤労による収入を得ることができないときは、その被害者には、その勤労による収入を得ることができない期間につき、休業給付金を支給する。

4 前項の規定により支給する休業給付金の金額は、その勤労による収入を得ることができない期間一日につき基準日額の百分の八十に相当する金額とする。

(障害給付金の支給)

第十一條 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかり、当該負傷又は疾病がなおつたとき別表に定める程度の身体障害が存する場合においては、その被害者には、障害給付金を支給する。

2 障害給付金の金額は、別表に定める障害の等級に応じ、基準日額に同表に定める日数を乗じて得た金額とする。

3 別表に定める程度の身体障害が二以上ある場合の身体障害の等級は、重い身体障害に応ずる等級による。

4 次に掲げる場合の身体障害の等級は、次の各号のうち被害者に最も有利なものによる。

- 一 第十三級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の一級上位の等級
- 二 第八級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の二級上位の等級

三 第五級以上に該当する身体障害が二以上ある場合には、前項の規定による等級の三級上位の等級

5 前項の規定による障害給付金の金額は、それぞれの身体障害に應ずる等級による障害給付金の金額を合算した金額をこえるときは、当該合算した金額とする。

6 すでに身体障害のある者が、連合国占領軍等の行為による負傷又は疾病によつて同一部位について障害の程度を加重した場合には、その障害給付金の金額は、従前の障害に應ずる障害給付金の金額を控除した金額とする。

7 障害給付金の金額は、この法律の施行前にその身体障害につき障害給付金に相当する見舞金が支給されている場合においては、第二項、第五項又は前項の規定にかかわらず、これらのそれぞれの規定による障害給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

(遺族給付金の支給)

第十二條 連合国占領軍等の行為により死亡した場合には、その被害者の遺族には、遺族給付金を支給する。

2 連合国占領軍等の行為により負傷し、又は疾病にかかりこれによらないで死亡し、又は連合国占領軍等の行為による特別の事情に関連して死亡した場合において、調達庁長官がその死亡を連合国占領軍等の行為による死亡と同視すべきものと認定したときは、その死亡した者の遺族には、遺族給付金を支給する。

3 この法律の規定の適用については、前項に規定する特別の事情に関連して死亡した者は、被害者とみなす。

4 遺族給付金の金額は、基準日額の千日分に相当する金額とする。ただし、被害者の死亡の当時、その者に勤労による収入がなく、かつ、その年齢が十五歳未満である場合においては、その金額の二分の一に相当する金額とする。

5 遺族給付金の金額は、この法律の施行前にその死亡につき遺族給付金に相当する見舞金が支給されている場合においては、前項の規定にかかわらず、同項の規定による遺族給付金の金額から当該見舞金に相当する金額を控除した金額とする。

(遺族給付金の支給を受けるべき遺族の範囲)

第十三條 遺族給付金の支給を受けようべき遺族の範囲は、被害者の死亡の当時における配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、子及び父母並びに被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていた孫、祖母及び兄弟姉妹とする。ただし、この法律の施行の日前に離縁によつて被害者との親族関係が終了した者を除くものとする。

2 被害者の死亡の当時胎児であつた子が出生したときは、その子は、被害者の死亡の当時における子とみなす。

3 前項の子が、この法律の施行の日後に出生し、かつ、出生によつて日本の国籍を取得したときは、その子は、この法律の施行の日（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日後であるときは、その死亡の日）において日本の国籍を有していたものとみなす。

(遺族給付金の支給を受けるべき遺族の順位)

第十四條 遺族給付金の支給を受けようべき遺族の順位は、次に掲げる順序による。ただし、父母については、被害者の死亡の当時においてその者によつて生計を維持し、又はその者と生計をともにしていたものを先にし、同順位の父母については、養父母を先にし、実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし、実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし、父母の実父母を後にする。

一 配偶者（被害者の死亡の日がこの法律の施行の日前である場合において、その死亡の日以後この法律の施行の日前に、被害者の二親等内の血族（以下この項において「遺族」という。）以外の者と婚姻（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情に入つていと認められる場合を含む。）し、又は遺族以外の者の養子となつた者を除く。）

二 子（この法律の施行の日（被害者の死亡の日）がこの法律の施行日の翌日以後であるときは、その死亡の日。以下この項及び次項において同じ。）において、遺族以外の者の養子となつていない者を除く。）

三 父母

- 四 孫（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
- 五 祖父
- 六 兄弟姉妹（この法律の施行の日において、遺族以外の者の養子となつてゐる者を除く。）
- 七 第二号において同号の順位から除かれてゐる子
- 八 第四号において同号の順位から除かれてゐる孫
- 九 第六号において同号の順位から除かれてゐる兄弟姉妹
- 十 第一号において同号の順位から除かれてゐる配偶者

前項の規定により遺族給付金の支給を受けるべき順位にある遺族が、この法律の施行の日において生死不明であり、かつ、その日以後引き続き二年以上（その者がこの法律の施行の日までに二年以上生死不明であるときは、一年以上）生死不明である場合において、他に同順位者がなく、かつ、次順位者の請求により、その次順位者（その次順位者と同順位の他の遺族があるときは、そのすべての同順位者）を遺族給付金の支給を受けるべき順位とみなすことができる。

3 遺族給付金の支給を受けるべき同順位に遺族が二人以上あるときは、その一人のした遺族給付金の支給の請求は、全員のためその全額につきしたものとみなし、その一人に対してした遺族給付金の支給を受ける権利の認定又は遺族給付金の支給は、全員に対してしたものとみなす。

（葬祭給付金の支給）

第十五条 遺族給付金の支給を受けるべき遺族には、遺族給付金のほか、葬祭給付金を支給する。

2 葬祭給付金の金額は、基準日額の六十日分に相当する金額とする。

（打切給付金の支給）

第十六条 第九条の規定により療養給付金の支給を受けるべき被害者でこの法律の施行の際に療養中のものが、その療養の開始後、この法律の施行の際までに三年を経過し、又はこの法律の施行後において三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においては、その被害者には、打切給付金を支給することができる。同条第三項の規定により療養給付金の支給を受けるべき被害者でこの法律の施行後療養を開始するものが、その療養の開始三年を経過しても当該負傷又は疾病がなおらない場合においても、また同様とする。

2 打切給付金の金額は、基準日額の千二百日分に相当する金額とする。

3 第一項の規定により打切給付金の支給を行なう場合においては、その後におけるこの法律の規定による給付金の支給は、行なわれない。

（療養給付金等の支給を受けるべき者が死亡する場合）

第十七条 第九条第一項の療養給付金、第十条第一項の休業給付金又は第十一条第一項の障害給付金の支給を受けるべき被害者がこの法律の施行前に死亡している場合に

おいては、これらの給付金は、その者の遺族に支給する。

2 第十三条並びに第十四条第一項及び第二項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき遺族の範囲及び順位について準用し、第十四条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき同順位に遺族が二人以上ある場合について準用する。

（給付金の支給を受ける権利の受継）

第十八条 給付金の支給を受ける権利を有する者が死亡した場合において、死亡した者がその死亡前に給付金の支給の請求をしていなかったときは、死亡した者の相続人は、自己の名で、死亡した者の給付金の支給を請求することができる。

2 第十四条第三項の規定は、前項の規定により給付金の支給を受けるべき同順位に相続人が二人以上ある場合について準用する。

第三章 不服の申立て

（不服の申立て）

第十九条 給付金の支給に関する処分について不服がある者は、その処分を通知を受けた日から起算して一年以内に、書面にて、調達庁長官に不服の申立てをすることができる。

2 前項の規定による不服の申立ては、時効の中断については、裁判上の請求とみなす。

3 調達庁長官は、特にやむをえない理由があると認めるときは、第一項の期間を経過した後においても不服の申立てを受理することができる。

（裁決）

第二十条 調達庁長官は、不服の申立てを受けたときは、必要な審査を行ない、すみやかに裁決をし、不服の申立てをした者にこれを通知しなければならない。

（政令への委任）

第二十一条 前二条に定めるもののほか、不服の申立て、審査及び裁決の手續に關して必要な事項は、政令で定める。

第四章 雑則

（報告、出頭等）

第二十二条 調達庁長官は、給付金の支給の実施又は不服の申立てに対する審査のため必要があると認めるときは、給付金の支給を受けようとする者又はその他の関係人に対して、報告をさせ、文書を出頭させ、出頭を命じ、診断を行ない、又は検案を受けさせることができる。

2 前項の規定により出頭した者は、国家公務員等の旅費に關する法律（昭和二十五年法律第百十四号）による旅費を受けることができる。

（立入検査等）

第二十三条 調達庁長官は、給付金の支給の実施又は不服の申立てに対する審査のため必要があると認めるときは、当該職員をして、被害の発生した場所又は病院若しくは診療所その他必要な場所に立ち入らせ、帳簿書類その他必要な物件を検査させ、又は給付金の支給を受けようとする者その他の関係人に対して質問させることができる。

2 前項の規定により当該職員がその職権を行なう場合には、その身分を示す証票を携帯し、関係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（関係機関の協力義務）

第二十四条 都道府県知事、市町村長、警察署長その他の関係機関は、調達庁長官からこの法律の実施のために必要な協力を求められたときは、できる限りその求めに応じなければならない。

（時効）

第二十五条 給付金の支給を受ける権利は、三年間行なわれないときは、時効によつて消滅する。

（讓渡又は担保の禁止）

第二十六条 給付金の支給を受ける権利は、讓渡し、又は担保に供することができない。

（差押えの禁止）

第二十七条 給付金の支給を受ける権利は、差し押えることができない。

（非課税）

第二十八条 この法律の規定により支給を受けた給付金を標準として、租税その他の公課を課してはならない。

（総理府令への委任）

第二十九条 この法律に特別の規定がある場合を除くほか、この法律の実施のための手續その他その執行に關して必要な細則は、総理府令で定める。

（罰則）

第三十条 第二十三条第一項の規定による検査を拒み、妨げ、若しく

は忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者は、三万円以下の罰金に処する。

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して六十日をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 昭和二十年八月十五日以前終戦に伴う連合国軍隊等の行為による被害者に対する適用

3 調達庁設置法(昭和二十四年法律第二百二十九号)の一部を次のように改正する。

第四号第十七号の次に次の一号を加える。

十七の三 連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の規定に基づき、給付金を支給すること。

第七号第十九号の次に次の一号を加える。

本則中第十七条の次に次の一条を加える。

第十八条 調達局に、附属機関として、被害者給付金審査会を置く。

2 被害者給付金審査会については、連合国占領軍等の行為による被害者等に対する給付金の支給に関する法律(昭和三十五年法律第 号)の定めるところによる。

障害の等級	日数
第一級	一三四〇日
第二級	一一九〇日
第三級	一〇五〇日
第四級	九二〇日
第五級	七九〇日
第六級	六七〇日
第七級	五六〇日
第八級	四五〇日
第九級	三五〇日
第十級	二七〇日
第十一級	二〇〇日
第十二級	一四〇日
第十三級	九〇日
第十四級	五〇日

備考 この表における障害の等級の区分は、労働基準法別表第一の等級の区分によるものとする。

十二月十九日日本委員会に左の案件を付託された。

一、元日赤救護班員の従軍期間を公的年金の基礎年限に推算するの請願(第一一七号)

一、厚生省に老人局設置の請願(第一一八号)

一、公務員の寒冷地手当等に関する請願(第一二五号)

一、福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願(第一二四号)

一、傷病者の増加恩給等は正に關する請願(第一四二号)

一、福島県小野町の寒冷地手当に関する請願(第一四八号)(第一七一号)

一、兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願(第一四九号)(第一五三号)(第一七〇号)(第一九四号)(第二四五号)

一、兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願(第一五〇号)(第一五四号)(第一九五号)(第二四六号)

一、兵庫県浜坂町の寒冷地手当に関する請願(第一五二号)

一、愛知県小牧飛行場の騒音防止に關する請願(第一五二号)

一、軍人恩給引上げ等に関する請願(第一六一号)

第一一七号 昭和三十五年十二月九日受理

元日赤救護班員の従軍期間を公的年金の基礎年限に推算する請願(二通)

請願者 佐賀市高木町東高木 一本杉八ノ一 国立佐賀病院内 田原カチ外三名

紹介議員 鈴木 強君

第一二五号 昭和三十五年十二月九日受理

公務員の寒冷地手当等に関する請願

請願者 山形市旅籠町三〇一山形官公庁寒冷地対策協議会内 安孫子藤吉 村山 道雄君

紹介議員 村山 道雄君

第一一八号 昭和三十五年十二月九日受理

厚生省に老人局設置の請願

請願者 大阪市南区周防町二一 御津ビル二十九号室全 国定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君

全く納得できないところであるから、これらの人々の立場を十分理解され、せひとも公的年金制度への通算措置を法文化せられるより特段の配慮をせられたらとの請願。

人口の老化はわが国において近年特に著しく、いわゆる老令者の総数は六十才以上において、今後数年を出ないで全人口の六十パーセントを突破しようとしてゐる。この多数の老令者に対する社会保障を含めた諸対策は誠に重要な問題となりつつあるが、わが国社会保障制度の現状はよりやくそのおちよについてばかりでなから一貫した施策を見ることのできないのは遺憾であるから、全国縦横一貫の対策樹立、施設の拡充強化のため、中央機関として厚生省に老人局を設置せられたらとの請願。

第一三三三号 昭和三十五年十二月十日受理

福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町 長 三輪才治

紹介議員 大河原一才君

第一二五号 昭和三十五年十二月九日受理

公務員の寒冷地手当等に関する請願

請願者 山形市旅籠町三〇一山形官公庁寒冷地対策協議会内 安孫子藤吉 村山 道雄君

紹介議員 村山 道雄君

来の政府統計を主体として現行支給区分決定品目価格に基づいて修正すると約十三パーセント増額が必要であるから、一級地百分の二十、二級地百分の四十、三級地百分の六十、四級地百分の八十、五級地百分の百にそれぞれ増額せられたら。また新炭手当については、現行支給額五級地世帯主五千元、四級地二千五百円になつてゐるが、この額は実態に適應しないものであるから、一級地三千元、二級地六千元、三級地一万三千元、四級地一万六千元、五級地二万円にそれぞれ増額せられたら。なお、寒冷地級給地是正については、昭和三十三年人事院勧告により若干引き上げられたが、いまだに置賜、村山、庄内地区は未解決の地域が多く、特に庄内、置賜における防雪資材の支費等を考えると現行のままではとうてい満足できないから、すみやかに検討のうえ、現実に適應できるように是正せられたらとの請願。

第一三三三号 昭和三十五年十二月十日受理

福島県船引町旧移村地区の寒冷地手当に関する請願

請願者 福島県田村郡船引町 長 三輪才治

紹介議員 大河原一才君

第一二五号 昭和三十五年十二月九日受理

公務員の寒冷地手当等に関する請願

請願者 山形市旅籠町三〇一山形官公庁寒冷地対策協議会内 安孫子藤吉 村山 道雄君

紹介議員 村山 道雄君

第一一八号 昭和三十五年十二月九日受理

厚生省に老人局設置の請願

請願者 大阪市南区周防町二一 御津ビル二十九号室全 国定年退職者連盟内 末広昇

紹介議員 鈴木 恭一君

炭手当の支給に関する法律の第二条第二項中の「百分の二十」を「百分の二十五」に改めて、一級地百分の二十、二級地百分の四十、三級地百分の六十、四級地百分の八十、五級地百分の百の率でそれぞれ俸給の月額及び扶養手当の月額に乘じた額で支給するより格段の措置を講ぜられたいとの請願。

第一四二号 昭和三十五年十二月十二日受理
傷病者の増加恩給等是正に関する請願
請願者 東京都千代田区丸ノ内 一丁目財団法人日本傷
疾軍人会内 沖野亦男
紹介議員 加藤 武徳君

現行恩給法中、傷病恩給に関しては、他の恩給に比し大きな不均衡のまま放置されており、特に等差、裁定基準の根本的是正が行なわれていないばかりでなく、年額、周差及び家族加給等について、第二十八回及び第三十一回国会では付帯決議が付されているように、未解決な問題点が残されているから、(一)第一項の増加恩給の年額を二十万一千円とすること、(二)周差を旧法の周差に是正すること、(三)家族加給は一人四千八百円を現在員に支給し、傷病年金受給者に対して文官と同様家族加給を支給すること、(四)裁定基準を是正するため、恩給法別表第一号表の二及び三を改正すること、(五)恩給法附則第二十二條による易金受給者の後重症の請求権を認めること等の是正を図られたいとの請願。

第一四八号 昭和三十五年十二月十三日受理
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町長 小野泰臣外一名
紹介議員 石原幹市郎君

第一七一号 昭和三十五年十二月十四日受理
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町下町小野町寒冷地対策協議会 宗像徳弥外一名
紹介議員 松平 勇雄君

第一四九号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町議会議長 小林久雄
紹介議員 中野 文門君

第一四八号 昭和三十五年十二月十三日受理
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町長 小野泰臣外一名
紹介議員 石原幹市郎君

第一四八号 昭和三十五年十二月十三日受理
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町長 小野泰臣外一名
紹介議員 石原幹市郎君

第一四八号 昭和三十五年十二月十三日受理
福島県小野町の寒冷地手当に関する請願
請願者 福島県田村郡小野町長 小野泰臣外一名
紹介議員 石原幹市郎君

る有様で、出石郡出石町も現在二級地となつてはいるが、気象調査の資料は五級地としての条件を具備しているから、全国的な均衡の上から当然本町の寒冷地給級地を三級地に引き上げられたい。また現行一・五割きざみの支給額は実情に適さないから、これを二割きざみの区分にせられたいとの請願。

第一五三号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町川原五八 中原久雄
紹介議員 山本伊三郎君

第一七〇号 昭和三十五年十二月十四日受理
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町長 金沢鏡二
紹介議員 岸田 幸雄君

第一九四号 昭和三十五年十二月十四日受理
兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君

第一五〇号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町議會議長 岡本 里志
紹介議員 中野 文門君

第一五〇号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町議會議長 岡本 里志
紹介議員 中野 文門君

第一五四号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町長 永井幸彦外二名
紹介議員 山本伊三郎君

第一五四号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町長 永井幸彦外二名
紹介議員 山本伊三郎君

第一五四号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町長 永井幸彦外二名
紹介議員 山本伊三郎君

兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町三 小山芳彦
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一五〇号と同じである。

第二四六号 昭和三十五年十二月十五日受理
兵庫県但東町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡但東町水口諱一郎
紹介議員 松澤 兼人君

第一五一号 昭和三十五年十二月十三日受理
兵庫県浜坂町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県美方郡浜坂町議會議長 水田光治
紹介議員 中野 文門君

兵庫県出石町の寒冷地給級地は、旧合橋地区が二級地、高橋ならびに資母地区が三級地となつてはいるが、町全域について同一条件下にあるから、全域四級地に引き上げられたい。なお、昭和二十四年法律第二百号による支給額が一・五割きざみでは実情に適さないから、二割きざみの区分として修正増額せられたいとの請願。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

兵庫県出石町の寒冷地手当に関する請願
請願者 兵庫県出石郡出石町三五四 千野正一
紹介議員 松浦 清一君
この請願の趣旨は、第一四九号と同じである。

第一五二号 昭和三十五年十二月十日
三日受理

愛知県小牧飛行場の騒音防止に関する
請願

請願者 愛知県春日井市長 梅

村義一外一万四千十六
名

紹介議員 青柳 秀夫君 草葉
隆圓君 成瀬 幡治君
近藤 信一君

愛知県小牧飛行場においては、多くの
自衛隊ジェット機が昼夜をわがたぬ激
しい訓練整備を行ない、これによつて
発する騒音は、同飛行場周辺に居住す
る市民に言語に絶する激甚な苦痛を与
えているから、その対策として、(一)
騒音防止に対する抜本的な方針を樹
立して、完全な措置を講ずること、
(二)飛行機による騒音が四十五ホーン
以下となるよう施設または処置をする
こと、(三)公共施設(学校、保育園、
医療施設等)は、完全にして永久的な
防音装置を行なうこと、(四)騒音低下
の措置困難な場合は、騒音の被害を徹
りにたる各般の行政措置を確立し、健
康にして文化的な市民生活を保障する
こと、等の対策をすみやかに実施せら
れたいとの請願。

第一六一号 昭和三十五年十二月十日
三日受理

軍人恩給引上げ等に関する請願

請願者 東京都北多摩郡保谷町
上保谷七二三 竹内大
幸外八十八名
紹介議員 下村 定君

池田内閣の重点政策の一つである所得
倍増、特に公務員の給与大幅引上げは、
当然その延長である恩給権者にも及ぶ

ものと考ええるから、前国会において蘇
統審議となつた加算問題の予算化はも
ち論、普通恩給(扶助料)額(同一職に
あつた者でも退職年次の新旧により約
五割ものひらきがある)の基礎である
仮定俸給を、公務員の給与大幅引上げ
に関連して退職年金制度実施直前の給
与ベースの線に統一して引き上げ、な
おこれが前提たる一万五千円ベースの
完全実施と号俸低下(将官二号俸、佐
官一号俸)廃止はぜひとも早急に解決
せられるとともに、第二十八回国会に
おいて政府が前号同様公約した(一)遺
族公務扶助料の倍率及び支給条件等の
是正、(二)傷病恩給の間差、等差及び他
の恩給との不均衡是正、(三)旧海軍特
務士官の仮定俸給基準の是正等の実施
並びに(四)昭和二十三年六月以前退職
者の恩給引上げを旧軍人にも適用する
こと、(五)旧軍人の一時恩給(一時扶
助料)の資格年限を文官同様(三年)と
すること等すみやかに是正の措置をと
られたいとの請願。

昭和三十六年一月九日印刷

昭和三十六年一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局